官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（経済産業五〇）　一
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令（同五一）　七
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五二）　一〇一
○海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（経済産業・環境七）　一〇二
○経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一一三
○特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令（環境一六）　一一三
〔規　則〕
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（国家公安委一二）　一二三
〔法規的告示〕
○土砂災害防止対策基本指針を変更する件（国土交通六三六）　一四五
○特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示を廃止する告示（環境一六）　一五〇
〔その他告示〕
○令和八年における医療施設静態調査の調査の期日等を定める件（厚生労働二二三）　一五〇
○動態調査の調査票の様式の一部を改正する件（同二二四）　一六二
○令和八年における患者調査の調査の期日等を定める件（同二二五）　一六二
〔公　告〕
諸事項　一七五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録者関係　三一
会社その他
会社決算公告　三一〇

省令

○経済産業省令第五十号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第七十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　貯留事業及び試掘
第一節　適用範囲（第二条）
第二節　貯留事業及び試掘の許可
第一款　特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可（第三条―第十条）
第二款　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可（第十一条）
第三款　貯留事業の許可を要しない二酸化炭素の貯蔵（第十二条）
第四款　許可貯留区域等の増減等（第十三条―第二十一条）
第三節　貯留権及び試掘権（第二十二条・第二十三条）
第四節　貯留事業及び試掘の実施等
第一款　貯留事業の実施（第二十四条―第五十一条）
第二款　貯留事業の廃止等（第五十二条―第六十四条）
第三款　試掘の実施等（第六十五条―第七十二条）
第五節　保安
第一款　貯留事業者等の義務等（第七十三条・第七十四条）
第二款　自主的な保安（第七十五条―第八十一条）
第三款　工事計画及び検査（第八十二条―第九十二条）
第三章　導管輸送事業
第一節　導管輸送事業の届出等（第九十三条―第百条）
第二節　保安
第一款　災害時の報告（第百一条）
第二款　自主的な保安（第百二条―第百五条）
第三款　工事計画及び検査（第百六条―第百十七条）
第三節　登録導管輸送工作物検査機関（第百十八条―第百二十七条）
第四章　貯留層の探査（第百二十八条―第百三十九条）
第五章　土地の使用及び収用（第百四十条―第百四十七条）
第六章　雑則（第百四十八条―第百五十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。

第二章　貯留事業及び試掘

第一節　適用範囲

第二条　この章（第三条から第十六条まで、第二十一条から第二十九条まで、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十八条から第六十条まで及び第六十四条から第九十二条までを除く。）の規定は、海域の貯留層以外の貯留層における貯留事業について適用する。

第二節　貯留事業及び試掘の許可

第一款　特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可

（実施要項に記載する事項）

第三条　法第三条第五項第六号の経済産業省令で定める事項は、同項第一号から第五号までに掲げるもののほか、同条第一項に規定する特定事業者の募集に必要な事項とする。

（緊急を要する特別の事情）

第四条　法第三条第六項ただし書の経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度の低減その他公共の利益の増進を図るために、緊急に貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）を行う必要があると認められる事情

二　その他前号に掲げる事情に準ずると認められる事情

（貯留事業等の許可の申請）

第五条　法第四条第二項の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を法第三条第五項第四号の募集の期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業等の許可に係る申請書の添付書類の様式等）

第六条　法第四条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一　様式第二による法第四条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ　貯留事業等に関する計画

ロ　二酸化炭素（法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。第九十六条を除き、以下同じ。）の貯蔵又は試掘の方法に関する事項

ハ　貯留事業等に要する期間

ニ　申請貯留区域等（法第四条第二項第二号に規定する申請貯留区域等をいう。チ、リ及び第四号ホにおいて同じ。）及びその周辺の地質構造の評価

ホ　許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績

ヘ　貯留事業等を行うための資金計画

ト　貯留事業等を行うための体制

チ　貯留事業等が他人の許可貯留区域等と隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等（法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。以下同じ。）との調整に関する事項

リ　貯留事業等が他人の鉱区（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区をいう。第百三十条第二項第四号において同じ。）の直下の区域と重複し、又は隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

ヌ　農業、漁業その他の産業との調整に関する事項

ル　貯留事業に係る申請にあっては、次に掲げる事項

(1)　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項

(2)　法第四条第二項の申請に係る貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

(3)　(1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項

(4)　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項

(5)　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

ヲ　その他貯留事業等に関する必要な事項

二　法第四条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

三　法第四条第三項第三号の事業の用に供する者又は同項第四号の行政機関の長の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

四　法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

イ　貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類

ロ　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ハ　主たる技術者の履歴書

ニ　申請者が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ　申請貯留区域等及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

ヘ　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面

ト　他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

チ　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（公告事項）

第七条　法第七条第四号（法第九条第五項、第十条第五項、第十二条第五項及び第六項並びに第十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七条各号に掲げる事項の縦覧の場所及び時間

二　法第八条の意見書の提出方法及び提出先

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（試掘の許可の更新の申請）

第八条　法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新の申請は、法第九条第一項の規定による許可の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間にしなければならない。

2　法第九条第三項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第六条（第一号ル及び第四号ニを除く。）の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試掘及び試掘区域について準用する。

（試掘の許可を受けた者による貯留事業の許可の申請）

第九条　法第十条第二項の申請をしようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第六条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る貯留事業、二酸化炭素の貯蔵及び法第十条第二項第二号に規定する申請貯留区域について準用する。

（特定区域の指定及び変更の提案）

第十条　法第十一条第一項の規定による特定区域の指定又は変更の提案をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五による提案書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該提案に係る区域の所在地

三　当該提案に係る区域の面積

四　当該提案の理由

２　前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　当該提案に係る区域を表示する図面
二　当該提案に係る区域及びその周辺の地質構造の評価を説明する書類
三　その他参考となるべき事項を記載した書類
３　前項第一号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

第二款　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

第十一条　法第十二条第二項の申請をしようとする者は、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
２　第六条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る法第十二条第二項第二号に規定する申請貯留区域等について準用する。

第三款　貯留事業の許可を要しない二酸化炭素の貯蔵

第十二条　法第十三条第一項の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵は、鉱物の掘採に伴うものとする。

第四款　許可貯留区域等の増減等

（許可貯留区域等の増減の許可の申請）

第十三条　法第十四条第二項の申請をしようとする者は、様式第七による申請書に、許可貯留区域等及び申請貯留区域等（同項第三号に規定する申請貯留区域等をいう。次項第四号及び第三項において同じ。）との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
２　法第十四条第三項において準用する法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
二　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
三　主たる技術者の履歴書
四　申請貯留区域等及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図
五　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
六　他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面
七　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類
八　抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域をいう。以下同じ。）の減少に係る申請にあっては、抵当権者の承諾書
３　第六条（第四号を除き、許可貯留区域等の減少に係る申請にあっては、第一号チからヌまで及び第三号を除く。）の規定は、第一項の申請書並びに当該申請書に係る許可貯留区域等の増減を行おうとする貯留事業等及び申請貯留区域等について準用する。

（許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請）

第十四条　法第十六条第二項の申請をしようとする者は、様式第八による分割許可申請書又は様式第九による合併許可申請書に、許可貯留区域及び当該申請に係る分割後又は合併後の貯留区域との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
２　法第十六条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。
一　様式第十による法第十六条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。
イ　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する計画
ロ　二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
ハ　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する期間
ニ　分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造の評価
ホ　許可貯留区域における貯留事業及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
ヘ　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための資金計画
ト　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための体制
チ　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
リ　分割後又は合併後の貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
ヌ　チ及びリの評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
ル　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
ヲ　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
ワ　その他分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する必要な事項
二　法第十六条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。
三　法第十六条第三項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
イ　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
ロ　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
ハ　主たる技術者の履歴書
ニ　分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図
ホ　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
ヘ　他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面
ト　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類
チ　抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域の分割又は合併に係る申請にあっては、抵当権者の承諾書及び抵当権の順位に関する協定書

（貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の申請）

第十五条　法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　譲り受けようとする貯留事業等に関する計画
ロ　二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項
ハ　譲り受けようとする貯留事業等に要する期間
ニ　譲り受けようとする貯留事業等に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
ホ　譲受人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
ヘ　譲り受けようとする貯留事業等を行うための資金計画
ト　譲り受けようとする貯留事業等を行うための体制
チ　貯留事業の譲渡に係る申請にあっては、次に掲げる事項
(1)　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
(2)　譲り受けようとする貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
(3)　(1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
(4)　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
(5)　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
リ　その他譲り受けようとする貯留事業等に関する必要な事項

二　譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
三　譲り受けようとする貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
四　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
五　主たる技術者の履歴書
六　譲受人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
七　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
八　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

2　法第十七条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二による合併認可申請書又は様式第十三による分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に関する計画
ロ　二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項
ハ　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に要する期間
ニ　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
ホ　合併後存続する法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
ヘ　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等を行うための資金計画
ト　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等を行うための体制
チ　貯留事業者（法第十三条第一項に規定する貯留事業者をいう。以下同じ。）である法人の合併又は分割に係る申請にあっては、次に掲げる事項
(1)　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
(2)　貯留事業者である法人の合併又は分割に係る貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
(3)　(1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
(4)　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
(5)　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
リ　その他貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に関する必要な事項
二　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
三　貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
四　合併後存続する法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人が現に貯留事業者等でない場合にあっては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
五　合併又は分割により法人を設立する場合にあっては、当該法人の設立後三年間の各事業年度の資金計画書及び収支見積書
六　主たる技術者の履歴書
七　合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立される法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
八　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
九　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（貯留事業者等の相続の届出等）

第十六条　法第十八条第二項の規定により相続の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　相続貯留事業等（法第十八条第三項に規定する相続貯留事業等をいう。以下この号及び第四号において同じ。）に関する計画
ロ　二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項
ハ　相続貯留事業等に要する期間
ニ　相続貯留事業等に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
ホ　相続人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
ヘ　相続貯留事業等を行うための資金計画
ト　相続貯留事業等を行うための体制
チ　相続人が貯留事業者の地位を承継した場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
(2)　相続人が行う貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
(3)　(1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
(4)　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
(5)　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
リ　その他相続貯留事業等に関する必要な事項
二　戸籍謄本
三　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により貯留事業等を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
四　相続貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
五　相続人が法第五条第一項第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面
六　法第百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
七　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

2　法第十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣からの通知が到達してから六月とする。

（特定閉鎖措置計画の認可の申請等）

第十七条　法第二十二条第三項の規定により特定閉鎖措置計画（同項に規定する特定閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、特定閉鎖措置（同項に規定する特定閉鎖措置をいう。以下同じ。）に係る許可貯留区域ごとに、次に掲げる事項について特定閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
二　法第二十二条第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九条第一号、第五十二条第一号、第五十三条第一項第二号及び第五十四条第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

三　貯留等工作物その他の法第十九条第一項から第三項までの規定による法第十三条第一項に規定する貯留事業の許可（貯留開始貯留事業（法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の取消しを受けた貯留開始貯留事業者（法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業者をいう。以下同じ。）であった者又は解散し、若しくは死亡した貯留開始貯留事業者が行っていた貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物（通知貯留区域管理業務に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。）の撤去又は廃棄に関する事項

四　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

3　法第二十二条第三項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　法第二十二条第三項に規定する場所についての坑口の閉塞

二　第一項第三号に規定する工作物の撤去又は廃棄

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

4　法第二十二条第三項に規定する主務省令で定める期間は、二年とする。

（特定閉鎖措置計画の変更の認可の申請等）

第十八条　法第二十二条第五項の規定により、同条第三項の規定により認可を受けた特定閉鎖措置計画について変更の認可を受けようとする者は、様式第十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添付しなければならない。

3　法第二十二条第五項ただし書に規定する主務省令で定める軽微な変更は、旧貯留開始貯留事業者（同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者をいう。第七十九条第一号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の特定閉鎖措置計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（特定閉鎖措置計画の認可の基準）

第十九条　法第二十二条第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　坑口の閉塞の方法が適切であること。

二　第十七条第一項第三号に規定する工作物が適切に撤去され、又は廃棄されること。

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

五　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

（特定閉鎖措置計画の軽微な変更の届出）

第二十条　法第二十二条第七項の規定により届出をしようとする者は、様式第十七による届出書に、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業等の許可の取消し等に伴う措置）

第二十一条　法第二十三条第一項（法第五十七条第五項及び第六十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める措置は、法第二十三条第一項の坑口の閉塞並びに掘削用機械及び火薬類取扱所の撤去とする。

第三節　貯留権及び試掘権

（公衆の縦覧に供する期間）

第二十二条　法第二十七条（法第二十九条第四項、第三十条第四項、第三十一条第二項及び第五十三条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の縦覧に供する期間は、当該縦覧に係る貯留権等（貯留権にあっては、貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係るものに限る。）が消滅する日までとする。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係る貯留権及び試掘権の放棄の届出）

第二十三条　法第三十五条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節　貯留事業及び試掘の実施等

第一款　貯留事業の実施

（貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間）

第二十四条　法第三十七条第一項の経済産業省令で定める期間は、法第十三条第一項に規定する貯留事業の許可を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から二年以内とする。

（貯留事業の着手の延期の認可の申請）

第二十五条　法第三十七条第二項の規定により貯留事業の着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業に着手したときの届出等）

第二十六条　法第三十七条第三項の規定により貯留事業の着手又は許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入の開始の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入に関し通知すべき事項）

第二十七条　法第三十七条第四項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　許可貯留区域

二　許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始した年月日

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（貯留事業の休止の認可の申請）

第二十八条　法第三十七条第五項の規定により貯留事業の休止の認可の申請をしようとする者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業の再開の届出）

第二十九条　法第三十七条第六項の規定により休止した貯留事業の再開の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業実施計画の認可の申請）

第三十条　法第三十八条第一項の規定により貯留事業実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第二十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第三十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制

二　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項

三　許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、大気に漏出した場合における環境に及ぼす影響の評価に関する事項

四　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項

五　通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

（貯留事業実施計画の変更の認可の申請等）

第三十一条　法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該変更後の貯留事業実施計画を添付しなければならない。

3　法第三十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十八条第一項第五号に掲げる事項の変更（法第四十三条第一項の規定による監視を追加して行う場合に限る。）

二　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量を減少させ、又は当該二酸化炭素の注入に係る期間を短縮し、二酸化炭素の注入量の合計を減少させる変更

三　前条第二項第四号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更

四　前条第二項第五号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更

五　貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の貯留事業実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

（貯留事業実施計画の軽微な変更の届出）

第三十二条　法第三十九条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十五による届出書に、変更後の貯留事業実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視）

第三十三条　法第四十三条第一項の規定により貯留開始貯留事業者が行う監視は、認可貯留事業実施計画（法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画をいう。以下同じ。）に従い、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二　異常時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。

2　法第四十三条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力

二　貯蔵する二酸化炭素の成分、流量、注入量及び濃度

三　許可貯留区域内の坑井の健全性

四　許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

五　許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

六　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの許可貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告）

第三十四条　法第四十三条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を経済産業大臣に報告すること。

二　異常時監視　当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を経済産業大臣に報告すること。

三　通常時監視　当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告すること。

（二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金を確保するための措置）

第三十五条　法第四十四条第一項の資金の確保は、貯留開始貯留事業（当該貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を行っている期間に係るものに限る。）に係る毎事業年度において、当該事業年度に確保すべき資金の金額を算定し、当該金額に相当する資金を確保することにより行わなければならない。ただし、経済産業大臣が当該貯留開始貯留事業の実施状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　法第四十四条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　引当金の積立て

二　引当金の積立て以外の措置であって、二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の安定的な遂行を確保するためのものとして経済産業大臣が適当と認めるもの

（拠出金の額の算定）

第三十六条　法第四十五条第二項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　通知貯留区域管理業務に要する三十年分の費用の額の確保を図ることができるものであること。

二　貯留開始貯留事業者が行う貯留開始貯留事業の内容に照らして長期的に安定した水準を維持できるものであること。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構への届出等）

第三十七条　法第四十五条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十六による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一　法第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による認可を受けた場合　認可貯留事業実施計画及び次項各号に掲げる事項を記載した書類

二　法第三十九条第二項の規定による届出をした場合　認可貯留事業実施計画及び次項各号に掲げる事項を記載した書類

三　法第四十三条第二項の規定による報告をした場合　同条第一項の規定による監視の結果を記載した書類

2　法第四十五条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　許可貯留区域に係る貯留事業場（法第三十八条第一項第三号に規定する貯留事業場をいう。以下同じ。）についての坑口の閉塞に関する事項

二　貯留等工作物その他の貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項

（拠出金の額の認可）

第三十八条　機構は、法第四十五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（拠出金の額の通知）

第三十九条　法第四十五条第五項の規定による通知は、様式第二十八により行うものとする。

（拠出金の納付等）

第四十条　拠出金（法第四十五条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）及び延滞金の納付は、納付書（納入告知書の送付を受けた場合には納入報告書）を添えて、これを行わなければならない。

2　拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

（端数計算）

第四十一条　拠出金及び延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（国税滞納処分の例による処分の認可）

第四十二条　機構は、法第四十七条第三項の規定により国税滞納処分の例による処分の認可を受けようとするときは、様式第二十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（滞納処分の証明書）

第四十三条　法第四十七条第三項の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者であることを示す様式第三十による証明書を提示しなければならない。

（延滞金の免除）

第四十四条　法第四十七条第五項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。

二　延滞金の額が百円未満であるとき。

三　災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（書類の保存義務）

第四十五条　貯留開始貯留事業者は、拠出金及び延滞金の納付に関する書類をその完結の日から五年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十六条　前条の規定により保存しなければならない書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第九十二条第一項、第百十七条第一項及び第百二十六条第一項において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条に規定する書類の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣の定める基準を確保するよう努めなければならない。

（認可貯留事業実施計画の実施状況の定期の報告）

第四十七条　法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第三十八条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第三十一による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定貯留事業約款において定めるべき事項）

第四十八条　法第五十条第一項の特定貯留事業約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三　貯留等工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあっては、その内容

五　二酸化炭素の受入量の計測方法及び料金その他の二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　貯蔵ができる二酸化炭素の特性その他の二酸化炭素の貯蔵に係る受入条件に関する事項

七　貯留等工作物その他の設備に関する特定貯留事業者（法第五十条第一項に規定する特定貯留事業者をいう。第十号において同じ。）及び二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八　二酸化炭素の貯蔵に係る受入れの制限又は停止並びに解除に関する事項

九　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、二酸化炭素の貯蔵に係る条件又は特定貯留事業者及び二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十一　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十二　実施期日

（特定貯留事業約款の届出等）

第四十九条　法第五十条第一項の規定による特定貯留事業約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十二による届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二　二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第五十条第一項の規定による特定貯留事業約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十三による届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定貯留事業約款及び変更後の特定貯留事業約款

三　前条第二号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四　前条第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（特定貯留事業約款以外の条件の承認の申請）

第五十条　法第五十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定貯留事業約款以外の条件による法第五十条第一項に規定する特定貯留事業を行う理由を記載した書類

二　料金その他の二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（特定貯留事業約款の公表）

第五十一条　法第五十条第四項の規定による特定貯留事業約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

第二款　貯留事業の廃止等

（閉鎖措置）

第五十二条　法第五十三条第一項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　閉鎖措置（法第五十三条第一項に規定する閉鎖措置をいう。以下同じ。）に係る許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞

二　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物（通知貯留区域管理業務に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。次条第一項第三号及び第五十四条第一項第二号において同じ。）の撤去又は廃棄

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第五十三条　法第五十三条第二項の規定により閉鎖措置計画（同項に規定する閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、閉鎖措置に係る許可貯留区域ごとに、次に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第三十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　閉鎖措置に係る許可貯留区域

二　前号の許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項

三　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項

四　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

（閉鎖措置計画の認可の基準等）

第五十四条　法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　坑口の閉塞の方法が適切であること。

二　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物が適切に撤去され、又は廃棄されること。

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

五　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

２　第十八条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二条第五項」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第五項」と、「同条第三項」とあるのは「法第五十三条第二項」と、「様式第三十六」とあるのは「様式第三十六」と、同条第三項中「法第二十二条第五項ただし書」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第五項ただし書」と、「旧貯留開始貯留事業者（同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者をいう。第七十九条第一号において同じ。）」とあるのは「貯留開始貯留事業者」と読み替えるものとする。

３　第二十条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条中「法第二十二条第七項」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第七項」と、「様式第十七」とあるのは「様式第三十七」と読み替えるものとする。

（閉鎖措置の終了の確認の申請等）

第五十五条　法第五十三条第四項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）の規定により、閉鎖措置（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、特定閉鎖措置。以下この条において同じ。）の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十八（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、様式第三十九）による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域

三　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日

四　閉鎖措置の実施状況

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域に係る貯留事業場（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、法第二十二条第三項に規定する場所）の現況を明らかにする書類

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないことを明らかにする書類

３　法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第五十三条第二項の認可を受けた閉鎖措置計画（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、法第二十二条第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画）（法第二十二条第五項又は第七項（これらの規定を法第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）に基づき閉鎖措置が適切に行われていること。

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないと認められること。

（終了確認証）

第五十六条　経済産業大臣は、法第五十三条第四項の規定による確認をしたときは、終了確認証を交付する。

（二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間）

第五十七条　法第五十三条第五項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める期間は、十年を下らない期間とする。ただし、廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した場合において、当該二酸化炭素の注入量が、十年以内に当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれる程度に少量であると経済産業大臣が認めたときは、その期間を短縮することができる。

（貯留開始貯留事業の廃止の許可の申請）

第五十八条　法第五十三条第六項の申請をしようとする者は、様式第四十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第五十三条第六項第五号の経済産業省令で定める事項は、貯留開始貯留事業の廃止の理由とする。

（通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な措置）

第五十九条　法第五十三条第七項第二号の経済産業省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　機構が通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な事務の引継ぎ

二　通知貯留区域管理業務に使用するための貯留等工作物その他の廃止しようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の管理の引継ぎ

三　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況に関する情報の提供

四　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置に関する情報の提供

五　その他機構が通知貯留区域管理業務を行うために必要な情報の提供

２　法第五十三条第七項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

二　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

三　機構に拠出金が納付されていることを証する書面

四　法第五十三条第七項第二号の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていることについての機構の同意書

五　抵当権の設定が登録されている貯留権に係る法第五十三条第五項の規定による申請にあっては、抵当権者の承諾書

（機構への通知事項）

第六十条　法第五十三条第十一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十三条第五項の許可に係る貯留開始貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第五十三条第五項の許可の年月日

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項等）

第六十一条　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものの監視は、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　通知貯留区域（法第五十三条第十二項第二号に規定する通知貯留区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二　異常時監視　通知貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。

2　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

二　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの通知貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

三　通知貯留区域管理業務を行うため必要があると認められる場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力並びに坑井の健全性

四　懸念時監視又は異常時監視を実施する場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

（通知貯留区域管理業務に関する事項の届出）

第六十二条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、通知貯留区域管理業務を行おうとするときは、通知貯留区域ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第四十一による届出書を経済産業大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　通知貯留区域

二　通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

三　法第五十六条に規定する応急の措置に関する事項

四　その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告）

第六十三条　法第五十四条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を経済産業大臣に報告すること。

二　異常時監視　当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を経済産業大臣に報告すること。

三　通常時監視　当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告すること。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出）

第六十四条　法第五十七条第一項の規定により貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第四十二による届出書に、抵当権者の承諾書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三款　試掘の実施等

（試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間）

第六十五条　法第五十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第七十九条第二号において同じ。）を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から六月以内とする。

（試掘の事業に着手したときの届出）

第六十六条　法第五十八条第二項の規定により試掘の事業の着手の届出をしようとする者は、様式第四十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の事業の着手の延期の認可の申請等）

第六十七条　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第二項の規定により試掘の事業の着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第四十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の規定により試掘の事業の休止の認可の申請をしようとする者は、様式第四十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第六項の規定により休止した試掘の事業の再開の届出をしようとする者は、様式第四十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘実施計画の認可の申請）

第六十八条　法第五十九条第一項の規定により試掘実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第四十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五十九条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、試掘を行うための資金計画及び体制とする。

（試掘実施計画の変更の認可の申請等）

第六十九条　法第六十条第一項の規定により試掘実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該変更後の試掘実施計画を添付しなければならない。

3　法第六十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の試掘実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（試掘実施計画の軽微な変更の届出）

第七十条　法第六十条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四十九による届出書に、変更後の試掘実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（認可試掘実施計画の実施状況の定期の報告）

第七十一条　法第六十四条第一項において準用する法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第五十九条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第五十による報告書に、試掘によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記憶媒体をいう。第百二十四条第二項第二号及び第百三十九条において同じ。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の廃止の届出）

第七十二条　法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五節　保安

第一款　貯留事業者等の義務等

（貯留事業者等が講ずべき措置）

第七十三条　法第六十六条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置及び同条第二項の規定に基づき同項第一号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

一　土地の掘削を行うときは、ガス等の噴出を防止するための措置を講ずること。

二　ガス等の噴出が発生したとき、又はその兆候を認めたときは、貯留事業等に従事する者の退避、送電の停止その他のガス等の噴出による被害を防止するための措置を講ずること。

三　地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置を講ずること。

四　坑井は、速やかに、坑口の閉塞その他のガス等の噴出による被害を防止するための措置を講ずること。ただし、坑井であって今後の活用が見込まれるもの及び二酸化炭素の注入を開始したものについては、坑口装置のバルブの閉止その他の措置を講ずれば足りるものとする。

2　法第六十六条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

一　二酸化炭素の注入を適切に行うこと。

二　二酸化炭素の貯蔵に伴う許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の状況の監視を適切な方法で行うこと。

三　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずること。

3　法第六十六条第一項の規定に基づき同項第三号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置及び同条第二項の規定に基づき同項第二号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一　貯留等工作物の工事、維持及び運用　次のイからホまでに掲げる措置

イ　貯留等工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを貯留事業等に従事する者に周知すること。

ロ　貯留等工作物並びに掘削箇所及び掘削跡を保安のため必要があるときに点検し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、被害の防止のため必要な事項について測定すること。

ハ　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又はロの測定の結果に異常が認められたものについては、点検、検査又は測定について必要な措置を講ずること。

ニ　ロ及びハの点検、検査及び測定についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを貯留事業等に従事する者に周知すること。

ホ　ロ及びハの点検、検査及び測定の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

二　火薬類の取扱い　次のイからリまでに掲げる措置

イ　火薬類を受け渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。ただし、イの場所、使用場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。

ロ　火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、イの場所、使用場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。

ハ　火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。

ニ　火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

ホ　受け渡し、返還し、及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。

ヘ　火薬類を受け渡し、存置し、運搬し、又は使用するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

ト　火薬類を使用するときは、への規定によるほか、異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置を講ずること。

チ　火薬類の使用後は、への規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

リ　不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

三　火気の取扱い　次のイからハまでに掲げる措置

イ　火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。

ロ　消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

ハ　火災を認めたときは、消火作業の実施、貯留事業等に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

（災害時の報告）

第七十四条　貯留事業者等は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災害	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	詳報	
一　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	災害速報（以下「速報」という。）及び災害詳報（以下「詳報」という。）及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び当該災害に係る貯留等工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この表において「所轄産業保安監督部長」という。）
二　工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物の操作により人が死亡した災害				
三　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（前二号及び次号及び第七号に掲げるものを除く。）				
四　工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（第二号及び第七号に掲げるものを除く。）				
五　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号まで及び第七号に掲げるものを除く。）				所轄産業保安監督部長
六　所有し、又は占有する二酸化炭素又は高圧ガスによる災害（第一号から前号まで、次号及び第十号に掲げるものを除く。）				

七　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷又は破壊による災害（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
八　主要な貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
九　土地の掘削によるガス等の噴出その他の災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
十　貯蔵した二酸化炭素についての災害（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）		災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十一　火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害				

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一　災害の発生の日時及び場所
二　災害の概要
三　災害の原因
四　応急措置

3　第一項の規定による詳報は、様式第五十二による報告書を提出して行わなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第七十五条　法第六十九条第一項の保安規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　貯留事業場等（法第六十六条第三項に規定する貯留事業場等をいう。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
二　作業監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
三　貯留事業等に従事する者に対する保安教育に関すること。
四　第七十三条各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置（試掘者にあっては、同条第二項に規定する措置を除く。第八十条第一項第三号において同じ。）について、これを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。
五　現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容に関すること。
六　保安を確保するための措置の評価の方法に関することであって次に掲げるもの
　イ　現況調査を実施する体制に関すること。
　ロ　措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。
　ハ　措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。
　ニ　措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。
七　前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。
八　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
九　貯留事業場等における保安についての記録（第六号ニに規定するものを除く。）に関すること。
十　その他貯留事業場等における保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第七十六条　法第六十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十三による届出書を提出しなければならない。

2　法第六十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十四による届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第七十七条　法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一　掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。）であって、貯留事業場等又は石油鉱山（鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。以下この表において同じ。）その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二　前号に掲げる者のほか、貯留事業場等又は石油鉱山その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して五年以上従事した者
二　貯留層への二酸化炭素の注入に関する作業	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者であって、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における二酸化炭素の注入に関する作業に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二　前号に掲げる者のほか、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における生産管理その他これらに類する作業に関する実務に通算して五年以上従事した者
三　圧送機の操作その他の二酸化炭素（常用の圧力が一メガパスカル以上のものに限る。）の圧送に関する作業	製造保安責任者免状（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項の製造保安責任者免状をいい、丙種化学責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状を除く。）第百四条第一項の表及び第百十九条第四号において同じ。）の交付を受けている者
四　火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業	一　一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二　一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

2　貯留事業者等は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類を存置（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると経済産業大臣（その事業の用に供する貯留等工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その貯留等工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この節（第九十条第一項及び第九十二条第二項を除く。）において同じ。）が認めた者から選任することができる。

（作業監督者の選解任の届出）

第七十八条　法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十五による届出書を提出しなければならない。

（現況調査の時期）

第七十九条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　旧貯留開始貯留事業者が法第二十二条第三項の規定により特定閉鎖措置計画を定め、又は同条第五項の規定によりこれを変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

二　試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

三　貯留事業者等が法第三十七条第五項（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けて休止した貯留事業等を再開しようとするとき。

四　貯留事業者が法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画を変更しようとするとき。

五　貯留開始貯留事業者が法第五十三条第二項の規定により閉鎖措置計画を定め、又は同条第三項において準用する法第二十二条第五項の規定によりこれを変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

六　貯留事業者等が法第五十七条第一項（法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により貯留事業等の廃止の届出をしようとするとき。

七　試掘者が法第六十条第一項の規定により試掘実施計画を変更しようとするとき。

（現況調査の項目）

第八十条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　掘削箇所及び貯留層並びにこれらの周辺の地質状況（試掘者にあっては、掘削箇所及びその周辺の地質状況）

二　貯留事業場等の周辺の状況

三　第七十三条各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置に係る事項（貯留等工作物に係る調査にあっては、これらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、貯留事業場等における保安を害する事項

2　法第七十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第一項の規定による報告に係る災害の原因

二　前号の災害とその原因との関係

三　第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

（現況調査の結果の記録）

第八十一条　法第七十四条第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

一　法第七十四条第一項（試掘者に係るものに限る。）の規定による調査の結果　十年間

二　法第七十四条第一項（貯留事業者に係るものに限る。）の規定による調査の結果　廃止の届出（法第五十七条第一項の規定による届出をいう。）が受理されるまでの期間（貯留開始貯留事業にあっては、廃止の許可（法第五十三条第五項の許可をいう。）を受けるまでの期間）

三　法第七十四条第二項及び第三項の規定による調査の結果　十年間

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第八十二条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2　法第七十五条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3　法第七十五条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第八十三条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十六による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に応じ、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　法第七十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十七による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第八十四条　前条第一項の規定にかかわらず、法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、これを添付することを要しない。

（使用前自主検査の対象）

第八十五条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であって、法第七十六条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（使用前自主検査の方法）

第八十六条　法第七十六条第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（使用前自主検査の記録の作成及び保存）

第八十七条　法第七十六条第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　使用前自主検査年月日

二　使用前自主検査の対象

三　使用前自主検査の方法

四　使用前自主検査の結果

五　使用前自主検査を実施した者の氏名（使用前自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名）

六　使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第八十八条　法第七十七条の経済産業省令で定める貯留等工作物は、次に掲げるものとする。

一　坑井及びその附属設備

二　掘削用機械

三　圧送機

四　高圧ガス製造設備

五　火薬類取扱所

（定期自主検査の方法）

第八十九条　法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第九十条　法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

一　坑井及びその附属設備　二年

二　掘削用機械　二年

三　圧送機　二年

四　高圧ガス製造設備　一年

五　火薬類取扱所　二年

2　前項の規定にかかわらず、使用を休止した貯留等工作物であって、様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあっては、使用前自主検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第四号に掲げる工作物にあっては、一年以上）であるもの（第四項において「休止貯留等工作物」という。）にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

一　使用を休止した貯留等工作物の位置及び範囲等を明示した図面

二　使用を休止した貯留等工作物について講じた措置を記載した書面

3　法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査の日から二年を経過した日（第一項第四号に掲げる工作物にあっては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

4　休止貯留等工作物にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第五十九による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第九十一条　法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあっては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）

二　定期自主検査の対象

三　定期自主検査の方法

四　定期自主検査の結果

五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）

六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　第八十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章　導管輸送事業

第一節　導管輸送事業の届出等

（導管輸送事業の届出）

第九十三条　法第七十八条第一項の規定による導管輸送事業の届出をしようとする者は、様式第六十による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十八条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導管の設置の場所

二　導管の内径

三　導管の総延長

四　圧送機を設置する場合にあっては、圧送機の設置の場所及び能力別の数

3　法第七十八条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導管内における二酸化炭素の圧力

二　二酸化炭素の輸送量

三　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

四　その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

4　法第七十八条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　導管輸送工作物の概要を記載した書類

二　二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所並びに導管輸送工作物の位置を明示した地形図

三　二酸化炭素を受け入れる場所ごとの輸送量及び引き渡す場所の輸送量を記載した書類

四　主たる技術者の履歴書

5　法第七十八条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業者の地位の承継の届出）

第九十四条　法第七十九条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十二による届出書に導管輸送事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第九十五条　法第八十条第一項の規定による導管輸送事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第六十三による届出書に休止し、又は廃止した理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第八十条第二項の規定による導管輸送事業者（法第七十八条第三項に規定する導管輸送事業者をいう。以下同じ。）たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（流量等の測定方法）

第九十六条　法第八十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素の温度

二　輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度

2　法第八十一条の規定による流量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　流量にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、流量を自動的に記録する流量計により測定すること。

二　圧力にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計により測定すること。

三　温度にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、温度を自動的に記録する温度計により測定すること。

四　二酸化炭素の濃度にあっては、一年に一回以上、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、次のとおり測定すること。

イ　測定の方法は、次のいずれかの方法とする。

(1)　測定しようとする法第二条第一項に規定する二酸化炭素における不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素、一酸化炭素及び特定不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素及び一酸化炭素以外の物質であって、同項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度の算定のために測定が必要なものをいう。以下この(1)において同じ。）をいう。以下この(1)において同じ。）の濃度を次の(i)から(iii)までに適合するように測定した上で、当該法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を次の式により算定する方法

C＝100－（Ah＋An＋Ao＋Ac＋Am＋Aq）

この式においてC、Ah、An、Ao、Ac、Am及びAqは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　二酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）

Ah　測定された水素の濃度（単位　体積百分率）

An　測定された窒素の濃度（単位　体積百分率）

Ao　測定された酸素の濃度（単位　体積百分率）

Ac　測定された炭化水素の濃度（単位　体積百分率）

Am　測定された一酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）

Aq　測定された特定不純物の濃度（単位　体積百分率）

なお、算定する二酸化炭素の濃度は、乾きガス中の濃度とし、その算定に当たっては、日本産業規格K〇二二五の十一に定める方法又はこれと同等の精度を有する方法により測定した水分の値を用いることとする。

(i)　不純物の濃度の測定は、日本産業規格K〇一一四の四に定めるガスクロマトグラフ分析法により行う。

(ii)　(i)の測定を行うに当たっては、次表の上欄に掲げる不純物の区分ごとに、同表下欄に掲げる装置及びその操作の方法並びに定量法を用いることとする。

区　分	装置及びその操作の方法並びに定量法
炭化水素及び一酸化炭素以外の不純物	1　日本産業規格K一一〇六の四・三・一(4)及び(6)(a)に定める装置並びに日本産業規格K〇一一四の九・三に定める操作の方法（ただし、分析条件については日本産業規格K一一〇六の四・三・一(6)(b)に定める分析条件を用いることとする。） 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
炭化水素	1　日本産業規格K〇二二五の九に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
一酸化炭素	1　日本産業規格K〇二二五の七・一に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの

(iii)　(i)の測定に用いる校正用ガスは、ヘリウムの濃度が体積百分率九十九・九九九パーセント以上のガス、日本産業規格K〇五一二に定める水素標準ガス、日本産業規格K一一〇一に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇七の表に規定する窒素、高純度炭化水素、高純度一酸化炭素及び高純度特定不純物を質量比混合法により調製したものとする。

(2)　(1)に掲げる方法と同等の精度を有する方法

ロ　イに掲げる方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格K〇一一四の定めるところによる。

3　法第八十一条の規定による流量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　流量の測定の結果については、流量計の記録方法によること。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　温度の測定の結果については、温度計の記録方法によること。

四　二酸化炭素の濃度の測定の結果については、様式第六十五によること。

4　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（特定導管輸送事業約款において定めるべき事項）

第九十七条　法第八十二条第一項の特定導管輸送事業約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三　導管輸送工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあっては、その内容

五　二酸化炭素の受入量の計測方法及び料金その他の二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　輸送を行うことができる二酸化炭素の特性その他の二酸化炭素の輸送に係る受入条件に関する事項

七　導管輸送工作物その他の設備に関する特定導管輸送事業者（法第八十二条第一項に規定する特定導管輸送事業者をいう。第十号において同じ。）及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八　二酸化炭素の輸送に係る受入れの制限又は停止並びに解除に関する事項

九　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送に係る条件又は特定導管輸送事業者及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十一　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十二　実施期日

（特定導管輸送事業約款の届出等）

第九十八条　法第八十二条第一項の規定による特定導管輸送事業約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十六による届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二　二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第八十二条第一項の規定による特定導管輸送事業約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定導管輸送事業約款及び変更後の特定導管輸送事業約款

三　前条第二号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四　前条第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（特定導管輸送事業約款以外の条件の承認の申請）

第九十九条　法第八十二条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第六十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定導管輸送事業約款以外の条件による法第八十二条第一項に規定する特定導管輸送事業を行う理由を記載した書類

二　料金その他の二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（特定導管輸送事業約款の公表）

第百条　法第八十二条第四項の規定による特定導管輸送事業約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

第二節　保安

第一款　災害時の報告

第百一条　導管輸送事業者は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災害	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	詳報	
一　導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び当該災害に係る導管輸送工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この表において「所轄産業保安監督部長」という。）
二　工事中の導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の導管輸送工作物の操作により人が死亡した災害				
三　導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（前二号及び第七号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
四　工事中の導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の導管輸送工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（第二号及び第七号に掲げるものを除く。）				
五　導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号まで及び第七号に掲げるものを除く。）				
六　所有し、又は占有する二酸化炭素又は高圧ガスによる災害（第一号から前号まで及び次号に掲げるものを除く。）				
七　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による導管輸送工作物の損傷又は破壊による災害（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
八　主要な導管輸送工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一　災害の発生の日時及び場所

二　災害の概要

三　災害の原因

四　応急措置

3　第一項の規定による詳報は、様式第六十九による報告書を提出して行わなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第百二条　法第八十八条第一項の保安規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　作業監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　導管輸送工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五　導管輸送工作物の運転又は操作に関すること。

六　導管の工事の方法に関すること。
七　導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。
八　導管の周囲において導管輸送工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。
九　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
十　導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関する記録に関すること。
十一　導管輸送工作物の工事、維持又は運用に従事する者であって保安規程に違反した者に対する措置に関すること。
十二　その他導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第百三条　法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十による届出書を提出しなければならない。

2　法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十一による届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第百四条　法第八十九条において準用する法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一　導管の工事、維持及び運用に関する作業	一　甲種ガス主任技術者免状（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状をいう。以下この表及び第百十九条第四号において同じ。）の交付を受けている者であり、かつ、二酸化炭素の特性に関する知識を習得することができる研修を修了した者であって、導管輸送事業に係る導管の工事、維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して三年以上従事したもの。 二　製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、導管輸送事業に係る導管の工事、維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して３年以上従事したもの。
二　圧送機の操作その他の二酸化炭素（常用の圧力が一メガパスカル以上のものに限る。）の輸送に関する作業	一　甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であり、かつ、二酸化炭素の特性に関する知識を習得することができる研修を修了した者であって、導管輸送工作物の維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して３年以上従事したもの。 二　製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、導管輸送工作物の維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して３年以上従事したもの。

2　導管輸送事業者は、前項の表の上欄の各号に定める作業をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると経済産業大臣（その事業の用に供する導管輸送工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その導管輸送工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この節（第百十五条第一項及び第百十七条第二項を除く。）において同じ。）が認めた者から選任することができる。

（作業監督者の選解任の届出）

第百五条　法第八十九条において準用する法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十二による届出書を提出しなければならない。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第百六条　法第九十条第一項の経済産業省令で定める導管輸送工作物の設置又は変更の工事は、別表第三の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2　法第九十条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第三の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3　法第九十条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第百七条　法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　工事計画書
二　導管輸送工作物の属する別表第四の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類
三　工事工程表
四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、届出に係る導管輸送工作物の種類に応じ、別表第四の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　法第九十条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十四による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第百八条　前条第一項の規定にかかわらず、法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る導管輸送工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、これを添付することを要しない。

（使用前検査の対象）

第百九条　法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする導管輸送工作物であって、法第九十一条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

2　法第九十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　導管輸送工作物を試験のために使用する場合
二　導管輸送工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（自主検査の方法）

第百十条　法第九十一条第一項の自主検査は、導管輸送工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（登録導管輸送工作物検査機関の手続）

第百十一条　法第九十一条第一項の登録導管輸送工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録導管輸送工作物検査機関に提出しなければならない。

（自主検査の記録の作成及び保存）

第百十二条　法第九十一条第三項の規定により自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　自主検査の結果の記録は、当該自主検査の対象である導管輸送工作物を廃止するまでの期間又は当該自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第百十三条　法第九十二条において準用する法第七十七条の経済産業省令で定める導管輸送工作物は、次に掲げるものとする。

一　導管

二　圧送機

三　高圧ガス製造設備

（定期自主検査の方法）

第百十四条　法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第百十五条　法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

一　導管　一年

二　圧送機　二年

三　高圧ガス製造設備　一年

2　前項の規定にかかわらず、使用を休止した導管輸送工作物であって、様式第七十五による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあっては、法第九十一条第一項の規定による登録導管輸送工作物検査機関が行う検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年以上）であるもの（第四項において「休止導管輸送工作物」という。）にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

一　使用を休止した導管輸送工作物の位置及び範囲等を明示した図面

二　使用を休止した導管輸送工作物について講じた措置を記載した書面

3　法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査を、前回の定期自主検査の日から二年を経過した日（同項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

4　休止導管輸送工作物にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第七十六による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第百十六条　法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあっては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）

二　定期自主検査の対象

三　定期自主検査の方法

四　定期自主検査の結果

五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）

六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百十七条　第百十二条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第九十一条第三項及び法第九十二条において準用する法第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節　登録導管輸送工作物検査機関

（登録の申請）

第百十八条　法第九十三条の規定により登録の申請をしようとする者又は法第九十五条第二項において準用する法第九十三条の規定により登録の更新の申請をしようとする者は、様式第七十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　検査の業務を行う者が法第九十四条第一項第一号に掲げる要件に適合することを説明した書類

三　登録申請者（法第九十四条第一項本文の「登録申請者」をいう。）が同項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを説明した書類

（検査実施者の要件）

第百十九条　法第九十四条第一項第一号の経済産業省令で定める資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物（ガス事業法第二条第十三項に規定する「ガス工作物」をいい、同法第百二十三条第一号に規定する特定ガス工作物を除く。以下次号及び第三号において同じ。）若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

三　法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者

四　甲種ガス主任技術者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者

（検査の基準）

第百二十条　法第九十六条第二項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物の工事が法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであることを確認できるもの

二　法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物が法第八十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できるもの

（変更の届出）

第百二十一条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十七条第一項の規定によりその氏名若しくは名称、住所又は検査を行う事業所の名称若しくは所在地の変更の届出をするときは、様式第七十八による届出書を提出しなければならない。

（業務規程）

第百二十二条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十八条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第七十九による届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第九十八条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3　法第九十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　検査の業務を行う場所に関する事項

三　検査員の配置に関する事項

四　検査に関する料金の算定に関する事項

五　検査に関する証明書の交付に関する事項

六　検査員の選任及び解任に関する事項

七　検査の申請書の保存に関する事項

八　検査の実施方法に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第百二十三条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十九条第一項の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十による届出書を提出しなければならない。

2　法第九十九条第一項の経済産業省令で定める日は、六月前とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百二十四条　法第百条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第百条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録導管輸送工作物検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第百二十五条　法第百五条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査の申請を受けた年月日

三　検査対象導管輸送工作物の名称及び所在地

四　検査を行った導管輸送工作物の概要

五　検査を行った年月日

六　検査を実施した検査員の氏名

七　検査の概要及び結果

2　登録導管輸送工作物検査機関は、法第百五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百二十六条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百五条に規定する当該事項が記載されたものの保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ）

第百二十七条　法第百六条第一項の規定により経済産業大臣が登録導管輸送工作物検査機関の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、当該登録導管輸送工作物検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

三　その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第四章　貯留層の探査

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第百二十八条　法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

2　法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二　集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）

（探査の許可の申請）

第百二十九条　法第百七条第二項の申請をしようとする者は、様式第八十一による申請書に、様式第八十二により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地

二　申請の区域の面積

三　縮尺

四　申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号

五　平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値

六　申請の区域の境界線

七　申請の区域及びその付近の地形

八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

2　前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

（探査の方法等）

第百三十条　法第百七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細

二　探査の用に供する装置及び機器の詳細

2　法第百七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　探査の実施計画
二　寄港予定地及び寄港予定日
三　探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
四　探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
五　農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
六　探査の結果の取扱いに関する事項
（許可証）
第百三十一条　法第百七条第三項の許可証は、様式第八十三によるものとする。
（許可証の再交付及び返納）
第百三十二条　許可証の再交付及び返納は、次に掲げるところによるものとする。
一　法第百七条第三項の規定により許可証の交付を受けた者が、その許可証を汚損し、又は失ったため、許可証の再交付を受けようとするときは、様式第八十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、その申請の理由がその許可証の汚損であるときは、当該許可証を経済産業大臣に返納しなければならない。
二　法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（ニの場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。
イ　探査の期間内に探査を終了したとき。
ロ　法第百十条の規定により法第百七条第一項の許可を取り消されたとき。
ハ　許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割（その許可を受けた者の地位がこれらにより承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
ニ　前号に規定する許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。
（探査の方法に関する基準）
第百三十三条　法第百八条第一号（法第百九条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近において探査を行う場合にあっては、当該探査によって水管等を損傷することがないよう適切な措置を講ずること。
二　探査を行おうとする区域における危険を防止するために必要な措置を講ずること。
三　当該探査を適確に遂行するために必要な体制が整備され、その体制の下で行われるものであること。
四　前三号に掲げるもののほか、当該探査を適確に遂行するために適切な実施計画を作成し、当該計画に基づいて行われるものであること。
（探査の変更の許可の申請）
第百三十四条　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　許可の年月日及び許可番号
三　変更の内容
四　変更の理由
2　第百二十九条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の同条第一項の図面を添えなければならない。
3　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。
（許可を要しない探査の軽微な変更）
第百三十五条　法第百九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　探査の用に供する装置等の変更であって、当該装置等が同種類のものであり、かつ、データの取得範囲に大幅な変更がないもの
二　探査の期間の短縮
三　探査を行う区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加
（探査の軽微な変更等の届出）
第百三十六条　法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　許可の年月日及び許可番号
三　変更の内容
四　変更の理由
五　変更の年月日
2　前条第三号に掲げる事項に変更があった場合には、前項の届出書に当該変更後の第百二十九条第一項の図面を添えなければならない。
3　法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。
（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）
第百三十七条　法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、様式第八十七による合併承認申請書又は様式第八十八による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
二　申請者が法第百八条第二号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
2　法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。
（探査の許可を受けた者の相続の承認の申請）
第百三十八条　法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、様式第八十九による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　戸籍謄本
二　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
三　申請者が法第百八条第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面
2　法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。
（探査の結果の報告）
第百三十九条　法第百十五条に規定する報告は、様式第九十に次に掲げる事項を記載した書面並びに探査によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて行うこととする。
一　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
二　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

第五章　土地の使用及び収用

（土地の立入りの許可の申請）

第百四十条　法第百十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の所在地及び地目

三　土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　土地の立入りの予定期間及び目的

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第百四十一条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令第七条の経済産業省令で定める様式は、様式第九十二によるものとする。

（土地の使用又は収用の許可の申請）

第百四十二条　法第百二十条第一項の規定により他人の土地の使用又は収用の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十三による申請書に、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の所在地及び地目

三　土地の面積

四　土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　土地の使用又は収用の目的及び理由

六　土地の使用又は収用の予定期日及び期間

（関係地の実測図）

第百四十三条　前条の関係地の実測図は、次の各号に定めるところによって作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一　縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によって関係地の位置を示すこと。

二　縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、関係地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって関係地を使用の部分は薄い緑色で、収用の部分は薄い黄色で図示するとともに、関係地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

2　前条の工事設計書に図示する施設の位置及び内容の図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。

（市町村の長に送付する図面）

第百四十四条　経済産業大臣が法第百二十条第六項の規定により市町村の長に送付する図面は、第百四十二条の関係地の実測図とする。

（使用又は収用の手続の保留）

第百四十五条　法第百二十一条第二項の規定により使用又は収用の手続の保留の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十四による申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、第百四十二条の関係地の実測図に、使用又は収用の手続を保留する土地の範囲を黒色の斜線をもって表示するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び面積

三　使用又は収用の手続を保留する土地の所在地及び面積

四　使用又は収用の手続を保留する理由

五　使用又は収用の手続開始の予定期日

（水の使用）

第百四十六条　第百四十二条から前条までの規定は、水の使用に関する権利に準用する。

（使用等の届出）

第百四十七条　貯留事業者等又は導管輸送事業者は、法第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したとき、使用を始めたとき、使用を終わったとき、又は使用しなくなったときは、遅滞なく様式第九十五による届出書にその旨を記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章　雑則

（立入検査の証明書）

第百四十八条　法第百三十二条第五項の証明書は、様式第九十六によるものとする。

（火薬類取締法の適用除外）

第百四十九条　法第百三十四条第一項の経済産業省令で定める数量は、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十七条に規定する火薬類の数量とする。

（権限の委任）

第百五十条　法第百三十二条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、貯留事業場等における保安並びに導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関するものは、その事業場に係る貯留等工作物又はその導管輸送工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において「所轄産業保安監督部長」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める所轄産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十七条第二項及び第三項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物に関するもの	所轄産業保安監督部長
二　法第六十八条第一項及び第二項の規定に基づく権限であって、貯留等工作物を設置する貯留事業者等に関するもの	所轄産業保安監督部長
三　法第六十九条第一項、第二項及び第四項並びに第七十四条第三項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業場等に関するもの	所轄産業保安監督部長
四　法第七十条第二項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業者等に関するもの	所轄産業保安監督部長
五　法第七十一条第二項及び第七十三条の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業場等における作業監督者の選任及び解任に関するもの	所轄産業保安監督部長
六　法第七十五条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物の工事に関するもの	所轄産業保安監督部長
七　法第八十六条第二項及び第三項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物に関するもの	所轄産業保安監督部長
八　法第八十七条において準用する法第六十八条第一項及び第二項の規定に基づく権限であって、導管輸送工作物を設置する導管輸送事業者に関するもの	所轄産業保安監督部長

九　法第八十八条第一項から第三項までの規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関するもの	所轄産業保安監督部長
十　法第八十九条において準用する法第七十条第二項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物を設置する導管輸送事業者に関するもの	所轄産業保安監督部長
十一　法第八十九条において準用する法第七十一条第二項及び第七十三条の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安における作業監督者の選任及び解任に関するもの	所轄産業保安監督部長
十二　法第九十条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事に関するもの	所轄産業保安監督部長

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

（貯留事業を行っている区域内の貯留層における貯留事業の許可の申請）

第二条　法附則第三条第三項の申請をしようとする者は、様式第九十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第六条の規定は前項の申請書及び当該申請書に係る貯留事業、二酸化炭素の貯蔵及び申請貯留区域（法附則第三条第三項第二号に規定する申請貯留区域をいう。以下この項において同じ。）について、第七条の規定は法附則第三条第二項の許可をしようとするときについて、第二十七条の規定は同項の許可（当該許可の日において既に申請貯留区域内の貯留層に二酸化炭素を貯蔵している法附則第三条第六項に規定する既存貯留事業者に係るものに限る。）をしたときについて、それぞれ準用する。

（経過措置）

第三条　この省令による改正前の二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の規定により交付され、発行され、又は作成された様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付され、発行され、又は作成された書面とみなす。

別表第一（第八十二条及び第八十五条関係）

工事の種類	工事計画届出対象	使用前自主検査対象
一　貯留事業場等の設置の工事	設置	設置（二（一）から（六）までの上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）
二　貯留事業場等の変更の工事 （一）　坑井の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、ガス等の噴出を防止するための措置として設置される設備（噴出防止設備を除く。）の材料又は耐圧能力の変更を伴うもの 4　既設のものと同一場所において、同一の材料及び構造のものを取り替えて設置するもの（以下「取替え」という。）（ガス等の噴出を防止するための措置として設置される装置（噴出防止設備を除く。）に限る。）	1　設置 2　改造であって、ガス等の噴出を防止するための措置として設置される設備（噴出防止設備を除く。）の材料又は耐圧能力の変更を伴うもの 3　取替え（ガス等の噴出を防止するための措置として設置される装置（噴出防止設備を除く。）に限る。）
（二）　掘削用機械（全出力五百キロワット以上の原動機を使用するものに限る。）の設置又は変更の工事であって、次の設備に係るもの		
1　やぐら	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　構造又は型式の変更を伴うもの (2)　やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの (3)　やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　構造又は型式の変更を伴うもの (2)　やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの (3)　やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの 3　取替え
2　巻揚機	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　巻揚機の巻揚能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　巻揚用ロープの強度に影響を及ぼすもの (4)　巻揚機のブレーキに係るもの (5)　巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　巻揚機の巻揚能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　巻揚用ロープの強度に影響を及ぼすもの (4)　巻揚機のブレーキに係るもの (5)　巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの 3　取替え

3　トラベリングブロック等

1　設置
2　位置の変更
3　改造であって、次に掲げるもの
(1)　種類又は型式の変更を伴うもの
(2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの
(3)　フックの安全装置に係るもの
(4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの
4　取替え
5　廃止

4　泥水循環設備

1　設置
2　位置の変更
3　改造であって、次に掲げるもの
(1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの
(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
(3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの
(4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの
(5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの
(6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの
(7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの
4　取替え
5　廃止

5　噴出防止設備

1　設置
2　位置の変更
3　改造であって、次に掲げるもの
(1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの
(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
(3)　噴出防止設備の高圧ガス製造設備に係るもの
4　取替え
5　廃止

1　設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　種類又は型式の変更を伴うもの
(2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの
(3)　フックの安全装置に係るもの
(4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの
3　取替え

1　設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの
(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
(3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの
(4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの
(5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの
(6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの
(7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの
3　取替え

1　設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの
(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
(3)　噴出防止設備の高圧ガス製造設備に係るもの
3　取替え

(三)　圧送機の設置又は変更の工事

1　設置
2　位置の変更
3　改造であって、次に掲げるもの
(1)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の材料の変更を伴うもの
(2)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの
(3)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの
(5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの
(6)　警報装置の種類の変更を伴うもの
4　取替え
5　廃止

(四)　配管（二酸化炭素が通る部分であって内径百五十ミリメートル以上のものに限る。）の設置又は変更の工事

1　設置
2　位置の変更
3　改造であって、次に掲げるもの
(1)　材料の変更を伴うもの
(2)　強度に影響を及ぼすもの
(3)　要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの
(4)　別表第三の一の項中欄3に掲げる(2)から(6)までのいずれかの変更を伴うもの（貯留等の工作物等の技術上の基準を定める省令（以下この別表及び別表第二において「技省令」という。）第三十一条に規定する配管に限る。）
4　取替え
5　廃止

1　設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の材料の変更を伴うもの
(2)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの
(3)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの
(4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの
(5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの
(6)　警報装置の種類の変更を伴うもの
3　取替え

1　設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　材料の変更を伴うもの
(2)　強度に影響を及ぼすもの
(3)　要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの
(4)　別表第三の一の項中欄3に掲げる(2)から(6)までのいずれかの変更を伴うもの（技省令第三十一条に規定する配管に限る。）
3　取替え

別表第二（第八十三条関係）

記載すべき事項		貯留等工作物等の種類	貯留事業場等
一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）		
1　貯留事業場等の名称及び位置（都道府県、郡市区町村字を記載すること。） 2　坑井の予定深度 3　掘削方式			
1　貯留事業場等の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　主要な設備の配置の状況を明示した図面 3　陸域においては、掘削する場合にあっては、坑井の坑口と住宅、学校、病院その他の施設との距離を示す図面	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）		

記載すべき事項		貯留等工作物等の種類	貯留事業場等
一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるもの）		
1　設置 2　位置の変更（改造であって、次に掲げるものに伴うものに限る。） 3　改造（次に掲げるものに限る。） (1)　型式の変更を伴うもの (2)　常用の圧力の変更を伴うもの (3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるものの (1)　型式の変更を伴うもの (2)　常用の圧力の変更を伴うもの (3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの 3　取替え	一　坑井	
1　設置 2　位置の変更（改造であって、次に掲げるものに伴うものに限る。） 3　改造（次に掲げるものに限る。） (1)　最大火薬類存置量の変更を伴うもの (2)　建物の構造の変更を伴うもの (3)　建物の屋根の外面又は建物の内面（床面を含む。）に使用する材料の変更を伴うもの (4)　盗難又は火災を防止するための措置の変更を伴うもの (5)　暖房設備又は照明設備の設置又は変更を伴うもの (6)　境界柵に係るもの (7)　定員の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるものの (1)　最大火薬類存置量の変更を伴うもの (2)　建物の構造の変更を伴うもの (3)　建物の屋根の外面又は建物の内面（床面を含む。）に使用する材料の変更を伴うもの (4)　盗難又は火災を防止するための措置の変更を伴うもの (5)　暖房設備又は照明設備の設置又は変更を伴うもの (6)　境界柵に係るもの (7)　定員の変更を伴うもの 3　取替え	二　掘削用機械	
(五)　高圧ガス製造設備（泥水循環設備又は噴出防止設備に係るものを除く。）の設置又は変更の工事			
(六)　火薬類取扱所（最大火薬類存置量が二十五キログラム以上のものに限る。別表第二において同じ。）の設置又は変更の工事			
		(一)　やぐら	
		(二)　巻揚機	
		(三)　トラベリングブロック等	

添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	貯留事業場等
1　腐食対策を講ずる設備の種類及び材料 2　ガス等の噴出を防止するための措置として設置される設備（噴出防止設備を除く。）の耐圧能力 3　予想される最大坑口圧力 4　海域において掘削する場合にあっては、坑井の定地点における水深及び海底構造を示す図面	1　坑井及びその附属設備の構造図 2　腐食対策に関する説明書 3　耐圧能力に関する証明書 4　最大坑口圧力の計算書
1　型式、構造及び主要寸法 2　掘削作業に使用する原動機の種類、型式、定格キロワット数及び個数 3　予想される最大坑口圧力	鉱山保安法施行規則第一条第二項第二十三号に規定する掘削バージを用いて掘削する場合にあっては、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の写し
1　やぐら及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面 3　強度計算書 4　やぐらの倒壊防止に関する説明書	1　巻揚機及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　巻揚用ロープの強度計算書 3　巻揚用ロープの腐食防止に関する説明書 4　巻揚機の吊り上げ荷重を測定するための装置の構造図 5　巻揚機のブレーキ及び巻揚機の動力の非常遮断装置に関する説明書
1　型式及び巻揚能力 2　主要寸法 3　巻揚用ロープの材料 4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の種類、主要寸法及び個数並びに取付箇所	1　トラベリングブロック等の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）
1　種類及び型式 2　主要寸法及び材料	
主要寸法及び材料（控綱の材料を含む。）	

| | | |

別表第三（第百六条及び第百九条関係）

工事の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一　導管の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　材料の変更を伴うもの (2)　形状又は寸法の変更を伴うもの (3)　溶接部分又は溶接方法の変更を伴うもの (4)　水分除去措置の変更を伴うもの (5)　二酸化炭素遮断装置の種類又は設置位置の変更を伴うもの (6)　計測装置又は警報装置の種類の変更を伴うもの (7)　ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　材料の変更を伴うもの (2)　形状又は寸法の変更を伴うもの (3)　溶接部分又は溶接方法の変更を伴うもの (4)　水分除去措置の変更を伴うもの (5)　二酸化炭素遮断装置の種類又は設置位置の変更を伴うもの (6)　計測装置又は警報装置の種類の変更を伴うもの (7)　ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの 4　取替え

六　火薬類取扱所	1　火薬類取扱所の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　火薬類取扱所の建物及び附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 3　火薬類取扱所の建物の設計図面 4　保安距離計算書 5　暖房設備の構造図（暖房設備を設置する場合に限る。） 6　照明設備の構造図（照明設備を設置する場合に限る。） 7　盗難及び火災を防止するための措置に関する説明書 8　火薬類の爆発又は発火を防止するための措置に関する説明書 9　定員に関する説明書	1　火薬類取扱所の名称及び位置（都道府県、郡市区町村名及び字を記載すること。） 2　火薬類の使用見込量及び最大存置量（火薬、爆薬、工業雷管、電気雷管、導火線、導爆線、導火管、電気導爆線及び発破制御用コードに別に記載すること。） 1　火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2　主要寸法及び材料（境界柵の主要寸法及び材料を含む。） 3　暖房設備の種類及び取付箇所（暖房設備を設置する場合に限る。） 4　照明設備の種類及び取付箇所（照明設備を設置する場合に限る。） 5　法規及び注意事項の掲示方法

二　圧送機設置所の設置	設置（三（一）から（二）までの上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）	設置
三　圧送機設置所の変更の工事	（一）　圧送機の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の材料の変更を伴うもの (2)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (3)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの (5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの (6)　警報装置の種類の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　型式の変更を伴うもの (2)　常用の圧力の変更を伴うもの (3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの 3　取替え
	（二）　高圧ガス製造設備の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　型式の変更を伴うもの (2)　常用の圧力の変更を伴うもの (3)　耐圧部分の強度の変更を伴うもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの (5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの (6)　警報装置の種類の変更を伴うもの 3　取替え
四　計器室の設置の工事又は変更の工事		1　設置 2　廃止

別表第四（第百七条関係）

導管輸送工作物の種類	記載すべき事項		
		一般記載事項	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
一　導管	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。） 1　導管の始点及び終点の位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　延長（地中、水底及びその他の別に記載すること。） 3　輸送する二酸化炭素の性状、常用の圧力及び温度 4　形状、主要寸法及び材料 5　接合の方法 6　水分除去措置の方法 7　防護措置の方法 8　防食措置の方法 9　二酸化炭素遮断装置の型式又は種類 10　危険標識の内容 11　計測装置及び警報装置の型式又は種類 12　ベントスタックの種類、主要寸法及び材料		1　導管の経路（地中、水底及びその他の別を表示すること。）、経過地の名称及び導管の付近に存する主要な道路、建築物その他の工作物及び導管に設置される次の事項の位置を明示した縮尺三千分の一以上の地形図 (1)　水分除去措置を講ずる位置 (2)　二酸化炭素遮断装置 (3)　計測装置 (4)　警報装置 (5)　ベントスタック (6)　危険標識 2　導管に使用する材料が安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであることの説明書 3　強度計算書 4　導管の構造図 5　接合部分の構造図 6　導管の耐震性に関する説明書 7　水分除去措置に関する説明書 8　衝撃に対する防護装置の構造図及び強度計算書 9　防食措置に関する説明書 10　ベントスタックの構造図 11　二酸化炭素による人の健康に係る被害防止措置に関する説明書 12　温度又は圧力による伸縮吸収装置に関する説明書 13　導管の設置方法に関する説明書

二　圧送機設置所			
圧送機設置所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。）	（一）　圧送機	1　圧送する二酸化炭素の性状、圧力、温度及び常用の圧力 2　型式、主要寸法、材料、個数、能力及び吐出圧力 3　圧送機の基礎の状況 4　圧力計、安全装置、計測装置及び警報装置の型式又は種類 5　安全装置の取付箇所 6　外部強制潤滑油装置の種類	1　圧送機設置所の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　圧送機設置所の構造図（これらの附属設備の配置の状況が明らかとなるように図示すること。）
	（二）　高圧ガス製造設備	1　製造する高圧ガスの種類 2　一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のものにあっては、一日のめの冷凍能力） 3　材料、型式、主要寸法、能力及び配置 4　可燃性ガスの発生又は精製のための設備等における換気方法 5　圧縮機と高圧ガスを容器に充塡する場所又は容器置場との間の構造 6　バルブ類の開閉状態等の明示方法 7　安全装置の型式、種類又は取付箇所 8　基礎の状況	1　高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く。）を設置する室及び容器置場の位置並びに付近の状況を示す図面 2　高圧ガス製造設備の構造、設計図、配置図及び構造図 3　塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス製造設備（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）及び受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図 4　強度計算（冷凍設備については、耐圧及び気密に関する性能）又は使用方法 5　安全装置の説明書
三　計器室	計器室の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。）		1　計器室の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　計器室の建物及び附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）

様式第１（第５条関係）

貯留事業等の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により、貯留事業等の許可を受けたいので、同条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請貯留区域等
２　貯留事業等の開始の予定年月日
３　貯留事業等の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　本申請書に添付する法第４条第３項第２号の図面は、法第３条第１項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとすること。
４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第６条第１号、第８条第３項、第９条第２項、第11条第２項、第13条第３項及び附則第２条第２項関係）

事業計画書

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　貯留事業等に関する計画
２　二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項
３　貯留事業等に要する期間
４　申請貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
５　許可貯留区域等における貯留事業等及び法第12条第１項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
６　貯留事業等を行うための資金計画
７　貯留事業等を行うための体制
８　貯留事業等が他人の許可貯留区域等と隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
９　貯留事業等が他人の鉱区の直下の区域と重複し、又は隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
10　農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
11　貯留事業に係る申請にあっては、次に掲げる事項
（１）貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
（２）法第４条第２項の申請に係る貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
（３）（１）及び（２）の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
（４）二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
（５）貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
12　その他貯留事業等に関する必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第８条第２項関係）

試掘の許可更新申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号。以下「法」という。）第９条第２項（法第 12 条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、試掘の許可の更新を受けたいので、法第９条第５項又は第 12 条第６項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘を開始した年月日
４　試掘の概要
５　試掘の許可の更新を必要とする理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第９条第１項関係）

貯留事業の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号。以下「法」という。）第 10 条第１項の規定により、貯留事業の許可を受けたいので、同条第５項において準用する法４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請貯留区域
２　貯留事業の開始の予定年月日
３　貯留事業の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　本申請書に添付する法第 10 条第５項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、許可試掘区域との位置関係を明示するものとすること。
４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第10条第１項関係）

特定区域の（指定・変更）提案書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第11条第１項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第10条第２項各号に掲げる書類を添えて、特定区域の（指定・変更）を提案いたします。

記

１　当該提案に係る区域の所在地
２　当該提案に係る区域の面積
３　当該提案の理由

備考
１　本様式において（指定・変更）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。また、変更の提案を行う場合にあっては、当該変更の提案に係る法第３条第８項の規定により公示された実施要項も添付すること。
２　代表者の氏名の欄は、提案者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第11条第１項関係）

貯留事業等の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第12条第１項の規定により、貯留事業等の許可を受けたいので、同条第５項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る採掘権の鉱区及び鉱物の種類
２　申請に係る採掘権の登録番号
３　申請貯留区域等
４　貯留事業等の開始の予定年月日
５　貯留事業等の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　本申請書に添付する法第12条第５項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、申請に係る鉱区との位置関係を明示するものとすること。
４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第13条第１項関係）

許可貯留区域等の増減許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第14条第１項の規定により、許可貯留区域等の（増加・減少）の許可を受けたいので、許可貯留区域等及び申請貯留区域等との関係を示す図面並びに同条第３項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る（増加・減少）をしようとする許可貯留区域等
２　貯留事業等の許可番号
３　申請貯留区域等
４　貯留事業等の概要

備考
１　本様式において（増加・減少）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
２　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
３　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
４　法第12条第１項の許可を受けた貯留事業者等を除き、本申請書に添付する法第14条第３項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、法第３条第１項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとすること。
５　許可貯留区域等の減少に係る申請にあっては、法第14条第３項において準用する法第４条第３項第３号及び第４号に掲げる書類は添付しないこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第14条第１項関係）

分割の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第16条第１項の規定により、許可貯留区域の分割の許可を受けたいので、許可貯留区域及び当該申請に係る分割後の貯留区域との関係を示す図面並びに同法第16条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る分割をしようとする許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　申請に係る分割後の貯留区域
４　許可貯留区域の分割の予定年月日
５　貯留事業の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第14条第１項関係）

合併の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第16条第１項の規定により、許可貯留区域の合併の許可を受けたいので、許可貯留区域及び当該申請に係る合併後の貯留区域との関係を示す図面並びに同法第16条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る合併をしようとする許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　申請に係る合併後の貯留区域
４　許可貯留区域の合併の予定年月日
５　貯留事業の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第14条第２項第１号関係）

事業計画書

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する計画
２　二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
３　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する期間
４　分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造の評価
５　許可貯留区域における貯留事業及び法第12条第１項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
６　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための資金計画
７　分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための体制
８　貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
９　分割後又は合併後の貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
10　８及び９の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
11　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
12　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
13　その他分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第15条第１項関係）

貯留事業等の譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（譲渡人）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

（譲受人）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第１項の規定により、貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第15条第１項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　譲渡及び譲受けに係る許可貯留区域等
２　譲渡及び譲受けに係る貯留事業等の許可番号
３　譲渡及び譲受けの予定年月日
４　譲渡及び譲受けの理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、譲渡人又は譲受人が法人である場合に記載すること。
２　この申請書に添付する譲受人が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに譲受人が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、譲受人が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第12（第15条第２項関係）

合併の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第２項の規定により、合併の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第15条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
２　申請に係る貯留事業等の許可番号
３　合併の予定年月日

備考
１　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第13（第15条第２項関係）

分割の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第２項の規定により、分割の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第15条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の名称及び住所
２　申請に係る貯留事業等の許可番号
３　分割の予定年月日

備考
１　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第14（第16条第１項関係）

貯留事業等の相続届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　　名
住　　所

下記のとおり、貯留事業等の相続がありましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第18条第２項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第16条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　届出に係る貯留事業等の許可番号
４　相続開始の年月日

備考
１　この届出書に添付する相続人が法第５条第１項第２号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第15（第17条第１項関係）

特定閉鎖措置計画の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第３項の規定により、特定閉鎖措置計画の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第17条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
５　特定閉鎖措置の開始の予定年月日
６　特定閉鎖措置に要する期間
７　法第22条第３項に規定する場所についての坑口の閉塞に関する事項
８　貯留等工作物その他の特定措置に係る貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
９　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
10　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（第18条第１項関係）

特定閉鎖措置計画の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第５項の規定により、特定閉鎖措置計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第17（第20条関係）

特定閉鎖措置計画の軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、特定閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第７項の規定により、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第18（第23条関係）

貯留権等の放棄届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留権等を放棄しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第35条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可貯留区域等
２　貯留事業等の許可番号
３　届出に係る貯留権等を放棄する理由
４　坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「４　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第19（第25条関係）

貯留事業の着手の延期認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第37条第２項の規定により、貯留事業の着手の延期の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　貯留事業実施計画の認可の年月日
４　貯留事業の着手の延期の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
５　貯留事業の着手の延期の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第20（第26条関係）

貯留事業の着手等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業に着手し、又は許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第37条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　（貯留事業の着手・許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入の開始）の年月日

備考
１　本様式において（貯留事業の着手・許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入の開始）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
２　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第21（第28条関係）

貯留事業の休止の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第37条第５項の規定により、貯留事業の休止の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　貯留事業実施計画の認可の年月日
４　貯留事業の着手の年月日
５　貯留事業の休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　貯留事業の休止の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第22（第29条関係）

貯留事業の再開届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた貯留事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第37条第６項の規定により、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　貯留事業実施計画の認可の年月日
４　貯留事業の着手の年月日
５　貯留事業の休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　貯留事業の再開の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第23（第30条第１項関係）

貯留事業実施計画の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第38条第１項の規定により、次のとおり貯留事業実施計画の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　貯留事業に関する計画
４　二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
５　貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項
６　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項
７　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
８　貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項
９　貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制
10　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
11　許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、大気に漏出した場合における環境に及ぼす影響の評価に関する事項
12　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
13　通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第24（第31条第１項関係）

貯留事業実施計画の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第39条第１項の規定により、貯留事業実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の貯留事業実施計画を添えて、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第25（第32条関係）

貯留事業実施計画の軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第39条第２項の規定により、変更後の貯留事業実施計画を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「３　変更の内容」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第31条第３項各号のいずれに該当するかの別を明らかにすること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第26（第37条第１項関係）

届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第45条第３項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第37条第１項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第27（第38条関係）

拠出金の額の（変更）認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第45条第４項の規定により、拠出金の額の（変更の）認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　認可を受けようとする拠出金の額
４　認可を受けようとする拠出金の額の算定方法及び算定根拠
５　その他拠出金の額に関し必要な事項

備考
１　本様式において（変更）及び（変更の）とあるところは、該当する場合は丸で囲むこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第28（第39条関係）

拠出金の額通知書

年　月　日

殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第45条第５項の規定により、経済産業大臣の認可を受けた拠出金の額を通知します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　拠出金の額

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第29（第42条関係）

滞納処分認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第47条第３項の規定により、国税滞納処分の例による処分の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　納付義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
４　滞納処分に係る拠出金の額及び納期限並びに延滞金の額及び延納期限
５　その他当該処分の執行に関し参考となる事項

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第30（第43条関係）

表

第　　号

拠出金滞納者財産差押証

写真

押出スタンプ

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発効（１年間有効）

発行者　　印

裏

この証明書を所持する職員は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）の規定による拠出金及び延滞金を滞納している者の財産差押の権限を有する。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

様式第31（第47条関係）

定期報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第49条の規定により、認可貯留事業実施計画の実施状況を報告します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　認可貯留事業実施計画の実施状況
（１）貯留事業に関する計画の進捗
（２）二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項の状況
（３）貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
（４）貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項の状況
（５）貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項の状況
（６）貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制の状況
（７）貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項の状況
（８）二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項の状況
（９）通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項の状況
４　その他報告すべき事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　「３　認可貯留事業実施計画の実施状況」の報告にあっては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

様式第32（第49条第１項関係）

特定貯留事業約款届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第50条第１項の規定により、特定貯留事業約款を定めたので、当該特定貯留事業約款及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第49条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第33（第49条第２項関係）

特定貯留事業約款の変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第50条第１項の規定により、特定貯留事業約款を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第49条第２項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　実施期日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第34（第50条関係）

特定貯留事業の特例承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第50条第２項ただし書の規定により、特定貯留事業約款以外の条件により特定貯留事業を行うことの承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第50条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　特定貯留事業約款以外の条件により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者に関する事項
（１）氏名又は名称
（２）住所
（３）代表者の氏名
４　特定貯留事業約款以外の料金その他の役務の提供の内容
５　実施期日及び期間

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第35（第53条第１項関係）

閉鎖措置計画の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第２項の規定により、閉鎖措置計画の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第53条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
５　閉鎖措置の開始の予定年月日
６　閉鎖措置に要する期間
７　閉鎖措置に係る許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項
８　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
９　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
10　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第36（第54条第２項関係）

閉鎖措置計画の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第３項において準用する同法第22条第５項の規定により、閉鎖措置計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第37（第54条第３項関係）

閉鎖措置計画の軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第３項において準用する同法第22条第７項の規定により、変更後の閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第38（第55条第１項関係）

閉鎖措置の終了確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第４項の規定により、閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第55条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　閉鎖措置の実施状況

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第39（第55条第１項関係）

特定閉鎖措置の終了確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第22条第１項の規定により読み替えて適用する法第53条第４項の規定により、特定閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第55条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　特定閉鎖措置の実施状況

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第40（第58条第１項関係）

貯留開始貯留事業の廃止許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第５項の規定により、貯留開始貯留事業の廃止の許可を受けたいので、同条第７項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　貯留開始貯留事業を廃止する予定年月日
５　貯留開始貯留事業の廃止の理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第41（第62条関係）

通知貯留区域管理業務届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第54条第１項に規定する通知貯留区域管理業務を行うので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第62条の規定により、届け出ます。

記

１　通知貯留区域
２　通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
３　法第56条に規定する応急の措置に関する事項
４　その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第42（第64条関係）

貯留事業の廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第57条第１項の規定により、抵当権者の承諾書を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　廃止した年月日
４　廃止した理由
５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第57条第５項において準用する法第23条第１項の規定に基づく措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第43（第66条関係）

試掘の事業の着手届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘の事業に着手しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第58条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘の事業の着手の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第44（第67条第１項関係）

試掘の事業の着手の延期認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第58条第３項において準用する同法第37条第２項の規定により、試掘の事業の着手の延期の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業の着手の延期の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
５　試掘の事業の着手の延期の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第45（第67条第２項関係）

試掘の事業の休止認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第58条第３項において準用する同法第37条第５項の規定により、試掘の事業の休止の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業の着手の年月日
５　試掘の事業の休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　試掘の事業の休止の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第46（第67条第３項関係）

試掘の事業の再開届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた試掘の事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第58条第３項において準用する同法第37条第６項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業の着手の年月日
５　試掘の事業の休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　試掘の事業の再開の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第47（第68条第１項関係）

試掘実施計画の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第59条第１項の規定により、次のとおり試掘実施計画の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　許可試掘区域の地質構造の評価及び過去の調査開発の経緯
４　試掘に関する計画
５　試掘の方法に関する事項
６　試掘に要する期間
７　試掘場における保安を確保するための措置に関する事項
８　坑口の閉塞その他の措置に関する事項
９　試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項
（１）試掘を行うための資金計画
（２）試掘を行うための体制

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　「８　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第48（第69条第１項関係）

試掘実施計画の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第60条第１項の規定により、試掘実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の試掘実施計画を添えて、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第49（第70条関係）

試掘実施計画の軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第60条第２項の規定により、変更後の試掘実施計画を添えて、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第50（第71条関係）

定期報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第64条第１項において準用する同法第49条の規定により、試掘によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、認可試掘実施計画の実施状況を報告します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　認可試掘実施計画の実施状況
（１）試掘に関する計画の進捗
（２）試掘の方法に関する事項の状況
（３）試掘場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
（４）試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項の状況
４　その他報告すべき事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　「３　認可試掘実施計画の実施状況」の報告にあっては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第51（第72条関係）

試掘の廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第64条第２項において準用する法第57条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　廃止した年月日
４　廃止した理由
５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第64条第３項において準用する法第23条第１項の規定に基づく措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第52（第74条第３項関係）

災害報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第68条第１項の規定により、報告します。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名
４　作業監督者氏名（作業区分）
５　災害発生年月日時
６　災害の種類
７　災害発生箇所
８　罹災者に関する事項
（１）職種名
（２）氏名
（３）年齢
（４）罹災程度（休業見込日数）
（５）経験年月
９　災害の概況
10　災害の原因
11　作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
12　貯留事業者等が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
13　貯留事業者等が本災害に対して取った保安上の処置及び今後の対策

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　災害発生年月日時は24時間制とすること。
３　説明図を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第53（第76条第１項関係）

保安規程届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を定めたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第69条第１項の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第54（第76条第２項関係）

保安規程変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第69条第２項の規定により、変更した保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名
４　変更年月日
５　変更の内容

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「５　変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第55（第78条関係）

作業監督者の選任又は解任届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、作業監督者を選任又は解任したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第71条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名
４　選任した者の氏名
５　選任年月日
６　選任した作業の区分
７　解任した者の氏名
８　解任年月日
９　解任した作業の区分

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　届出の内容が選任に限られるときは解任の各欄に、解任に限られるときは選任の各欄に「－」を記載すること。
３　選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第77条第１項又は第２項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第56（第83条第１項関係）

工事計画（変更）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第75条第１項（第２項）の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号。以下「規則」という。）第83条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名
４　工事の種類

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　本様式において「４　工事の種類」には規則別表第１の上欄及び中欄に掲げる事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第57（第83条第３項関係）

工事計画軽微変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第75条第８項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　工事の計画の変更に係る貯留事業場等の名称
２　貯留事業場等の所在地
３　変更の年月日
４　変更の内容

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第58（第90条第２項関係）

貯留等工作物休止届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留等工作物の使用を休止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第90条第２項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　貯留事業者等名
４　使用を休止した貯留等工作物
５　休止期間
６　休止理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第59（第90条第４項関係）

貯留等工作物再使用届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、休止した貯留等工作物を再び使用したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第90条第４項の規定により、届け出ます。

記

１　貯留事業場等名
２　所在地
３　休止中の貯留等工作物
４　貯留等工作物休止届出書の届出年月日
５　再使用年月日
６　前回の定期自主検査の年月日
７　再使用に係る定期自主検査の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第60（第93条第１項関係）

導管輸送事業届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第78条第１項の規定により、導管輸送事業を行いたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第93条第４項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　輸送しようとする二酸化炭素が許可貯留区域内の貯留層に貯蔵される場合にあっては、当該許可貯留区域に係る貯留事業者に関する事項
（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）許可貯留区域
２　輸送しようとする二酸化炭素が外国における貯留層に相当するものに貯蔵される場合にあっては、当該外国における貯留事業者に相当する者に関する事項
（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）当該外国における許可貯留区域に相当する区域
３　導管輸送工作物に関する事項
（１）導管の設置の場所
（２）導管の内径
（３）導管の総延長
（４）圧送機を設置する場合にあっては、圧送機の設置の場所、種類及び能力別の数
４　導管内における二酸化炭素の圧力
５　二酸化炭素の輸送量
６　事業開始の予定年月日
７　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
８　その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「３（１）導管の設置の場所」について、導管の設置の場所を明示した地形図は、導管の設置の場所の地理的範囲を明らかにした系統図を記載したもの及び二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所、並びにその経過地等の都道府県郡市区町村が明示的に判別できるものとすること。
３　「３（２）導管の内径」は、導管の内径の最大値を記載すること。
４　「３（３）導管の総延長」は、導管の延長の総和を記載すること。
５　「４　導管内における二酸化炭素の圧力」は、導管の最高使用圧力を記載すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第61（第93条第５項関係）

導管輸送事業変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第78条第１項各号に掲げる事項に変更があったので、同条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　導管輸送事業の届出年月日
２　変更の内容
３　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　この届出書には、法第78条第１項各号に掲げる事項の変更により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第93条第４項各号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合には、当該変更後の書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第62（第94条関係）

導管輸送事業の承継届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第79条第１項の規定により、導管輸送事業者の地位を承継したので、導管輸送事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類を添えて、届け出ます。

記

１　承継年月日
２　被承継人
３　承継した導管輸送事業の届出年月日
４　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第63（第95条第１項関係）

導管輸送事業の休止（廃止）届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第80条第１項の規定により、導管輸送事業の（全部・一部）を休止し、又は廃止したので、（休止・廃止）した理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　休止年月日及び休止期間又は廃止年月日
２　（休止・廃止）した事業の内容
３　（休止・廃止）した導管輸送事業の届出年月日
４　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考
１　本様式において（全部・一部）及び（休止・廃止）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
２　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第64（第95条第２項関係）

解散届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第80条第２項の規定により、導管輸送事業者たる法人が解散したので届け出ます。

記

１　解散した年月日
２　解散した法人の名称、住所及び代表者の氏名
３　解散した法人の導管輸送事業の届出年月日
４　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第65（第96条第３項第４号関係）

二酸化炭素の濃度測定記録表

１　測定者の氏名
２　測定箇所
３　測定結果

物質	測定値（Vol％）	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	室温（℃）	測定方法	備考
二酸化炭素					
水素					
窒素					
酸素					
炭化水素					
一酸化炭素					

備考
１　「３　測定結果」の「二酸化炭素」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第２条第１項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素とする。
２　「３　測定結果」の「炭化水素」は、物質名を記載する。
３　特定不純物の濃度を測定した場合は、「３　測定結果」に記載する。

様式第66（第98条第１項関係）

特定導管輸送事業約款届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第82条第１項の規定により、特定導管輸送事業約款を定めたので、当該特定導管輸送事業約款及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第98条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

導管輸送事業の届出年月日	

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第67（第98条第２項関係）

特定導管輸送事業約款変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第82条第１項の規定により、特定導管輸送事業約款を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第98条第２項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業の届出年月日
２　変更の内容
３　実施期日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第68（第99条関係）

特定導管輸送事業の特例承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第82条第２項ただし書の規定により、特定導管輸送事業約款以外の条件により特定導管輸送事業を行うことの承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第99条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　導管輸送事業の届出年月日
２　特定導管輸送事業約款の届出年月日
３　特定導管輸送約款以外の条件により二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者に関する事項
（１）氏名又は名称
（２）住所
（３）代表者の氏名
４　特定導管輸送事業約款以外の料金その他の役務の提供の内容
５　実施の期日及び期間

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第69（第101条第３項関係）

災害報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第87条の規定において準用する同法第68条第１項の規定により、報告します。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　作業監督者氏名（作業区分）
４　災害発生年月日時
５　災害の種類
６　災害発生箇所
７　罹災者に関する事項
（１）職種名
（２）氏名
（３）年齢
（４）罹災程度（休業見込日数）
（５）経験年月
８　災害の概況
９　災害の原因
10　作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
11　導管輸送事業者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
12　導管輸送事業者が本災害に対して取った保安上の処置及び今後の対策

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　災害発生年月日時は24時間制とすること。
３　説明図を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第70（第103条第１項関係）

保安規程届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を定めたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第88条第１項の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第71（第103条第２項関係）

保安規程変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第88条第２項の規定により、変更した保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　変更年月日
４　変更の内容

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「４　変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第72（第105条関係）

作業監督者の選任又は解任届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、作業監督者を選任又は解任したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第89条の規定において準用する同法第71条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　選任した者の氏名
４　選任年月日
５　選任した作業の区分
６　解任した者の氏名
７　解任年月日
８　解任した作業の区分

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　届出の内容が選任に限られるときは解任の各欄に、解任に限られるときは選任の各欄に「－」を記載すること。
３　選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第104条第１項又は第２項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第73（第107条第１項関係）

工事計画（変更）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第90条第１項（第２項）の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号。以下「規則」という。）第107条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　工事の種類

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　本様式において「３　工事の種類」には規則別表第３の上欄及び中欄に掲げる事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第74（第107条第３項関係）

工事計画軽微変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第90条第８項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　変更の年月日
４　変更の内容

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第75（第115条第２項関係）

導管輸送工作物休止届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、導管輸送工作物の使用を休止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第115条第２項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　使用を休止した導管輸送工作物
４　休止期間
５　休止理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第76（第115条第４項関係）

導管輸送工作物再使用届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、休止した導管輸送工作物を再び使用したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第115条第４項の規定により、届け出ます。

記

１　導管輸送事業者名
２　導管の設置の場所
３　休止中の導管輸送工作物
４　導管輸送工作物休止届出書の届出年月日
５　再使用年月日
６　前回の定期自主検査の年月日
７　再使用に係る定期自主検査の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第77（第118条関係）

登録導管輸送工作物検査機関（更新）申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第91条第１項（第95条第１項）の登録（更新）を受けたいので、同法第93条（第95条第２項の規定において準用する同法第93条）の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第118条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　氏名又は名称
２　事業所の名称
３　住所又は所在地

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第78（第121条関係）

登録導管輸送工作物検査機関変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、変更したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第97条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　変更の内容
２　変更の年月日
３　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第79（第122条第１項及び第２項関係）

業務規程（変更）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、業務規程を定めた（変更した）ので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第98条第１項の規定により、（変更後の）業務規程を添えて、届け出ます。

記

１　氏名又は名称
２　事業所の名称
３　住所又は所在地
４　変更の年月日
５　変更の内容
６　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「４　変更の年月日」、「５　変更の内容」、「６　変更の理由」の欄は、業務規程の変更の届出の場合に記載すること。
３　「５　変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第80（第123条第１項関係）

業務休止（廃止）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、検査業務の全部（一部）を休止（廃止）しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第99条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　氏名又は名称
２　事業所の名称
３　住所又は所在地
４　休止（廃止）しようとする検査の業務の範囲
５　休止（廃止）の年月日
６　休止の期間
７　休止（廃止）の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「６　休止の期間」の欄には、休止の場合のみ記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第81（第129条第１項関係）

探査の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第107条第１項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

１　申請の区域の所在地
２　探査の期間
３　探査の実施計画
（１）計画名
（２）目的
（３）計画の目標
（４）探査を行おうとする区域における危険を防止するために講ずる必要な措置に関する事項
（５）探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
（６）探査と関連する過去又は将来の探査計画
４　探査の方法
（１）海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
①　船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
②　船舶の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号
③　船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
④　全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
⑤　船舶への通信手段
⑥　船員数
⑦　船舶全体を確認できる写真
（２）探査の用に供する装置及び機器の詳細
①　地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第128条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの
②　使用する主要な装置及び機器、これらの仕様並びに個数等
（３）その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
５　寄港予定地及び寄港予定日
６　探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
７　探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
８　農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
９　探査の結果の取扱いに関する事項

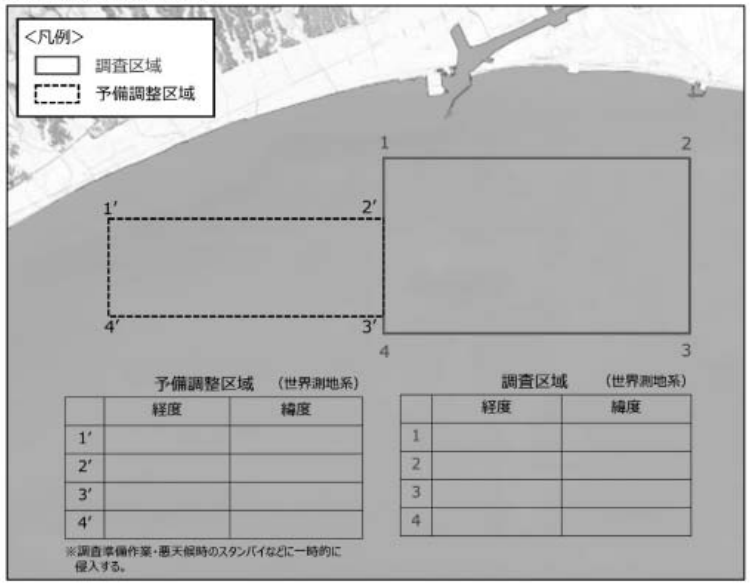
備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　「３（３）計画の目標」には、陸域、海域別の測線長、探査方法などの探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
３　法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第82（第129条第１項関係）

探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　申請の区域の所在地
２　申請の区域の面積
３　縮尺
４　平面直角座標系の系番号



予備調整区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1′		
2′		
3′		
4′		

※調査準備作業・悪天候時のスタンバイなどに一時的に侵入する。

調査区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1		
2		
3		
4		

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）は、上記の例により作成すること（緯度、経度に併せてＸ、Ｙ座標値を記入すること。）。
３　探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の１とすること。ただし、10,000 分の１とすると区域が明示し難い場合には、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
４　探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の１地形図が発行されている場合には、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を４等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
５　記号は、国土地理院発行の 50,000 分の１地形図の図式記号及び日本産業規格鉱山記号（JIS M 0101）によること。
６　記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。
　赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
　青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
　褐色・・・道路
　黒色・・・三角点、等高線
７　用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものを用いること。
８　図面の作成に当たっては、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。
９　回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第83（第131条関係）

探査許可証

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第107条第１項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣　　印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第128条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載する。
２　船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に記載する。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第84（第132条第１号関係）

許可証の再交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第132条第１号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　再交付を申請する理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　申請の理由が許可証の汚損であるときは、汚損した許可証を返納すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第85（第134条第１項関係）

探査の変更許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 109 条第１項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の内容
３　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　この申請書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第 50 号）第 129 条第１項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添付すること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更を行おうとする場合には、当該変更申請に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 86（第 136 条第１項関係）

探査の軽微な変更等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 109 条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の年月日
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　この届出書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第 50 号）第 135 条第３号に掲げる事項の変更がある場合には、当該変更後の同規則第 129 条第１項の図面を添付すること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更の届出を行おうとする場合には、当該変更の届出に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第87（第137条第１項関係）

合併の承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第112条第１項の規定により、合併の承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第137条第１項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　合併の予定年月日

備考
１　この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が法第108条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第88（第137条第１項関係）

分割の承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第112条第１項の規定により、分割の承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第137条第１項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　分割の予定年月日

備考
１　この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が法第108条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 89（第 138 条第１項関係）

探査の事業の相続承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　　名
住　　所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号。以下「法」という。）第 113 条第１項の規定により、相続の承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第 50 号）第 138 条第１項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

１　被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　許可の年月日及び許可番号
４　相続開始の年月日

備考
１　この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書及び申請者が法第 108 条第２号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第90（第139条関係）

探査結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　探査を行った区域の所在地
３　探査の期間
４　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
５　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第91（第140条関係）

土地の立入りの許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 116 条第１項の規定により、土地の立入りの許可を受けたいので、申請します。

記

１　土地の所在地及び地目
２　土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
３　土地の立入りの予定期間
４　土地の立入りの目的

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第92（第141条関係）

裁決申請書

（裁決申請者）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

（相手方）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 117 条第２項の協議が成立しないので、同条第３項の規定により、裁決を申請します。

記

１　損失の事実
２　損失の補償の見積り及びその内訳
３　協議の経過

年　月　日

裁決申請者　氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

収用委員会　　御中

備考
１　代表者の氏名の欄は、裁決申請者又は相手方が法人である場合に記載すること。
２　裁決申請者が２以上の場合は、連名で申請することができる。
３　「１　損失の事実」は、損失の内容の説明のほかに、発生の場所及び時期を記載すること。
４　「２　損失の補償の見積り及びその内訳」は、積算の基礎を明らかにすること。
５　「３　協議の経過」は、経緯の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第93（第142条関係）

土地の使用又は収用の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 120 条第１項の規定により、土地の使用又は収用の許可を受けたいので、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、申請します。

記

１　土地の所在地及び地目
２　土地の面積
３　土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
４　土地の使用の目的及び理由
５　土地の使用の予定期日及び期間

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第94（第145条関係）

土地の使用又は収用の手続の保留申立書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 121 条第２項の規定により、土地の使用又は収用の手続を保留したいので、申し立てます。

記

１　使用しようとする土地の所在地及び面積
２　使用の手続を保留する土地の所在地及び面積
３　使用の手続を保留する理由
４　使用の手続開始の予定期日

備考
１　代表者の氏名の欄は、申立者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第95（第147条関係）

土地の使用等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和８年経済産業省令第50号）第147条の規定により、届け出ます。

記

１　土地の所在地及び面積
２　届出の理由
３　使用等に係る年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「２　届出の理由」には、土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したこと、使用を始めたこと、使用を終えたこと又は使用しなくなったことのいずれかについて記載すること。
３　「３　使用等に係る年月日」には、「２　届出の理由」に記載した事項が生じた年月日を記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第96（第148条関係）

表

第　　号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第132条の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発効

発行者　　印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貯留事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、貯留事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試掘者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試掘者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録導管輸送工作物検査機関に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、登録導管輸送工作物検査機関の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　（略）

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

様式第97（附則第２条関係）

貯留事業の許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）附則第３条第２項の規定により、貯留事業の許可を受けたいので、同条第４項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請貯留区域
２　貯留事業を開始した年月日
３　貯留事業の概要

備考

１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。

２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。

３　本申請書に添付する法附則第３第４項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、現に貯留事業を行っている区域との位置関係を明示するものとすること。

４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第五十一号

貯留権等の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）の規定に基づき、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（令和六年経済産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
貯留権等の登録に関する政令施行規則	二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　登録手続	第三章　登録手続
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　登録申請の手続	第二節　登録申請の手続
第一款～第五款　（略）	第一款～第五款　（略）
第六款　許可貯留区域図等（第四十条―第四十二条）	第六款　許可試掘区域図（第四十条・第四十一条）
第七款　登録すべきものでないとき（第四十三条）	第七款　登録すべきものでないとき（第四十二条）
第三節　表題部の登録事項（第四十四条―第五十六条）	第三節　表題部の登録事項（第四十三条―第四十七条）
第四節　権利部の登録事項	第四節　権利部の登録事項
第一款　通則（第五十七条―第六十八条）	第一款　通則（第四十八条―第五十九条）
第二款　抵当権に関する登録（第六十九条―第七十六条）	（新設）
第三款　信託に関する登録（第七十七条・第七十八条）	第二款　信託に関する登録（第六十条・第六十一条）
第四款　仮登録（第七十九条―第八十一条）	第三款　仮登録（第六十二条―第六十四条）
第五節　雑則（第八十二条―第八十六条）	第五節　雑則（第六十五条―第六十九条）
第四章　登録事項の証明等	第四章　登録事項の証明等
第一節　登録事項の証明等に関する請求（第八十七条・第八十八条）	第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十条・第七十一条）
第二節　登録事項の証明等の方法（第八十九条―第九十一条）	第二節　登録事項の証明等の方法（第七十二条―第七十四条）
第三節　登録事項証明書における代替措置	第三節　登録事項証明書における代替措置
第一款　通則（第九十二条―第九十八条）	第一款　通則（第七十五条―第八十一条）
第二款　代替措置（第九十九条―第百四条）	第二款　代替措置（第八十二条―第八十七条）
第三款　公示用住所の変更（第百五条）	第三款　公示用住所の変更（第八十八条）
第四節　手数料（第百六条・第百七条）	第四節　手数料（第八十九条・第九十条）
附則	附則
第一章　総則	**第一章**　総則
（定義）	（定義）
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　添付書面　登録の申請をする場合において、貯留権等の登録に関する政令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。	一　添付書面　登録の申請をする場合において、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　（略）

三　順位事項　第五十八条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　許可貯留区域図　許可貯留区域（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域をいう。以下同じ。）を示す図面をいう。

五　許可試掘区域図　許可試掘区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。別表第一において同じ。）を示す図面をいう。

六　（略）

七　貯留権番号　第四十五条の規定により表題部に記録される貯留権に係る番号、記号その他の符号をいう。

八　試掘権番号　第四十五条の規定により表題部に記録される試掘権に係る番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

第二条　登録の前後は、登録記録の同一の区（第四条第二項第一号の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付番号による。

（付記登録）

第三条　次に掲げる登録は、付記登録（令第四条第二項に規定する付記登録をいう。以下同じ。）によってするものとする。

一　（略）

二　次に掲げる登録その他の令第二十九条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

イ　債権の分割による抵当権の変更の登録

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録

ハ　民法第三百九十八条の十二第二項に規定する根抵当権を分割して譲り渡す場合においてする極度額の減額による変更の登録

ニ　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

三　（略）

四　抵当権を目的とする権利に関する登録（処分の制限の登録を含む。）

五　抵当権の移転の登録

六　登録の目的である登録対象権利の消滅に関する定めの登録

七　民法第三百九十三条の規定による代位の登録

八　（略）

二　（略）

三　順位事項　第四十九条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

（新設）

四　許可試掘区域図　許可試掘区域（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。以下同じ。）を示す図面をいう。

五　（略）

（新設）

六　試掘権番号　第四十四条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

第二条　登録の前後は、順位番号による。

（付記登録）

第三条　次に掲げる登録は、付記登録（令第四条第二項に規定する付記登録をいう。以下同じ。）によってするものとする。

一　（略）

二　令第二十八条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

（新設）

（新設）

（新設）

三　（略）

（新設）

（新設）

四　登録の目的である試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう。以下同じ。）の消滅に関する定めの登録

（新設）

五　（略）

第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　（略）

2　権利部への登録事項の記録は、次に掲げる方法によって行うものとする。

一　貯留権登録簿の権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には貯留権に関する登録の登録事項を記録し、乙区には抵当権に関する登録の登録事項を記録すること。

二　試掘権登録簿の権利部には、試掘権に関する登録の登録事項を記録すること。

（記録事項過多による移記）

第六条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び貯留権等（法第二十五条第一項に規定する貯留権等をいう。以下同じ。）の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（副登録記録）

第八条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

2　経済産業大臣は、貯留権等登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。

3　経済産業大臣は、貯留権等登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　経済産業大臣は、申請書及びその添付書面その他の貯留権等登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の貯留権等登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために経済産業大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書（令第七十条第一項に規定する登録事項証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求

二　許可貯留区域図等（許可貯留区域図又は許可試掘区域図をいう。以下同じ。）の全部又は一部の写しの交付の請求

三　貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求

（申出関係書類つづり込み帳）

第十五条　申出関係書類つづり込み帳には、第九十四条第一項に規定する代替措置等申出に関する書類及び第百四条第一項の規定による代替措置申出の撤回に関する書類をつづり込むものとする。

第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　（略）

2　権利部には試掘権に関する登録の登録事項を記録するものとする。

（新設）

（記録事項過多による移記）

第六条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び試掘権の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（副登録記録）

第八条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項（信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

2　経済産業大臣は、試掘権登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。

3　経済産業大臣は、試掘権登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　経済産業大臣は、申請書及びその添付書面その他の試掘権登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の試掘権登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために経済産業大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書（令第五十五条第一項に規定する登録事項証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求

二　許可試掘区域図の全部又は一部の写しの交付の請求

三　試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求

（申出関係書類つづり込み帳）

第十五条　申出関係書類つづり込み帳には、第七十七条第一項に規定する代替措置等申出に関する書類及び第八十七条第一項の規定による代替措置申出の撤回に関する書類をつづり込むものとする。

第三節　持出禁止

第十六条　貯留権等登録簿及び貯留権等登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、経済産業省外に持ち出してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、裁判所から貯留権等登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、貯留権等登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十七条　令第十三条に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者（令第二十二条第二項第七号に規定する代位者をいう。第八十四条第二項において同じ。）である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　（略）

六　許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）

七　貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）の概要

八　試掘権の登録にあっては、試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する日

九・十　（略）

十一　登録対象権利の設定又は移転の登録（根抵当権及び信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十二～十四　（略）

十五　登録の目的である登録対象権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

十六～二十一　（略）

（申請書の作成及び提出）

第十八条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の貯留権等ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の貯留権等について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二　貯留権の一部を分割して、これを他の貯留権に併合しようとする場合において、併合の登録及び合併の登録の申請をするとき。

三　同一の貯留権等について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　一又は二以上の貯留権等について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

五　同一の貯留権等について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

六　二以上の貯留権について申請する登録が、同一の債権を担保する抵当権に関する登録であって、登録の目的が同一であるとき。

第三節　持出禁止

第十六条　試掘権登録簿及び試掘権登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、経済産業省外に持ち出してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、裁判所から試掘権登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、試掘権登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十七条　令第十三条に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者（令第二十二条第二項第六号に規定する代位者をいう。第六十七条第二項において同じ。）である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　（略）

六　許可試掘区域

七　試掘の概要

八　試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する日

九・十　（略）

十一　試掘権の設定又は移転の登録（信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十二～十四　（略）

十五　登録の目的である試掘権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

十六～二十一　（略）

（申請書の作成及び提出）

第十八条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の試掘権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の試掘権について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

（新設）

二　同一の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三　一又は二以上の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　同一の試掘権について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

（新設）

（申請書記載事項の一部の省略）

第十九条　次に掲げる規定にかかわらず、貯留権等を識別するために必要な事項として第四十五条に規定する番号、記号その他の符号を申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一～三　（略）

（添付書面）

第二十条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第九十四条第四項第一号、第百条第四項（第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第百三条第三項第一号及び第百四条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。

イ　（略）

ロ　令第六十四条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第六十三条第一項の規定による仮登録を申請するとき　当該仮登録を命ずる処分の決定書の正本

七・八　（略）

2　（略）

3　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一　令第三十二条の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二　令第六十七条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登録の抹消を申請する場合

三　令第六十七条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登録に後れる登録の抹消を申請する場合

第二節　登録申請の手続

第一款　申請

（枚数の記載）

第二十四条　（略）

2　別表第二の二十四の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

（申請書記載事項の一部の省略）

第十九条　次に掲げる規定にかかわらず、試掘権を識別するために必要な事項として第四十四条に規定する番号、記号その他の符号を申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一～三　（略）

（添付書面）

第二十条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第七十七条第四項第一号、第八十三条第四項、第八十六条第三項第一号及び第八十七条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。

イ　（略）

ロ　令第五十一条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第五十条第一項の規定による仮登録を申請するとき　当該仮登録を命ずる処分の決定書の正本

七・八　（略）

2　（略）

3　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一　令第三十一条の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二　令第五十四条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録に後れる登録の抹消を申請する場合

（新設）

第二節　登録申請の手続

第一款　申請

（枚数の記載）

第二十四条　（略）

2　別表第二の十三の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項、第九十四条第四項第一号、第百条第四項（第百五条第四項において準用する場合を含む。）、第百三条第三項第一号及び第百四条第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

（申請書等の送付方法）

第二十八条　（略）

2　前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に貯留権等登録申請書が在中する旨を明記するものとする。

第二款　受付等

（申請の受付）

第三十一条　経済産業大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号、許可貯留区域等並びに貯留事業等の概要を記録しなければならない。

2　（略）

3　前二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　令第三十条第一項の規定により登録の更正をしようとする場合

二　令第三十五条の規定により登録の抹消をしようとする場合

第三款　登録済証

第三十六条　令第十六条第一項又は第二項の登録済証の交付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

一　貯留権に関する登録の登録済証　様式第一

二　試掘権に関する登録の登録済証　様式第二

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録

第三十七条　令第十七条に規定する経済産業省令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

一　共有物分割禁止の定めに係る貯留権又は抵当権の変更の登録

二　抵当権の順位の変更の登録

三　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

四　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による登録対象権利の変更の登録

五　（略）

第六款　許可貯留区域図等

（許可貯留区域図等の内容）

第四十条　許可貯留区域図等は、許可貯留区域等を明確にするものでなければならない。

（貯留権の分割の登録の場合の許可貯留区域図）

第四十一条　貯留権の分割の登録を申請する場合において提供する分割後の貯留権に係る許可貯留区域図には、分割前の貯留権に係る許可貯留区域（以下この条において「分割前貯留区域」という。）を図示し、分割面（当該分割に係る分割前貯留区域の分割部分を示す面をいう。）を明らかにして分割後の各貯留区域を表示しなければならない。

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項、第七十七条第四項第一号、第八十三条第四項、第八十六条第三項第一号及び第八十七条第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

（申請書等の送付方法）

第二十八条　（略）

2　前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に試掘権登録申請書が在中する旨を明記するものとする。

第二款　受付等

（申請の受付）

第三十一条　経済産業大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号、許可試掘区域並びに試掘の概要を記録しなければならない。

2　（略）

3　前二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　令第二十九条第一項の規定により登録の更正をしようとする場合

二　令第三十三条の規定により登録の抹消をしようとする場合

第三款　登録済証

第三十六条　令第十六条第一項又は第二項の登録済証の交付は、様式第一により行うものとする。

（新設）

（新設）

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録

第三十七条　令第十七条に規定する経済産業省令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

（新設）

（新設）

（新設）

一　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録

二　（略）

第六款　許可試掘区域図

（許可試掘区域図の内容）

第四十条　許可試掘区域図は、許可試掘区域を明確にするものでなければならない。

（新設）

（準用規定）

第四十二条　第四十七条の規定は、許可貯留区域図等について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「許可貯留区域図等」と読み替えるものとする。

第七款　登録すべきものでないとき

第四十三条　令第二十条第十一号の経済産業省令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

一　申請が登録対象権利以外のものについての登録を目的とするとき。

二　（略）

三　申請が令第五十条の規定により登録することができないとき。

四　（略）

五　同一の貯留権等に関し同時に二以上の申請がされた場合（令第十四条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登録の目的である権利が相互に矛盾するとき。

六　申請に係る登録の目的である権利が同一の貯留権等について既にされた登録の目的である権利と矛盾するとき。

七　（略）

第四十四条　（略）

（貯留権番号及び試掘権番号）

第四十五条　経済産業大臣は、令第二十二条第一項第六号の貯留権等を識別するために必要な事項として、一の貯留権等ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

第四十六条・第四十七条　（略）

（貯留権の分割の登録における表題部の記録方法）

第四十八条　経済産業大臣は、貯留権の分割の登録をするときは、当該分割により生じた貯留権（以下「分割貯留権」という。）について新たな登録記録を作成し、当該登録記録の表題部に当該分割される貯留権（以下「被分割貯留権」という。）の貯留権番号及び当該貯留権から分割した旨を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の場合には、被分割貯留権の登録記録に、残余部分の貯留権の表題部の登録事項、分割貯留権の貯留権番号及び当該貯留権を分割した旨並びに従前の貯留権の表題部の登録事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

（貯留権の分割の登録における権利部の記録方法）

第四十九条　経済産業大臣は、前条の場合において、分割貯留権の登録記録の権利部の相当区に、被分割貯留権の登録記録から権利に関する登録を転写し、かつ、分割の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合において、貯留権及び抵当権以外の権利については分割後の被分割貯留権が共にその権利の目的である旨を記録し、抵当権については既にその権利についての共同担保目録が作成されているときを除き共同担保目録を作成し、転写した権利の登録の末尾にその共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の場合において、転写する権利が抵当権であり、かつ、既にその抵当権についての共同担保目録が作成されているときは、同項の規定により転写された分割貯留権に関する権利を当該共同担保目録に記録しなければならない。

（準用規定）

第四十一条　第四十六条の規定は、許可試掘区域図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「許可試掘区域図」と読み替えるものとする。

第七款　登録すべきものでないとき

第四十二条　令第二十条第十一号の経済産業省令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

一　申請が試掘権以外のものについての登録を目的とするとき。

二　（略）

（新設）

三　（略）

四　同一の試掘権に関し同時に二以上の申請がされた場合（令第十四条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登録の目的である権利が相互に矛盾するとき。

五　申請に係る登録の目的である権利が同一の試掘権について既にされた登録の目的である権利と矛盾するとき。

六　（略）

第四十三条　（略）

（試掘権番号）

第四十四条　経済産業大臣は、令第二十二条第一項第六号の試掘権を識別するために必要な事項として、一の試掘権ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

第四十五条・第四十六条　（略）

（新設）

3　経済産業大臣は、被分割貯留権の登録記録から分割貯留権の登録記録に貯留権以外の権利に関する登録を転写したときは、分割後の被分割貯留権の登録記録の当該権利に関する登録に、抵当権以外の権利については分割貯留権が共にその権利の目的である旨を、抵当権については既にその権利についての共同担保目録が作成されているときを除き第一項の規定により作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

（貯留権の分割に伴う権利の消滅の登録）

第五十条　令第四十条の規定による権利が消滅した旨の登録は、分割の登録の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。（新設）

一　当該権利の登録名義人が当該権利を消滅させることを承諾したことを証する当該登録名義人が作成した書面又は当該登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面

二　前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者が承諾したことを証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面

2　被分割貯留権から分割貯留権を分割する分割の登録をする場合において、令第四十条の規定により分割貯留権について権利が消滅した旨の登録をするときは、分割後の被分割貯留権の登録記録の当該権利に関する登録についてする付記登録によって分割貯留権について当該権利が消滅した旨を記録しなければならない。この場合には、前条第一項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登録を分割貯留権の登録記録に転写することを要しない。

3　被分割貯留権から分割貯留権を分割する分割の登録をする場合において、令第四十条の規定により分割後の被分割貯留権について権利が消滅した旨の登録をするときは、分割後の被分割貯留権の登録記録の当該権利に関する登録についてする付記登録によって分割後の被分割貯留権について当該権利が消滅した旨を記録し、当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

（貯留権の併合の登録の制限の特例）

第五十一条　令第四十一条第三号の併合後の貯留権の登録記録に登録することができる権利に関する登録は、次に掲げる登録とする。（新設）

一　抵当権の登録であって、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付が同一のもの

二　信託の登録であって、令第五十二条第一項各号に掲げる登録事項が同一のもの

（貯留権の併合の登録における表題部の記録方法）

第五十二条　経済産業大臣は、貯留権を他の貯留権に併合する併合の登録をするときは、当該他の貯留権（以下「被併合貯留権」という。）の登録記録の表題部に、併合後の貯留権の表題部の登録事項、併合した貯留権の貯留権番号及び当該貯留権を併合した旨並びに従前の貯留権の表題部の登録事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。（新設）

2　経済産業大臣は、前項の場合には、前項の併合をする貯留権の登録記録の表題部に被併合貯留権の貯留権番号及び当該被併合貯留権に合併した旨並びに従前の貯留権の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

（貯留権の併合の登録における権利部の記録方法）

第五十三条　経済産業大臣は、前条第一項の場合には、被併合貯留権の登録記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。（新設）

一　併合による貯留権の登録をする旨

二　貯留権の登録名義人の氏名又は名称及び住所並びに登録名義人が二人以上であるときは当該貯留権の登録名義人ごとの持分

三　併合の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号
四　信託の登録であって、令第五十二条第一項各号に掲げる登録事項が同一のものがあるときは、当該信託の登録

2　経済産業大臣は、前項の場合において、併合する貯留権及び被併合貯留権の登録記録に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付が同一の抵当権の登録があるときは、被併合貯留権の登録記録に当該登録が併合後の貯留権の全部に関する旨を付記登録によって記録しなければならない。

（貯留権の分割及び併合を同時に行うときの登録）

第五十四条　経済産業大臣は、貯留権の一部を分割してこれを被併合貯留権に併合する場合において、分割の登録及び併合の登録をするときは、被併合貯留権の登録記録の表題部に、併合後の貯留権の表題部の登録事項、併合した貯留権の貯留権番号及び当該貯留権の一部を併合した旨並びに従前の貯留権の表題部の登録事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第五十二条の規定は、適用しない。

2　経済産業大臣は、前項に規定する登録をするときは、前項の分割をする貯留権の登録記録の表題部に、残余部分の貯留権の表題部の登録事項、被併合貯留権の貯留権番号及び当該被併合貯留権に一部を併合した旨並びに従前の貯留権の表題部の登録事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第四十八条の規定は、適用しない。

3　第四十九条第一項、第五十条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

（貯留権等の登録の抹消等）

第五十五条　経済産業大臣は、令第四十二条又は第四十三条の規定による貯留権等の登録の抹消をするときは、当該貯留権等の登録記録の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

（貯留権の登録の抹消に伴う抵当権の登録の抹消）

第五十六条　経済産業大臣は、前条の場合において、抹消された貯留権が他の貯留権と共に抵当権の目的であったとき（その旨が登録記録に記録されている場合に限る。）は、当該他の貯留権の登録記録の乙区に、抹消された貯留権に係る許可貯留区域及び貯留権に係る貯留事業の概要を記録し、かつ、共同担保目録に、抹消の原因、当該貯留権が抹消されたこと及び当該抹消された貯留権に係る許可貯留区域並びに貯留事業の概要を抹消する記号を記録しなければならない。

第四節　権利部の登録事項

第一款　通則

（権利部の登録）

第五十七条　経済産業大臣は、権利部の相当区に登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利部の登録事項のうち、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（順位番号等）

第五十八条　経済産業大臣は、登録をするときは、権利部の相当区に登録事項を記録した順序を示す番号を記録しなければならない。

2　（略）

3　令第二十二条第二項第八号の権利の順位を明らかにするために必要な事項として経済産業省令で定めるものは、順位事項とする。

（新設）

（試掘権の登録の抹消等）

第四十七条　経済産業大臣は、令第三十八条の規定による試掘権の登録の抹消をするときは、当該試掘権の登録記録の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

（新設）

第四節　権利部の登録事項

第一款　通則

（権利部の登録）

第四十八条　経済産業大臣は、権利部に登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利部の登録事項のうち、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（順位番号等）

第四十九条　経済産業大臣は、権利部に登録をするときは、登録事項を記録した順序を示す番号を記録しなければならない。

2　（略）

3　令第二十二条第二項第七号の権利の順位を明らかにするために必要な事項として経済産業省令で定めるものは、順位事項とする。

第五十九条　（略）
（登録対象権利の消滅に関する定めの登録）
第六十条　経済産業大臣は、登録の目的である登録対象権利の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより登録対象権利が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該登録対象権利の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。
第六十一条　（略）
（登録の更正）
第六十二条　経済産業大臣は、令第三十条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。
（登録の抹消）
第六十三条　経済産業大臣は、登録対象権利の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。
2　経済産業大臣は、前項の場合において、抹消に係る登録対象権利を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該登録対象権利の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。
第六十四条　（略）
（令第三十三条第二項の相当の調査）
第六十五条　令第三十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。
一　令第三十三条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置
イ　（略）
ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の貯留権等登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置
イ・ロ　（略）
ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の貯留権等登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
ニ　（略）

第五十条　（略）
（試掘権の消滅に関する定めの登録）
第五十一条　経済産業大臣は、登録の目的である試掘権の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより試掘権が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該試掘権の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。
第五十二条　（略）
（登録の更正）
第五十三条　経済産業大臣は、令第二十九条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。
（登録の抹消）
第五十四条　経済産業大臣は、試掘権の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。
2　経済産業大臣は、前項の場合において、抹消に係る試掘権を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該試掘権の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。
第五十五条　（略）
（令第三十二条第二項の相当の調査）
第五十六条　令第三十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。
一　令第三十二条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置
イ　（略）
ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置
イ・ロ　（略）
ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
ニ　（略）

（職権による登録の抹消）

第六十六条　経済産業大臣は、令第三十五条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第六十七条　令第三十五条第二項の公告は、経済産業省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

第六十八条　（略）

第二款　抵当権に関する登録

（順位の譲渡又は放棄による変更の登録）

第六十九条　経済産業大臣は、登録した抵当権について順位の譲渡又は放棄による変更の登録をするときは、当該抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（抵当権の順位の変更の登録）

第七十条　経済産業大臣は、抵当権の順位の変更の登録をするときは、順位の変更があった抵当権の登録の順位番号の次に変更の登録の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。

（根抵当権の分割譲渡の登録）

第七十一条　第三条第五号の規定にかかわらず、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権（貯留権を目的とする抵当権を目的とするものを除く。）を分割して譲り渡す場合の登録は、主登録によってするものとする。

2　経済産業大臣は、民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録の順位番号を記録するときは、分割前の根抵当権の登録の順位番号を用いなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定により順位番号を記録したときは、当該順位番号及び分割前の根抵当権の登録の順位番号にそれぞれ第五十八条第二項の符号を付さなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の登録をしたときは、職権で、分割前の根抵当権について極度額の減額による根抵当権の変更の登録をし、これに根抵当権を分割して譲り渡すことにより登録する旨及び登録の年月日を記録しなければならない。

（共同担保目録の作成）

第七十二条　経済産業大臣は、二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録をするとき（第七十四条第一項に規定する場合を除く。）は、次条に定めるところにより共同担保目録を作成し、当該抵当権の登録の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、当該申請書に共同担保目録の記号及び目録番号を記載しなければならない。

（共同担保目録の記録事項）

第七十三条　経済産業大臣は、共同担保目録を作成するときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　共同担保目録を作成した年月日

二　共同担保目録の記号及び目録番号

三　抵当権が目的とする二以上の貯留権に係る次に掲げる事項

イ　共同担保目録への記録の順序に従って当該貯留権に付す番号

ロ　当該二以上の貯留権に係る許可貯留区域及び貯留権に係る貯留事業の概要

ハ　当該抵当権の登録の順位番号

2　前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。

（職権による登録の抹消）

第五十七条　経済産業大臣は、令第三十三条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第五十八条　令第三十三条第二項の公告は、経済産業省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

第五十九条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（追加共同担保の登録）

第七十四条　経済産業大臣は、一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録をした後に、同一の債権の担保として他の一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定又は処分の登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録をするときは、当該登録の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の場合において、前の登録に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該申請に係る貯留権が担保の目的となった旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の場合において、前の登録に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の抵当権の登録についてする付記登録によって、当該抵当権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登録の年月日を記録しなければならない。

（共同担保の根抵当権の分割譲渡の登録）

第七十五条　経済産業大臣は、共同担保目録のある分割前の根抵当権について第七十一条第二項の登録をするときは、分割後の根抵当権について当該共同担保目録と同一の貯留権を記録した共同担保目録を作成しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の場合には、分割後の根抵当権の登録の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

（共同担保の一部消滅等）

第七十六条　経済産業大臣は、二以上の貯留権が抵当権の目的である場合において、その一の貯留権を目的とする抵当権の登録の抹消をしたときは、共同担保目録に、申請の受付の年月日及び受付番号、当該貯留権について抵当権の登録が抹消された旨並びに当該抹消された登録に係る第七十三条第一項第三号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、共同担保目録に記録されている事項に関する変更の登録又は更正の登録をしたときは、共同担保目録に、変更後又は更正後の第七十三条第一項第三号に掲げる事項、変更の登録又は更正の登録の申請の受付の年月日及び受付番号、変更又は更正をした旨並びに変更前又は更正前の権利に係る同号に掲げる登録事項を抹消する記号を記録しなければならない。

3　第一項の規定は、第五十六条の規定により記録をする場合について準用する。

第三款　信託に関する登録

（信託に関する登録）

第七十七条　経済産業大臣は、令第五十三条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録対象権利の設定、移転又は変更の登録及び信託の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、令第五十九条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録対象権利の移転の登録若しくは変更の登録又は登録対象権利の抹消の登録及び信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第二款　信託に関する登録

（信託に関する登録）

第六十条　経済産業大臣は、令第四十条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の設定、移転又は変更の登録及び信託の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

2　経済産業大臣は、令第四十六条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の移転の登録若しくは変更の登録又は試掘権の抹消の登録及び信託の抹消の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

3　経済産業大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第六十条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録対象権利の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第七十八条　経済産業大臣は、信託の登録をするときは、令第五十二条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　（略）

第四款　仮登録

（令第六十一条第一号の仮登録の要件）

第七十九条　令第六十一条第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、認可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第八十条　経済産業大臣は、権利部の相当区に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録（令第六十二条に規定する本登録をいう。以下同じ。）をすることができる余白を設けなければならない。

2　（略）

3　前二項の規定は、保全仮登録について準用する。

（貯留権等に関する仮登録に基づく本登録）

第八十一条　経済産業大臣は、令第六十五条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部の相当区に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第八十二条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　（略）

二　令第三十二条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

2　（略）

（処分の制限の登録における通知）

第八十三条　経済産業大臣は、設定の登録がされていない貯留権等について嘱託による貯留権等の処分の制限の登録をしたときは、当該貯留権等に係る貯留事業者等（法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。別表第二において同じ。）に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等（貯留権番号又は試掘権番号をいう。以下同じ。）

二～四　（略）

3　経済産業大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第四十七条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第六十一条　経済産業大臣は、信託の登録をするときは、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　（略）

第三款　仮登録

（令第四十八条第一号の仮登録の要件）

第六十二条　令第四十八条第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、認可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第六十三条　経済産業大臣は、権利部に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録（令第四十九条に規定する本登録をいう。以下同じ。）をすることができる余白を設けなければならない。

2　（略）

（新設）

（試掘権に関する仮登録に基づく本登録）

第六十四条　経済産業大臣は、令第五十二条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第六十五条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　（略）

二　令第三十一条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

2　（略）

（処分の制限の登録における通知）

第六十六条　経済産業大臣は、設定の登録がされていない試掘権について嘱託による試掘権の処分の制限の登録をしたときは、当該試掘権に係る試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。別表第二において同じ。）に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

二～四　（略）

（職権による登録の抹消における通知）

第八十四条　令第三十五条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等

ロ～ホ　（略）

二　（略）

２　（略）

（各種の通知の方法）

第八十五条　令第三十条各項並びに第三十五条第一項及び第三項の規定並びに第八十二条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第八十六条　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第八十七条　令第七十条第二項の経済産業省令で定める図面は、許可貯留区域図等とする。

２　登録事項証明書又は許可貯留区域図等の全部又は一部の写しの交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　（略）

二　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等

三　（略）

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第八十九条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　許可貯留区域図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は許可貯留区域図等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

３　令第七十条第四項又は第五項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一～三　（略）

四　令第七十条第四項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第七十条第五項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る貯留権等登録簿の附属書類である旨

（職権による登録の抹消における通知）

第六十七条　令第三十三条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

ロ～ホ　（略）

二　（略）

２　（略）

（各種の通知の方法）

第六十八条　令第二十九条各項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定並びに第六十五条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第六十九条　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十条　令第五十五条第二項の経済産業省令で定める図面は、許可試掘区域図とする。

２　登録事項証明書又は許可試掘区域図の全部又は一部の写しの交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　（略）

二　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

三　（略）

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第七十二条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　許可試掘区域図の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は許可試掘区域図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

３　令第五十五条第四項又は第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一～三　（略）

四　令第五十五条第四項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第五十五条第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る試掘権登録簿の附属書類である旨

4　（略）

5　第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る貯留権等登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、経済産業大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを経済産業大臣に提出しなければならない。

6・7　（略）

第八十八条・第八十九条　（略）

（登録事項証明書等の作成及び交付）

第九十条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一　貯留権の登録記録　様式第三

二　試掘権の登録記録　様式第四

三　共同担保目録　様式第五

四　信託目録　様式第六

2　（略）

3　登録事項証明書又は許可貯留区域図等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

（閲覧の方法）

第九十一条　令第七十条第三項又は第四項の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第九十二条　経済産業大臣は、第百一条各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第七十条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第九十三条　令第七十条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一～四　（略）

（代替措置等申出）

第九十四条　代替措置申出又は第百五条第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等

4　（略）

5　第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、経済産業大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを経済産業大臣に提出しなければならない。

6・7　（略）

第七十一条・第七十二条　（略）

（登録事項証明書等の作成及び交付）

第七十三条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。

（新設）

一　試掘権の登録記録　様式第二

（新設）

二　信託目録　様式第三

2　（略）

3　登録事項証明書又は許可試掘区域図の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

（閲覧の方法）

第七十四条　令第五十五条第三項又は第四項の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第七十五条　経済産業大臣は、第八十四条各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第五十五条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第七十六条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一～四　（略）

（代替措置等申出）

第七十七条　代替措置申出又は第八十八条第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

２・３　（略）

４　代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　申出人の氏名又は住所が令第七十条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　（略）

５～７　（略）

（調査）

第九十五条　（略）

２　経済産業大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第七十条第八項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

３　（略）

（代替措置等申出の却下）

第九十六条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一～六　（略）

七　代替措置申出がされた場合において、令第七十条第八項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

２・３　（略）

第九十七条　（略）

（代替措置等申出添付書面の原本の還付請求）

第九十八条　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第九十四条第四項第一号の書面、第百条第四項（第百五条第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

２～９　（略）

第二款　代替措置

（代替措置における公示用住所）

第九十九条　令第七十条第八項の経済産業省令で定める事項は、当該登録記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

２・３　（略）

４　代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　申出人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　（略）

５～７　（略）

（調査）

第七十八条　（略）

２　経済産業大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

３　（略）

（代替措置等申出の却下）

第七十九条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一～六　（略）

七　代替措置申出がされた場合において、令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

２・３　（略）

第八十条　（略）

（代替措置等申出添付書面の原本の還付請求）

第八十一条　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第七十七条第四項第一号の書面、第八十三条第四項（第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

２～９　（略）

第二款　代替措置

（代替措置における公示用住所）

第八十二条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める事項は、当該登録記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

（代替措置申出）

第百条　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　令第七十条第八項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第百二条に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三・四　（略）

2　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　令第七十条第八項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二～四　（略）

3・4　（略）

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第百一条　経済産業大臣は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一　（略）

二　貯留権番号等

三～五　（略）

第百二条　（略）

（代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付の請求）

第百三条　（略）

2　（略）

3　第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。

一　（略）

二　代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が令第七十条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、令第七十条第八項の登録記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登録記録から明らかであるときを除く。

四　（略）

4　第九十四条第五項の規定は、請求人が前項第一号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を経済産業大臣に提示した場合について準用する。

5　第九十八条の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第百三条第三項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登録事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳」とあるのは「登録事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

6　（略）

（代替措置申出）

第八十三条　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第八十五条に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三・四　（略）

2　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二～四　（略）

3・4　（略）

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第八十四条　経済産業大臣は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一　（略）

二　試掘権番号

三～五　（略）

第八十五条　（略）

（代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付の請求）

第八十六条　（略）

2　（略）

3　第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。

一　（略）

二　代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登録記録から明らかであるときを除く。

四　（略）

4　第七十七条第五項の規定は、請求人が前項第一号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を経済産業大臣に提示した場合について準用する。

5　第八十一条の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十六条第三項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登録事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳」とあるのは「登録事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

6　（略）

（代替措置申出の撤回）

第百四条　（略）

2　前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　代替措置申出に係る第九十四条第一項第四号に掲げる事項

五　（略）

3　第九十四条第二項及び第三項の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4　第二項の撤回書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が令第七十条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　（略）

5　第九十四条第五項から第七項まで、第九十五条及び第九十八条の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第七十条第八項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第九十八条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第百四条第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6　経済産業大臣は、第一項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第百一条各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

第三款　公示用住所の変更

第百五条　（略）

2・3　（略）

4　第百条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5　（略）

第四節　手数料

（手数料の納付方法）

第百六条　令第七十条第六項に規定する手数料を納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第百七条　第八十七条第二項の交付の請求をする場合において、第九十条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2・3　（略）

（代替措置申出の撤回）

第八十七条　（略）

2　前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　代替措置申出に係る第七十七条第一項第四号に掲げる事項

五　（略）

3　第七十七条第二項及び第三項の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4　第二項の撤回書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　（略）

5　第七十七条第五項から第七項まで、第七十八条及び第八十一条の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第七十八条第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第八十一条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十七条第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6　経済産業大臣は、第一項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第八十四条各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

第三款　公示用住所の変更

第八十八条　（略）

2・3　（略）

4　第八十三条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5　（略）

第四節　手数料

（手数料の納付方法）

第八十九条　令第五十五条第六項に規定する手数料を納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第九十条　第七十条第二項の交付の請求をする場合において、第七十三条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2・3　（略）

様式第11中「第73条関係」を「第90条関係」に改め、同様式を様式第五とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第５（第90条関係）

共同担保目録			
記号及び番号		調製	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備

様式第11中「第73条関係」を「第90条関係」に改め、同様式を様式第四とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第３（第90条関係）

貯留権登録事項証明書

年　月　日

表題部（貯留権の表示）	
貯留権番号	
原因及びその日付	
許可貯留区域	
貯留事業の概要	
登録年月日	

権利部（甲区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

権利部（乙区）			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

様式第一を様式第二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第一（第36条関係）

貯留権登録済証

年　月　日

表題部（貯留権の表示）	
貯留権番号	
原因及びその日付	
許可貯留区域	
貯留事業の概要	
登録年月日	

権利部（甲区）	
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

権利部（乙区）	
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
貯留権に関する登録記録	貯留権番号
貯留権番号欄	許可貯留区域
許可貯留区域欄	貯留事業の概要
貯留事業の概要欄	登録原因及びその日付
原因及びその日付欄	登録年月日
登録年月日欄	閉鎖の年月日
試掘権に関する登録記録	試掘権番号
試掘権番号欄	許可試掘区域
許可試掘区域欄	試掘の概要
試掘の概要欄	試掘の許可の有効期間が満了する日
試掘の許可の有効期間が満了する日欄	登録原因及びその日付
原因及びその日付欄	登録年月日
登録年月日欄	閉鎖の年月日

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十七条、第二十条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
一	表題部についての登録に共通する事項		
	試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日の変更の登録	変更後の試掘の許可の有効期間が満了する日	試掘の許可の更新を受けたことを証する書面
二	表題部の登録事項についての更正の登録	更正後の表題部の登録事項	イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面 ロ　許可貯留区域等についての更正の登録を申請するときは、更正後の許可貯留区域図等
	権利部についての登録に共通する事項		
三	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面

四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部の登録又は更正の登録の申請をする場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十七の項及び三十一の項の登録を除く。）		イ　令第三十三条第三項の規定により登録権利者が単独で申請する場合は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第一百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　令第三十三条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権の最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行による損害金を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十三条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　過しした後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行による損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面

			ニ　令第三十四条の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　共同して登録の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する書面 (3)　令第三十三条第二項に規定する方法により調査を行ってもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する書面 ホ　イからニまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ヘ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
七	抹消された登録の回復	回復する登録の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
八	買戻しの特約の登録	買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め	登録原因を証する書面
九	貯留権等の設定の登録	申請人が令第三十七条各号に掲げる者のいずれであるか。	イ　令第三十七条第一号に掲げる者が申請するときは、貯留事業等の許可（法第五条第一項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。）を受けたことを証する書面 ロ　貯留事業者等から法人の合併その他の一般承継により貯留事業者等の地位を承継した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上

貯留権等に関する登録

			十	許可貯留区域等の増減に伴う貯留権等の変更			
					変更後の許可貯留区域等		
					イ　許可貯留区域等の増減の許可を受けたことを証する書面		
					ロ　変更後の許可貯留区域図等		
					ハ　許可貯留区域図等		
			十一	許可貯留区域の分割又は合併に伴う貯留権の分割又は併合の登録			
					イ　許可貯留区域の分割又は合併の許可を受けたことを証する書面		
					ロ　分割又は合併後の許可貯留区域図		
			十二	貯留権等の移転の登録			
					イ　登録原因を証する書面		
					ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）		
			十三	設定の登録がされていない貯留権等についてする処分の制限の登録			
					イ　登録原因を証する書面		
					ロ　許可貯留区域図等		
抵当権に関する登録			十四	抵当権（根抵当権を除く。以下この項において同じ。）の設定の登録			
					イ　令第四十四条第一項各号に掲げる登録事項		
					ロ　一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の一部又は二以上の貯留権を目的として他の抵当権の設定の登録を申請するときは、前		
					登録原因を証する書面		
			十五	根抵当権の設定の登録			
					イ　令第四十四条第一項各号に掲げる登録事項		
					ロ　令第四十四条第二項に掲げる登録事項		
					ハ　民法第三百九十八条の十六の登録であって、同条の登録であるの旨		
					ニ　一の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録又は二以上の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の一部又は二以上の貯留権を目的として他の根抵当権の設定の登録及び同条の登録をすることを申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項		
					(1)　許可貯留区域		
					(2)　貯留権に係る貯留事業の概要		
					(3)　順位事項		
					(4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		
			十六	債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録			
					当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額		
			十七	死亡又は解散による登録の抹消			
					登録原因を証する書面		
					令第四十六条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）		

十八	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録	イ　抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録にあっては、令第四十四条第一項第一号に掲げる登録事項 ロ　根抵当権の処分の登録にあっては、令第四十四条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の設定の登録をした後、同一の一又は二以上の債権について他の一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録をする場合（当該貯留権を目的とする抵当権の登録に係る登記事項のうち、当該貯留権を目的とする抵当権の登録があることにより登録されるものに限る。） (1)　許可貯留区域 (2)　貯留権に係る貯留事業の概要 (3)　順位事項 ニ　民法第三百九十八条の十六の登録であって、同条の登録であるとの旨 ホ　一の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録又は二以上の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録をした後、同一の根抵当権の登録をしたもの（民法第三百九十八条の十六の登録であって、同条の登録であるものに限る。） (1)　許可貯留区域 (2)　貯留権に係る貯留事業の概要 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	登録原因を証する書面

十九	民法第三百九十三条の規定による代位の登録	イ　先順位の抵当権者が弁済を受けた貯留権の当該貯留権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ　抵当権（根抵当権を除く。）の登録にあっては、令第四十四条第一項各号に掲げる登録事項 ハ　根抵当権の登録にあっては、令第四十四条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項	登録原因を証する書面
二十	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録	イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額 ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	登録原因を証する書面
二十一	民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条第一項の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）		民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面
二十二	民法第三百九十八条の二十第一項第三号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）		民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百八十一条第二項（同法第百九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面	

二十三	民法第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記（令第五十一条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）			
信託に関する登録				
二十四	信託の登録	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書又は当該公正証書に記録されている事項を出力した書面及び同号の通知をした書面をいう。）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面 ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面 ハ　信託目録に記録すべき事項	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面		
二十五	信託財産に属する登録対象権利について受託者の変更による移転の登録（令第五十五条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了した場合において、新たに受託者に選任された者が単独で申請するものに限る。）	令第五十五条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面でないときは、これに代わるべき書面）及び新たに受託者に選任されたことを証する書面又はこれに準ずるもの（これらの書面が登記事項を含む。）		
二十六	信託財産に属する登録対象権利について変更の登録（次項及び二十八の項の登録を除く。）	イ　令第五十二条第一項第二号の定めのある信託の信託財産に属する登録対象権利について変更の登録をする場合においては、申請人が受益者であるとき、次に掲げる書面 (1)　当該受益者が受益権の受益証券が発行されているときは、当該受益証券 (2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する受益者であるときは、当該受益者が同法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する登録対象権利について変更の登録を申請する場合においては、次に掲げる書面 ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する登録対象権利について変更の登録を申請する場合においては、次に掲げる書面 (1)　当該受益者が受益権の受益証券が発行されているときは、当該受益証券 (2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条の二第一項に規定する受益者であるときは、同法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する登録対象権利について変更の登録を申請する場合においては、次に掲げる書面		

二十七	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による登録対象権利の変更の登録	
二十八	信託財産に属する登録対象権利について受託者の変更による変更の登録	
		令第五十五条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面でないときは、これに代わるべき書面）及び新たに受託者に選任されたことを証する書面又はこれに準ずるもの（これらの書面が登記事項を含む。）
		信託法第四条第三項第一号に規定する事項については、公正証書等（公正証書又は当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面及び同号の通知をした書面をいう。）又は同項第二号の書面及び同号の通知をした書面

	（令第五十五条第二項の規定により他の受託者が単独で申請するものに限る。）			
仮登録				
二十九	仮登録の登録義務者の承諾がある場合における令第六十三条第一項の規定による仮登録			
		イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面		
三十	貯留権等に関する仮登録に基づく本登録			
			イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録名義人の承諾を証する当該登録名義人が作成した書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第十八条本文の規定により当該承諾に代えることができる同条本文に規定する差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する書面を含む。）又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	
三十一	仮登録の抹消（令第六十六条後段の規定により仮登録の登録上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）			
			イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録名義人の承諾を証する当該登録名義人が作成した書面又は当該登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	
仮処分に関する登録				
三十二	民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録（保全仮登録とともにされた登録のを除く。）に後れる登録の抹消（令第六十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により仮処分の債権者が単独で申請するものに限る。）			
				民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する書面

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

○経済産業省令第五十二号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） 二十四　機構法第十一条第一項第二十四号に規定する拠出金の徴収及び通知貯留区域管理業務に関する事項 二十五　機構法第十一条第一項第二十五号に規定する協力に関する事項 二十六　機構法第十一条第一項第二十六号に規定する附帯する業務に関する事項 二十七　機構法第十一条第一項第二十七号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項 二十八　機構法第十一条第一項第二十八号に規定する業務に関する事項 二十九～三十六　（略） （機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第二十二号に規定する業務及び同項第二十六号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」といい、当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） （新設） 二十三の二　機構法第十一条第一項第二十三号の二に規定する協力に関する事項 二十四　機構法第十一条第一項第二十四号に規定する附帯する業務に関する事項 二十五　機構法第十一条第一項第二十五号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項 二十六　機構法第十一条第一項第二十六号に規定する業務に関する事項 二十七～三十四　（略） （機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務及び同項第二十四号に規定する業務のために取得した株式又は持分（以下「株式等」といい、当該株式等の取得により、機構が当該株式等を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の

適用に当たり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　機構法第十一条第一項第一号、第四号、第二十二号及び第二十六号により取得した株式等

四　（略）

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第七号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令

（適用範囲）

第一条　この省令は、海域の貯留層における貯留事業について適用する。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定閉鎖措置計画の認可の申請等）

第三条　法第二十二条第三項の規定により特定閉鎖措置計画（同項に規定する特定閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、特定閉鎖措置（同項に規定する特定閉鎖措置をいう。以下同じ。）に係る許可貯留区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項について特定閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域

二　法第二十二条第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして主務大臣が認めるものを除く。以下同じ。）の閉塞に関する事項

三　貯留等工作物その他の法第十九条第一項から第三項までの規定による法第十三条第一項に規定する貯留事業の許可（貯留開始貯留事業（法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の取消しを受けた貯留開始貯留事業者（法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業者をいう。以下同じ。）であった者又は解散し、若しくは死亡した貯留開始貯留事業者が行っていた貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物（通知貯留区域管理業務に使用されるものとして主務大臣が認めるものを除く。）の撤去又は廃棄に関する事項

四　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五　貯蔵された二酸化炭素（法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。第八条を除き、以下同じ。）の漏えいを防止するための措置に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

3　法第二十二条第三項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　法第二十二条第三項に規定する場所についての坑口の閉塞

二　第一項第三号に規定する工作物の撤去又は廃棄

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

4　法第二十二条第三項に規定する主務省令で定める期間は、二年とする。

（特定閉鎖措置計画の変更の認可の申請等）

第四条　法第二十二条第五項の規定により、同条第三項の規定により認可を受けた特定閉鎖措置計画について変更の認可を受けようとする者は、様式第二による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添付しなければならない。

3　法第二十二条第五項ただし書に規定する主務省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の特定閉鎖措置計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（特定閉鎖措置計画の認可の基準）

第五条　法第二十二条第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　坑口の閉塞の方法が適切であること。

二　第三条第一項第三号に規定する工作物が適切に撤去され、又は廃棄されること。

三　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

五　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

（特定閉鎖措置計画の軽微な変更の届出）

第六条　法第二十二条第七項の規定により届出をしようとする者は、様式第三による届出書に、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（貯留事業実施計画の認可の申請）

第七条　法第三十八条第一項の規定により貯留事業実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第三十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制

二　海域の貯留層における二酸化炭素の貯蔵以外に適切な処分の方法がないことを示す事項

三　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
四　許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、海洋に漏出した場合における海洋環境に及ぼす影響の評価に関する事項
五　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
六　通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

（二酸化炭素の濃度の測定の方法）

第八条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（以下この項において「令」という。）第三条第二項の主務省令で定める二酸化炭素の濃度の測定の方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　測定しようとする貯蔵二酸化炭素（貯蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号において同じ。）における不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素、一酸化炭素及び特定不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素及び一酸化炭素以外の物質であって、貯蔵二酸化炭素が令第三条第一項第一号に掲げる基準に適合するかどうかの判定のために測定が必要なものをいう。以下この号において同じ。）の濃度を次のイからハまでに適合するように測定した上で、当該貯蔵二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を次の式により算定する方法

C＝100－（Ah＋An＋Ao＋Ac＋Am＋Aq）

この式においてC、Ah、An、Ao、Ac、Am及びAqは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　二酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）
Ah　測定された水素の濃度（単位　体積百分率）
An　測定された窒素の濃度（単位　体積百分率）
Ao　測定された酸素の濃度（単位　体積百分率）
Ac　測定された炭化水素の濃度（単位　体積百分率）
Am　測定された一酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）
Aq　測定された特定不純物の濃度（単位　体積百分率）

なお、算定する二酸化炭素の濃度は、乾きガス中の濃度とし、その算定に当たっては、日本産業規格K〇二二五の十一に定める方法又はこれと同等の精度を有する方法により測定した水分の値を用いることとする。

イ　不純物の濃度の測定は、日本産業規格K〇一一四の四に定めるガスクロマトグラフ分析法により行う。

ロ　イの測定を行うに当たっては、次表の上欄に掲げる不純物の区分ごとに、同表下欄に掲げる装置及びその操作の方法並びに定量法を用いることとする。

区分	装置及びその操作の方法並びに定量法
炭化水素及び一酸化炭素以外の不純物	1　日本産業規格K〇一一〇六の四・三・一(4)及び(6)(a)に定める装置並びに日本産業規格K〇一一四の九・三に定める操作の方法（ただし、分析条件については日本産業規格K一一〇六の四・三・一(6)(b)に定める分析条件を用いることとする。） 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
一酸化炭素	1　日本産業規格K〇二二五の七・一に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
炭化水素	1　日本産業規格K〇二二五の九に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するものであって、1に掲げるものと同等の精度を有するもの

ハ　イの測定に用いる校正用ガスは、ヘリウムの濃度が体積百分率九十九・九九九パーセント以上のガス、日本産業規格K〇五一二に定める水素標準ガス、日本産業規格K一一〇一に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇七の表に規定する窒素、高純度炭化水素、高純度一酸化炭素及び高純度特定不純物を質量比混合法により調製したものとする。

二　前項第一号に掲げる方法と同等の精度を有する方法

2　前項第一号に掲げる方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格K〇一一四の定めるところによる。

（貯留事業実施計画の変更の認可の申請等）

第九条　法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該変更後の貯留事業実施計画を添付しなければならない。

3　法第三十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十八条第一項第五号に掲げる事項の変更（法第四十三条第一項の規定による監視を追加して行う場合に限る。）
二　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量を減少させ、又は当該二酸化炭素の注入に係る期間を短縮し、二酸化炭素の注入量の合計を減少させる変更
三　第七条第二項第五号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更
四　第七条第二項第六号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更
五　法第十三条第一項に規定する貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の貯留事業実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

（貯留事業実施計画の軽微な変更の届出）

第十条　法第三十九条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書に、変更後の貯留事業実施計画を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視）

第十一条　法第四十三条第一項の規定により貯留開始貯留事業者が行う監視は、法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に従い、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。
二　異常時監視　許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。
三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。

２　法第四十三条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、主務大臣が許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力

二　貯蔵する二酸化炭素の成分、流量、注入量及び濃度

三　許可貯留区域内の坑井の健全性

四　許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

五　許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

六　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの許可貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告）

第十二条　法第四十三条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を主務大臣に報告すること。

二　異常時監視　当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を主務大臣に報告すること。

三　通常時監視　当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を主務大臣に報告すること。

（認可貯留事業実施計画の実施状況の定期の報告）

第十三条　法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第三十八条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第七による報告書を主務大臣に提出しなければならない。

（閉鎖措置）

第十四条　法第五十三条第一項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　閉鎖措置（法第五十三条第一項に規定する閉鎖措置をいう。以下同じ。）に係る許可貯留区域に係る貯留事業場（法第三十八条第一項第三号に規定する貯留事業場をいう。以下同じ。）についての坑口の閉塞

二　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物（通知貯留区域管理業務に使用されるものとして主務大臣が認めるものを除く。次条第一項第三号及び第十六条第一項第二号において同じ。）の撤去又は廃棄

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第十五条　法第五十三条第二項の規定により閉鎖措置計画（同項に規定する閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、閉鎖措置に係る許可貯留区域ごとに、次に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第八による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　閉鎖措置に係る許可貯留区域

二　前号の許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項

三　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項

四　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

（閉鎖措置計画の認可の基準等）

第十六条　法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　坑口の閉塞の方法が適切であること。

二　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物が適切に撤去され、又は廃棄されること。

三　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。

四　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

五　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

２　第四条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二条第五項」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第五項」と、「同条第三項」とあるのは「法第五十三条第二項」と、「様式第二」とあるのは「様式第九」と、同条第三項中「法第二十二条第五項ただし書」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第五項ただし書」と、「同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者」とあるのは「貯留開始貯留事業者」と読み替えるものとする。

３　第六条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条中「法第二十二条第七項」とあるのは「法第五十三条第三項において準用する法第二十二条第七項」と、「様式第三」とあるのは「様式第十」と読み替えるものとする。

（閉鎖措置の終了の確認の申請等）

第十七条　法第五十三条第四項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）の規定により、閉鎖措置（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、特定閉鎖措置。以下この条において同じ。）の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十一（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、様式第十二）による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域

三　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日

四　閉鎖措置の実施状況

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業場（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、法第二十二条第三項に規定する場所）の現況を明らかにする書類

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないことを明らかにする書類

３　法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第五十三条第二項の認可を受けた閉鎖措置計画（特定閉鎖措置の終了の確認を受けようとする場合にあっては、法第二十二条第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画）（法第二十二条第五項又は第七項（これらの規定を法第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）に基づき閉鎖措置が適切に行われていること。

二　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないと認められること。

（終了確認証）

第十八条　主務大臣は、法第五十三条第四項の規定による確認をしたときは、終了確認証を交付する。

（二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間）

第十九条　法第五十三条第五項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める期間は、十年を下らない期間とする。ただし、廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した場合において、当該二酸化炭素の注入量が、十年以内に当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれる程度に少量であると主務大臣が認めたときは、その期間を短縮することができる。

（二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項等）

第二十条　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものの監視は、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　通知貯留区域（法第五十三条第十二項第二号に規定する通知貯留区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二　異常時監視　通知貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。

２　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

二　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの通知貯留区域の直上の区域及びその周辺の海洋環境の状況

三　通知貯留区域管理業務を行うため必要があると認められる場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力並びに坑井の健全性

四　懸念時監視又は異常時監視を実施する場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

（通知貯留区域管理業務に関する事項の届出）

第二十一条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、通知貯留区域管理業務を行おうとするときは、通知貯留区域ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第十三による届出書を主務大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　通知貯留区域

二　通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

三　法第五十六条に規定する応急の措置に関する事項

四　その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告）

第二十二条　法第五十四条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を主務大臣に報告すること。

二　異常時監視　当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を主務大臣に報告すること。

三　通常時監視　当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を主務大臣に報告すること。

（立入検査の証明書）

第二十三条　法第百三十二条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十四によるものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

様式第１（第３条第１項関係）

特定閉鎖措置計画の認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第３項の規定により、特定閉鎖措置計画の認可を受けたいので、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第３条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
５　特定閉鎖措置の開始の予定年月日
６　特定閉鎖措置に要する期間
７　法第22条第３項に規定する場所についての坑口の閉塞に関する事項
８　貯留等工作物その他の特定措置に係る貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
９　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
10　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考

１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。

２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第４条第１項関係）

特定閉鎖措置計画の変更認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第５項の規定により、特定閉鎖措置計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第６条関係）

特定閉鎖措置計画の軽微変更届出書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、特定閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第22条第７項の規定により、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

１　特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第７条第１項関係）

貯留事業実施計画の認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第38条第１項の規定により、次のとおり貯留事業実施計画の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　貯留事業に関する計画
４　二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
５　貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項
６　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項
７　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
８　貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項
９　貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制
10　海域の貯留層における二酸化炭素の貯蔵以外に適切な処分の方法がないことを示す事項
11　貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
12　許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、海洋に漏出した場合における海洋環境に及ぼす影響の評価に関する事項
13　二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
14　通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第９条第１項関係）

貯留事業実施計画の変更認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第39条第１項の規定により、貯留事業実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の貯留事業実施計画を添えて、申請します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第10条関係）

貯留事業実施計画の軽微変更届出書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第39条第２項の規定により、変更後の貯留事業実施計画を添えて、届け出ます。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「３　変更の内容」は、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第９条第３項各号のいずれに該当するかの別を明らかにすること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第13条関係）

定期報告書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第49条の規定により、認可貯留事業実施計画の実施状況を報告します。

記

１　許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　認可貯留事業実施計画の実施状況
（１）貯留事業に関する計画の進捗
（２）二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項の状況
（３）貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
（４）貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項の状況
（５）貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項の状況
（６）貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制の状況
（７）貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項の状況
（８）二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項の状況
（９）通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項の状況
４　その他報告すべき事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　「３　認可貯留事業実施計画の実施状況」の報告にあっては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第15条第１項関係）

閉鎖措置計画の認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53第２項の規定により、閉鎖措置計画の認可を受けたいので、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第15条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
５　閉鎖措置の開始の予定年月日
６　閉鎖措置に要する期間
７　閉鎖措置に係る許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項
８　貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
９　閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
10　貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第16条第２項関係）

閉鎖措置計画の変更認可申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第３項において準用する同法第22条第５項の規定により、閉鎖措置計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第16条第３項関係）

閉鎖措置計画の軽微変更届出書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第３項において準用する同法第22条第７項の規定により、変更後の閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

１　閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第17条第１項関係）

閉鎖措置の終了の確認申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第53条第４項の規定により、閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第17条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　閉鎖措置の実施状況

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第12（第17条第１項関係）

特定閉鎖措置の終了の確認申請書

年　月　日

主務大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第22条第１項の規定により読み替えて適用する法第53条第４項の規定により、特定閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第17条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
２　貯留事業の許可番号
３　終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
４　特定閉鎖措置の実施状況

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第13（第21条関係）

通知貯留区域管理業務届出書

年　月　日

主務大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第54条第１項に規定する通知貯留区域管理業務を行うので、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和８年経済産業省・環境省令第７号）第21条の規定により、届け出ます。

記

１　通知貯留区域
２　通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
３　法第56条に規定する応急の措置に関する事項
４　その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 14（第 23 条関係）

表

第　　号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 132 条の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発効

発行者　　印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貯留事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、貯留事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２～４　（略）

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　（略）

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

○経済産業省環境省令第八号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）を実施するため、経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府・厚生省・通商産業省令第一号）第三十一条、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）第三十二条及び第四十九条、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第九十二条、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第百二十一条、百三十二条、第百三十八条及び第百四十条、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）第十七条並びにプラスチック	次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）第三十二条及び第四十九条、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第百二十一条、百三十二条、第百三十八条及び第百四十条、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）第十七条、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（令和四年経済産業省・環境省令第一号）第三十九条並びに海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（令和八年経済産業省・環境省令第七号）第二十三条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
一　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第十九条第一項及び第二項	（新規）
二～六　（略）	一～五　（略）
七　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百三十二条第一項	（新規）

附　則

この省令は、令和八年五月二十二日から施行する。

○環境省令第十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

環境大臣　石原　宏高

特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は廃止する。

一　特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令（平成十九年環境省令第二十二号）

二　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十二号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴い、並びに少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の五第二項において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条第一項（同法第四百九十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和八年五月二十一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１章～第５章　略］	［第１章～第５章　同左］
第６章　捜索・差押え等	第６章　捜索・差押え等
［第１節・第２節　略］	［第１節・第２節　同左］
第３節　差押え及び電磁的記録提供命令（第151条―第154条の３）	第３節　差押え及び記録命令付差押え（第151条―第154条の２）
第４節　［略］	第４節　［同左］
［第７章～第19章　略］	［第７章～第19章　同左］
附則	附則
（捜査主任官）	（捜査主任官）
第20条　［略］	**第20条**　［同左］
２　捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。	２　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　押収物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。	⑵　押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
［⑶～⑻　略］	［⑶～⑻　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
（共助の依頼）	（共助の依頼）
第28条　捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収（電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。第126条第５項及び第236条において同じ。）、捜索又は検証、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。	**第28条**　捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。
［２・３　略］	［２・３　同左］

（任意提出物等の領置等）

第109条　所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第120条第１項の規定による押収品等目録提供書を交付するものとする。

［２・３　略］

４　電気通信回線を通じて電磁的記録を警察官の管理に係る記録媒体に記録する方法により任意に提供された電磁的記録（以下「任意提供電磁的記録」という。）を保管するに当たつては、電磁的記録保管調書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録を提供した旨の書面を徴するときは、任意電磁的記録提供書によるものとする。

（原状のままの領置等）

第111条　領置をするに当たつては、指掌紋その他の附着物を破壊しないように注意するとともに、その物をできる限り原状のまま保存するため適当な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、混合、散逸等（次条第１項において「滅失等」という。）することのないように注意しなければならない。

２　任意提供電磁的記録を保管するに当たつては、その任意提供電磁的記録をできる限り原状のまま保管するため適当な方法を講じ、消去、改変、漏えい、滅失、毀損等（次条第２項において「消去等」という。）することのないように注意しなければならない。

（領置物等の適正な管理）

第111条の２　領置物は、滅失等することのないよう適正に管理しなければならない。

２　任意提供電磁的記録は、消去等することのないよう適正に管理しなければならない。

（領置物等の速やかな送致等）

第111条の３　送致又は送付すべき領置物は、検察官と協議して、速やかに送致又は送付するように努めなければならず、また、捜査上留置の必要がないと認められる領置物は、必要に応じ、検察官と協議して、可能な限り速やかに廃棄、換価、還付若しくは仮還付の処分又は刑訴法第499条第２項若しくは同法第499条の２第１項の規定による公告をしなければならない。

２　送致又は送付すべき任意提供電磁的記録は、検察官と協議して、速やかに送致又は送付するように努めなければならず、また、捜査上保管の必要がないと認められる任意提供電磁的記録は、必要に応じ、検察官と協議して、可能な限り速やかに消去の処分をしなければならない。

（廃棄等の処分）

第112条　［略］

２　捜査上保管の必要がないと認められる任意提供電磁的記録について消去の処分をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

３・４　［略］

５　廃棄（刑訴法第499条第４項の規定によるものに限る。）、換価、消去、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

（廃棄処分等と証拠との関係）

第113条　［略］

２　廃棄、換価又は消去の処分をしたときは、それぞれ廃棄処分書（別記様式第10号）、換価処分書（別記様式第11号）又は消去等処分書（別記様式第11号の２）を作成しておかなければならない。

（任意提出物の領置）

第109条　所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第120条の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

［２・３　同左］

［項を加える。］

（原状のままの領置）

第111条　領置をするに当たつては、指掌紋その他の附着物を破壊しないように注意するとともに、その物をできる限り原状のまま保存するため適当な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意しなければならない。

［項を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃棄等の処分）

第112条　［同左］

［項を加える。］

２・３　［同左］

４　廃棄（刑訴法第499条第４項の規定によるものに限る。）、換価、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

（廃棄処分等と証拠との関係）

第113条　［同左］

２　廃棄又は換価の処分をしたときは、それぞれ廃棄処分書（別記様式第10号）又は換価処分書（別記様式第11号）を作成しておかなければならない。

（調査職員への連絡）

第114条　通告処分の認められている犯則事件に関する領置物又は任意提供電磁的記録について廃棄、換価又は消去の処分をするに当たつては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

（領置調書等への記載）

第116条　領置物の廃棄、換価、還付又は仮還付の処分をするに当たつては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならない。

2　任意提供電磁的記録の消去の処分をするに当たつては、その任意提供電磁的記録に係る電磁的記録保管調書中にその旨を記載しておかなければならない。

（証拠物件保存簿）

第117条　事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物又は任意提供電磁的記録は証拠物件保存簿（別記様式第12号）に記載して、その出納を明確にしておかなければならない。

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

［２・３　略］

（令状請求の際の注意）

第138条　捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、捜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

２　［略］

（疎明資料）

第139条　捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

［２・３　略］

（実施上の一般的注意）

第140条　捜索、差押え、電磁的記録提供命令又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

２　捜索、差押え、電磁的記録提供命令又は検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

（調査職員への連絡）

第114条　通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当つては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

（領置調書への記載）

第116条　領置物の廃棄、換価、還付または仮還付の処分をするに当つては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならない。

［項を加える。］

（証拠物件保存簿）

第117条　事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物は証拠物件保存簿（別記様式第12号）に記載して、その出納を明確にしておかなければならない。

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

［２・３　同左］

（令状請求の際の注意）

第138条　捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、捜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

２　［同左］

（疎明資料）

第139条　捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

［２・３　同左］

（実施上の一般的注意）

第140条　捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

２　捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

（令状の提示）

第141条　令状により捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

２　［略］

（立会い）

第143条　公務所内で捜索、差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

２　前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で捜索、差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑訴法第220条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

３　女子の身体について捜索を行う場合には、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

４　女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子を立ち会わせなければならない。

（被疑者等の立会い）

第144条　捜索、差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

２　［略］

（捜索調書）

第149条　［略］

２　捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、成年の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。

第３節　差押え及び電磁的記録提供命令

（領置に関する規定の準用等）

第151条　第109条（任意提出物等の領置等）第１項後段、第２項及び第３項、第110条（遺留物の領置）第２項、第111条（原状のままの領置等）第１項、第111条の２（領置物等の適正な管理）第１項、第111条の３（領置物等の速やかな送致等）第１項、第112条（廃棄等の処分）第１項及び第３項から第５項まで、第112条の２から第116条第１項まで（還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書等への記載）並びに第117条（証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を行う場合について準用する。この場合において、第110条第２項及び第116条第１項中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は電磁的記録提供命令調書」と読み替えるものとする。

（令状の提示）

第141条　令状により捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

２　［同左］

（立会い）

第143条　公務所内で捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

２　前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑訴法第220条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

３　女子の身体について捜索を行う場合には、18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

４　女子の身体を検査する場合には、医師又は18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。

（被疑者等の立会い）

第144条　捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

２　［同左］

（捜索調書）

第149条　［同左］

２　捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、18歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。

第３節　差押え及び記録命令付差押え

（領置に関する規定の準用等）

第151条　第109条（任意提出物の領置）第１項後段、第２項及び第３項並びに第110条第２項から第117条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第110条第２項及び第116条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

2　第109条（任意提出物等の領置等）第１項後段、第２項及び第４項前段、第111条（原状のままの領置等）第２項、第111条の２（領置物等の適正な管理）第２項、第111条の３（領置物等の速やかな送致等）第２項、第112条（廃棄等の処分）第２項及び第５項、第113条第２項から第115条まで（廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査）、第116条（領置調書等への記載）第２項並びに第117条（証拠物件保存簿）の規定は、電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項第１号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を行う場合について準用する。この場合において、第109条第２項中「所有権放棄書」とあるのは「電磁的記録に係る権利放棄書」と、同条第４項及び第116条第２項中「電磁的記録保管調書」とあるのは「電磁的記録提供命令調書」と読み替えるものとする。	［項を加える。］
3　次に掲げる処分を行つた場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品等目録提供書を交付しなければならない。	2　次に掲げる処分を行つた場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は同法第218条第２項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合	⑵　記録命令付差押え又は刑訴法第218条第２項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合
（捜索に関する規定の準用）	（捜索に関する規定の準用）
第152条　第145条（第三者の立会）、第147条（執行中の退去および出入禁止）、第147条の２（協力要請）及び第148条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押えを行う場合について準用する。	**第152条**　第145条（第三者の立会）の規定は、差押えを行う場合について、第147条（執行中の退去および出入禁止）、第147条の２（協力要請）及び第148条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押え又は記録命令付差押えを行う場合について、それぞれ準用する。
（捜索調書に関する規定の準用）	（捜索調書に関する規定の準用）
第153条　第149条（捜索調書）第２項の規定は、差押調書又は電磁的記録提供命令調書の作成について準用する。	**第153条**　第149条（捜索調書）第２項の規定は、差押調書又は記録命令付差押調書の作成について準用する。
（差押え又は電磁的記録提供命令に緊急を要する場合）	（差押え又は記録命令付差押えに緊急を要する場合）
第154条　［略］	**第154条**　［同左］
2　犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体若しくはその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体又はその電磁的記録について任意の提出又は提供を受ける見込みがないと認めたときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する電磁的記録提供命令許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。	2　犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体について任意の提出を受ける見込みがないと認めたときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。
（秘密保持命令の取消し）	
第154条の２　刑訴法第218条第７項の規定による取消しをするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。	［条を加える。］
2　前項の取消しは、司法警察員たる警察官が行わなければならない。	
3　第１項の取消しを書面又は電磁的記録でするときは、秘密保持命令取消書によるものとする。	

（交付又は複写の許可）

第154条の３　差押物又は電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項第１号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体について、同法第222条第１項において準用する同法第123条第３項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。電磁的記録提供命令（同法第102条の２第１項第１号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、同法第222条第１項において準用する同法第123条の２第１項の規定による複写の許可をするときも、また同様とする。

［２・３　略］

４　差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者が第１項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

［５・６　略］

（身体検査についての注意）

第159条　身体検査を行うに当たつては、刑訴法第218条第９項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

（翻訳文）

第236条　外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から押収した物件若しくは提供された電磁的記録に関して押収品等目録提供書を提供するときは、なるべく翻訳文を添えなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを行い、又は第233条（通訳の嘱託）第１項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

（検察官の指揮による執行）

第257条　検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、捜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状又は収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

２　［略］

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　検察官から、勾引状、勾留状、差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

２　［略］

（裁判官から執行の指揮を受けた場合）

第265条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第１項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第５項において準用する場合を含む。）又は第108条第１項ただし書（同法第125条第４項（同法第513条第７項において準用する場合を含む。）及び第513条第７項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

（交付又は複写の許可）

第154条の２　差押物について、刑訴法第222条第１項において準用する同法第123条第３項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

［２・３　同左］

４　差押えを受けた者が第１項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

［５・６　同左］

（身体検査についての注意）

第159条　身体検査を行うに当たつては、刑訴法第218条第６項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

（翻訳文の添付）

第236条　外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から差し押さえた物件若しくはその承諾を得て領置した物件に関して押収品目録交付書を交付するときは、なるべく翻訳文を添付しなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを行い、又は第233条（通訳の嘱託）第１項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

（検察官の指揮による執行）

第257条　検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

２　［同左］

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

２　［同左］

（裁判官から執行の指揮を受けた場合）

第265条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第１項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第５項において準用する場合を含む。）又は第108条第１項ただし書（同法第125条第４項（同法第513条第６項において準用する場合を含む。）及び第513条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

（差押状等執行の場合の立会い）

第266条　警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状又は捜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち会わせなければならない。

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

［略］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項、第102条第１項、第112条第１項（第151条第１項において準用する場合を含む。）及び第２項（第151条第２項において準用する場合を含む。）、第112条の２第１項（第151条第１項において準用する場合を含む。）、第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第２項、第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第５項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項、第154条の３第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［略］		

（差押状等執行の場合の立会い）

第266条　警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち会わせなければならない。

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　［同左］

［同左］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項並びに第102条第１項、第112条第１項及び第112条の２第１項（これらの規定を第151条第１項において準用する場合を含む。）並びに第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第２項、第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第５項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［同左］		

別記様式第11号の２（犯罪捜査規範第113条）

消　去　等　処　分　書 年　月　日 警察署 司法　㊞ 被疑者　　に対する　　被疑事件に関する下記電磁的記録につき、次のとおり消去又は不正に利用されないようにする処分をした。	
消去又は不正に利用されないようにする処分をした年月日時及び場所	年　月　日午　時　分から午　時　分までの間
消去又は不正に利用されないようにする処分をした電磁的記録の品名及び数量	
消去又は不正に利用されないようにする処分をした理由	
処分の結果	
犯則事件について調査職員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名	
立会人があつたときは、その者の住居、職業、氏名、年齢	
その他参考となるべき事項	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

［様式を加える。］

別記様式第12号（犯罪捜査規範第117条）

証　拠　物　件　保　存　簿

番　　号						
押収年月日又は提供年月日	年　月　日		年　月　日		年　月　日	
押収物件又は電磁的記録	品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量
事　件　名						
受理簿番号						
所有者、提供者又は差出人の住居、氏名						
保　管　場　所						
保管者認印						
取扱者認印						
払出し年月日	年　月　日		年　月　日		年　月　日	
払出し理由						
公　訴　時　効	年　月　日		年　月　日		年　月　日	

注意　１　主管課以外の管理に移したときは、払出しに準じて記載すること。
　　２　個々の取調べ等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第12号（犯罪捜査規範第117条）

証　拠　物　件　保　存　簿

番　　号						
押収年月日	年　月　日		年　月　日		年　月　日	
押収物件	品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量
事　件　名						
受理簿番号						
所有者又は差出人の住居、氏名						
保　管　場　所						
保管者認印						
取扱者認印						
払出し年月日	年　月　日		年　月　日		年　月　日	
払出し理由						
公　訴　時　効	年　月　日		年　月　日		年　月　日	

注意　１　主管課以外の管理に移したときは、払出しに準じて記載すること。
　　２　個々の取調べ等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第二条　犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（共助の依頼） **第４条**　都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収（電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第102条の２第１項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下この項において同じ。）（同条第１項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索又は検証、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。 ［２～４　略］ （指名手配の種別） **第８条**　［１～３　略］ ４　第２種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第１種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。	（共助の依頼） **第４条**　都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。 ［２～４　同左］ （指名手配の種別） **第８条**　［１～３　同左］ ４　第２種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第１種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正）

第三条　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第１号から第35号までによるものとする。 別記様式 目次 ［様式第１号～様式第７号　略］ 様式第８号　電磁的記録保管調書 様式第９号　任意電磁的記録提供書 様式第10号　押収品等目録 様式第11号　押収品等目録提供書 様式第12号～様式第16号　［略］ 様式第17号　電磁的記録提供命令許可状請求書 様式第18号・様式第19号　［略］ 様式第20号　電磁的記録提供命令調書 様式第21号　秘密保持命令取消書 様式第22号～様式第35号　［略］	国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第１号から第32号までによるものとする。 別記様式 目次 ［様式第１号～様式第７号　同左］ 様式第８号　押収品目録 様式第９号　押収品目録交付書 様式第10号～様式第14号　［同左］ 様式第15号　記録命令付差押許可状請求書 様式第16号・様式第17号　［同左］ 様式第18号　記録命令付差押調書 様式第19号～様式第32号　［同左］

様式第６号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

任　意　提　出　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　殿

住居
電話
職業
氏名　　㊞
（　　歳）

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提　出　物　件

番　号	品　名	数量	提出者処分意見	備　考

注意　１　共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。
２　還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。
３　物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合において、電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第１条の２参照）が提出者に帰属し、提出者が同権利を放棄する意思を表明したときは、提出者処分意見欄に、必ず、記録媒体の処分意見を明記させた上、「電磁的記録についての権利を放棄する。」旨明記させること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第６号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

任　意　提　出　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　殿

住居
電話
職業
氏名　　㊞
（　　歳）

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提　出　物　件

番　号	品　名	数量	提出者処分意見	備　考

注意　共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第７号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

領置調書	差出人 住居、氏名	

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、
年　月　日、
において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

押収品目録

符号	番号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考

注意　1　共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、本調書を作成すること。
2　符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される整理番号とすること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第７号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条〕

領置調書	差出人 住居、氏名	

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、
年　月　日、
において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

押収品目録

符号	番号	品名	数量	所有者の住居、氏名	備考

注意　1　共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、本調書を作成すること。
2　符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される押収物の整理番号とすること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第８号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第197条）

電磁的記録保管調書	提供者 住居、氏名	

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、　　年　　月　　日、において、提供者が司法警察職員の管理に係る記録媒体に記録する方法により任意に提供した下記目録の電磁的記録を保管した。

提供電磁的記録目録

符号	番号	品名	数量	備考

注意　１　共助の要請に関し、任意に提供された電磁的記録を保管する場合には、本調書を作成すること。
２　本文には提供された電磁的記録を確認した年月日及び場所を記載すること。
３　符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される整理番号とすること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

［様式を加える。］

様式第９号　国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第197条

任意電磁的記録提供書

年　月　日

（所　属）
司法　殿

住　居
職　業　（電話　）
氏　名　㊞
（　歳）

の要請に係る共助事件につき、下記電磁的記録を任意に提供します。

提供電磁的記録

番号	品名	数量	備考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

［様式を加える。］

様式第10号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第120条〕

押収品等目録						共助犯罪被疑者	ほか　名	
符号	番号	品名	数量	被差押人、提供者又は差出人の住居、氏名	所有者の住居、氏名	記録・移転		備考

注意　1　共助の要請に関し、物件を押収し、又は電磁的記録を提供された場合には、本目録を作成すること。

2　符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される整理番号とすること。

3　記録・移転欄は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に記入すること。

4　刑事訴訟法第102条の２第１項第１号ロに掲げる方法による提供のときは、その旨を備考欄に記載すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第８号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第120条〕

押収品目録					共助犯罪被疑者	ほか　名	
符号	番号	品名	数量	被差押人又は差出人の住居、氏名	所有者の住居、氏名		備考

注意　1　共助の要請に関し、証拠物を差し押さえ、又は証拠物の任意提出を受けた場合には、本目録を作成すること。

2　符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される押収物の整理番号とすること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第11号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第222条、第120条〕

押収品等目録提供書

年　月　日

殿

（所　属）

司法　㊞

共助犯罪被疑者

共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、

年　月　日

において、下記目録の物件を押収し、又は電磁的記録を提供させたので、この目録を提供します。

押収品等目録

番号	品名	数量	記録・移転	備考

注意　１　共助の要請に関し、物件を押収し、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合には、被差押人、提供者又は差出人に本書を提供すること。
２　記録・移転欄は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に記入すること。
３　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第９号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第222条、第120条〕

押収品目録交付書

年　月　日

殿

（所　属）

司法　㊞

共助犯罪被疑者

共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、

年　月　日

において、下記目録の物件を押収したので、この目録を交付します。

押収品目録

番号	品名	数量	番号	品名	数量

注意　共助の要請に関し、証拠物を差し押さえ、又は証拠物の任意提出を受けた場合には、被差押人又は差出人に本書を交付すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第12号　［略］

様式第13号　［国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第197条］

保　全　要　請　書

年　月　日

殿

（所　属）

司法　㊞

の要請に係る共助事件について、差押えをし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、国際捜査共助等に関する法律第８条第１項第６号によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同法第13条において準用する刑事訴訟法第197条第５項によって求めます。

記

１　消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

２　消去しないよう求める期間

年　月　日まで

注意　本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第10号　［同左］

様式第11号　［国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第197条］

保　全　要　請　書

年　月　日

殿

（所　属）

司法　㊞

の要請に係る共助事件について、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、国際捜査共助等に関する法律第８条第１項第６号によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同法第13条において準用する刑事訴訟法第197条第５項によって求めます。

記

１　消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

２　消去しないよう求める期間

年　月　日まで

注意　本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第14号・様式第15号　［略］

様式第16号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
国際捜査共助規則第１条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条）

差押
捜索許可状請求書
検証

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿
（所属）
司法警察員　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり　許可状の発付を請求する。

記

1　差し押さえるべき物

2　捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

3　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

4　国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

5　日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6　共助犯罪事実の要旨

注意　1　共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合には、本様式によること。
2　共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
3　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第12号・様式第13号　［同左］

様式第14号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
国際捜査共助規則第１条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条）

差押
捜索許可状請求書
検証

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿
（所属）
司法警察員　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり　許可状の発付を請求する。

記

1　差し押さえるべき物

2　捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

3　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

4　国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

5　日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6　共助犯罪事実の要旨

注意　1　共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合には、本様式によること。
2　事例に応じ、不要の文字を削ること。
（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第17号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条／国際捜査共助規則第１条／刑事訴訟法第218条、第222条／刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条）

電磁的記録提供命令許可状請求書

年　　月　　日

地　方　裁　判　所
裁　判　官　　殿
（所　　属）
司法警察員　　㊞

共助犯罪被疑者
共　助　犯　罪　名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり電磁的記録提供命令許可状の発付「並びに国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第３項及び同法第222条第８項の許可」を請求する。

記

１　提供させるべき電磁的記録

２　提供させるべき者

３　提供の方法

４　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

「５　国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第３項の許可の必要があるときは、その事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間

６　立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

７　日出前、日没後に、前記６の住居等に立ち入って令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由　」

５「８」　共助犯罪事実の要旨

注意　１　共助の要請に関し、電磁的記録提供命令の許可状を請求する場合には、本様式によること。
２　共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
３　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
４　「　」内は、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第３項又は同法第222条第８項の許可を請求する場合に用いること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第15号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条／国際捜査共助規則第１条／刑事訴訟法第218条／刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条）

記録命令付差押許可状請求書

年　　月　　日

地　方　裁　判　所
裁　判　官　　殿
（所　　属）
司法警察員　　㊞

共助犯罪被疑者
共　助　犯　罪　名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記

１　記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

２　電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

３　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

４　日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

５　共助犯罪事実の要旨

注意　共助の要請に関し、記録命令付差押えの許可状を請求する場合には、本様式によること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第16号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
国際捜査共助規則第１条
刑事訴訟法第218条、第222条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条〕

身体検査令状請求書

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿
（所　属）
司法警察員　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1　身体検査を受ける者
氏　名
年　齢　　年　月　日生（　歳）　性別
職　業
住　居
健康状態

2　身体検査を必要とする理由

3　検査すべき身体の部位

4　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5　日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6　共助犯罪事実の要旨

注意　共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第18号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
国際捜査共助規則第１条
刑事訴訟法第218条、第222条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条〕

身体検査令状請求書

年　月　日

地方裁判所
裁判官　殿
（所　属）
司法警察員　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1　身体検査を受ける者
氏　名
年　齢　　年　月　日生（　歳）　性別
職　業
住　居
健康状態

2　身体検査を必要とする理由

3　検査すべき身体の部位

4　７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5　日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6　共助犯罪事実の要旨

注意　１　共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。
２　共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第19号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条〕

差　押　調　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、　　年　　月　　日付け　　地方裁判所　　裁判官　　の発した差押許可状を　　に示して、下記のとおり差押えをした。

記

1　差押えの日時
　　年　　月　　日午　　時　　分から午　　時　　分まで
2　差押えの場所

3　差押えの目的たる物

4　差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5　差押えをした物
　別紙押収品等目録記載のとおり

6　差押えの経過（国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第110条の２の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意　1　共助の要請に関し、差押えにより物件を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品等目録を添付すること。
　2　物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。
　3　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第17号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条〕

差　押　調　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、　　年　　月　　日付け　　地方裁判所　　裁判官　　の発した差押許可状を　　に示して、下記のとおり差押えをした。

記

1　差押えの日時
　　年　　月　　日午　　時　　分から午　　時　　分まで
2　差押えの場所

3　差押えの目的たる物

4　差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5　差押えをした物
　別紙押収品目録記載のとおり

6　差押えの経過（国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第110条の２の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意　1　共助の要請に関し、差押えにより証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
　2　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第20号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第218条、第222条〕

電磁的記録提供命令調書

年　月　日

（所　属）
司法　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、　年　月　日付け　地方裁判所　裁判官　の発した電磁的記録提供命令許可状を　に示した上、下記のとおり電磁的記録提供命令をし「、電磁的記録を提供させ」た。

記

1　電磁的記録提供命令の日時及び場所
(1)　電磁的記録提供命令の日時

(2)　電磁的記録提供命令の場所

「2　電磁的記録の提供を受けた日時及び場所
(1)　電磁的記録の提供を受けた日時

(2)　電磁的記録の提供を受けた場所　」

2「3」　電磁的記録を提供することを命じられ「、提供させ」た者（住居、職業、氏名、年齢）

「4　提供させた電磁的記録及び提供の方法
別紙押収品等目録記載のとおり　」

3「5」　国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第３項の規定による命令をした場合には、その日時、場所、経過等

4「6」　電磁的記録提供命令「及び当該電磁的記録提供命令による電磁的記録提供」の経過

注意　1　共助の要請に関し、電磁的記録提供命令をした場合には、本調書を作成すること。
2　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
3　「　」内は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に用いること。この場合においては、押収品等目録を添えること。
4　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第18号〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第218条、第222条〕

記録命令付差押調書

年　月　日

（所　属）
司法　㊞

共助犯罪被疑者
共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、本職は、　年　月　日付け　地方裁判所　裁判官　の発した記録命令付差押許可状を　に示して、下記のとおり記録命令付差押えをした。

記

1　記録命令付差押えの日時
年　月　日午　時　分から午　時　分まで

2　記録命令付差押えの場所

3　記録命令付差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

4　記録させ又は印刷させた電磁的記録

5　電磁的記録を記録させ又は印刷させた者

6　記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり

7　記録命令付差押えの経過

注意　1　共助の要請に関し、記録命令付差押えにより証拠物を差し押さえた場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第21号［国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第218条］

秘密保持命令取消書

年　　月　　日

殿

（所　属）
司法　　㊞

年　　月　　日に電磁的記録提供命令をした際、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨の命令をしましたが、その必要がなくなったので「、下記の電磁的記録につき、電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供した（提供しなかった）ことを漏らしてはならない部分について」、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第７項によって、その命令を取り消します。

「記」

注意　１　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
２　「　」内は、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第３項の規定による命令の一部の取消しをする場合に用いること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

［様式を加える。］

様式第22号・様式第23号　［略］

様式第24号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第218条、第222条〕

捜　索　差　押　調　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共　助　犯　罪　名

の要請に係る共助事件につき、本職は、
年　　月　　日付　　地方裁判所　　裁判官
の発した捜索差押許可状を　　に示して、下記のとおり捜索差押えをした。

記

1　捜索差押えの日時
年　　月　　日午　　時　　分から午　　時　　分まで

2　捜索差押えの場所、捜索した身体又は物

3　捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物

4　捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5　差押えをした物
別紙押収品等目録記載のとおり

6　捜索差押えの経過（国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第110条の２の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意　1　共助の要請に関し、捜索及び差押えを同時にした場合には、本調書を作成し、押収品等目録を添付すること。
2　物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。
3　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第19号・様式第20号　［同左］

様式第21号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条 刑事訴訟法第218条、第222条〕

捜　索　差　押　調　書

年　　月　　日

（所　属）
司法　　㊞

共助犯罪被疑者
共　助　犯　罪　名

の要請に係る共助事件につき、本職は、
年　　月　　日付　　地方裁判所　　裁判官
の発した捜索差押許可状を　　に示して、下記のとおり捜索差押えをした。

記

1　捜索差押えの日時
年　　月　　日午　　時　　分から午　　時　　分まで

2　捜索差押えの場所、捜索した身体又は物

3　捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物

4　捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）

5　差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり

6　捜索差押えの経過（国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第２項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第110条の２の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

注意　1　共助の要請に関し、捜索及び差押えを同時にした場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2　やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第25号・様式第26号　［略］

様式第22号・様式第23号　［同左］

様式第27号（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

所　有　権　放　棄　書

年　月　日

（所　属）

司法　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件について所有権を放棄します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、物件について所有権放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第24号（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

所　有　権　放　棄　書

年　月　日

（所　属）

司法　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件について所有権を放棄します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、証拠物について所有権放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第28号（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

電磁的記録に係る権利放棄書

年　月　日

（所　属）
司法　殿
住　居
氏　名　㊞

下記目録の移転された電磁的記録又は下記目録の物件に移転された電磁的記録について、記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　１　共助の要請に関し、電磁的記録について権利放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。
２　事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第25号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第123条）

共助犯罪被疑者	

電磁的記録に係る権利放棄書

年　月　日

（所　属）
司法　殿
住　居
氏　名　㊞

下記目録の物件に係る電磁的記録について、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第123条第３項の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、証拠物に係る電磁的記録について権利放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第29号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第123条、第124条、第220条）

共助犯罪被疑者	

還　付　請　書

年　月　日

（所　属）
司法警察員　　殿
住　居
氏　名　　㊞

下記目録の物件の還付を受け、領収しました。

目　録

番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、押収した物件を還付する場合には、受還付人から本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第26号（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

還　付　請　書

年　月　日

（所　属）
司法警察員　　殿
住　居
氏　名　　㊞

下記目録の物件の還付を受け、領収しました。

目　録

番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、押収した証拠物を還付する場合には、受還付人から本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第30号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条／刑事訴訟法第222条、第123条〕

共助犯罪被疑者	

仮　還　付　請　書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の仮還付を受け、領収しました。必要なときは、いつでも提出します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、押収した物件を仮に還付する場合には、受還付人から本書を領すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第27号　〔国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条／刑事訴訟法第222条、第123条〕

共助犯罪被疑者	

仮　還　付　請　書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の仮還付を受け、領収しました。必要なときは、いつでも提出します。

目　録

符　号	番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、押収した証拠物を仮に還付する場合には、受還付人から本書を領すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第31号　（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第123条、第220条）

共助犯罪被疑者	

交　付　請　書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の交付を受け、領収しました。

目　録

番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、物件を交付する場合には、被差押者又は提出者から本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第28号　（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

交　付　請　書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の交付を受け、領収しました。

目　録

番　号	品　名	数　量	備　考

注意　共助の要請に関し、証拠物を交付する場合には、被差押者から本書を徴すること。

取扱者印	

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第32号（国際捜査共助等に関する法律第８条、第13条
刑事訴訟法第222条、第123条、第123条の２、第220条）

共助犯罪被疑者	

複写電磁的記録請書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の移転された電磁的記録又は下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

目　録

番号	品名	数量	備考

取扱者印	

注意　共助の要請に関し、差押えを受けた者に当該差押えを受けた記録媒体に係る電磁的記録の複写を許し、又は電磁的記録提供命令を受けた者に当該電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録の複写を許した場合は、被差押者又は提供者から本書を徴すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第33号～様式第35号　［略］

様式第29号（国際捜査共助等に関する法律第８条）

共助犯罪被疑者	

複写電磁的記録請書

年　月　日

（所　属）

司法警察員　　殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

目　録

番号	品名	数量	備考

取扱者印	

注意　共助の要請に関し、差押えを受けた者に当該差押えを受けた記録媒体に係る電磁的記録の複写を許した場合は、被差押者から本書を徴すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

様式第30号～様式第32号　［同左］

［３つずつ繰り下げる。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（少年警察活動規則の一部改正）

第四条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査主任官） **第十八条**　［略］ ２　調査主任官は、前条第一項の規定により読み替えて準用する犯罪捜査規範第十六条から第十九条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定により指揮を受け、当該触法調査につき、次に掲げる職務を行うものとする。 一　［略］ 二　押収物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。 ［三～七　略］ ［３・４　略］ （令状の請求） **第二十一条**　少年法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収（電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下この項において同じ。）（同条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第百九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。 ［２・３　略］	（調査主任官） **第十八条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。 ［三～七　同上］ ［３・４　同上］ （令状の請求） **第二十一条**　少年法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第百九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正）

第五条　少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（還付等公告） **第二条**　法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条第一項の規定による押収物の還付に関する公告及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項の規定による交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。 ［一・二　略］	（還付等公告） **第二条**　法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条の規定による押収物の還付に関する公告及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条の規定による交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。 ［一・二　同上］

改正後	改正前
三　事件名及び押収番号又は提供番号 ［四・五　略］ 2　［略］ 3　警察本部長又は警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴又は電磁的記録の提供を受けた年月日をも公告することができる。 4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	三　事件名及び押収番号 ［四・五　同上］ 2　［同上］ 3　警察本部長又は警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる。 4　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該記録命令付差押えに関するこの規則による改正規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○国土交通省告示第六百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項 1　土砂災害防止対策基本指針の位置付け 我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成二十七年から令和六年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千五百件に上っている。近年でも、平成三十年七月豪雨における土砂災害により多数の死者を伴う甚大な被害が、令和元年東日本台風及び令和二年七月豪雨における災害により要配慮者利用施設等における被害が発生している。 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。 近年では、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。	一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項 1　土砂災害防止対策基本指針の位置付け 我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成二十三年から令和二年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千五百件に上っている。特に、平成二十六年の広島市での土砂災害などの局地的な豪雨や、平成三十年七月豪雨による土砂災害などの広域の豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。 近年では、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた避難指示等が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所で発生した。

このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等について、引き続き最新の技術を活用のうえ、正確度向上を図りつつ早期に指定を行うとともに、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図り、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。

また、土砂災害警戒情報については、避難指示の判断に資する情報と明確に位置付けられ、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置が義務付けられたことを踏まえ、市町村長による的確な避難指示の発令に結びつけることや、土砂災害の発生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

土砂災害警戒情報もその一端を担う、国や都道府県等が発表する防災に関する様々な情報（以下「防災気象情報」という。）について、近年、情報数の増加や運用の複雑化等の課題があったことから、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させることとされた。これを受けて、土砂災害警戒情報については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等することにより、わかりやすく迅速な情報伝達等を図ることが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び令和二年七月豪雨等の災害を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して避難指示の判断に資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、このような認識の下、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

２・３　（略）

二・三　（略）

しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた避難指示等が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所で発生した。

このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。

また、土砂災害警戒情報を、避難指示の判断に資する情報と明確に位置付け、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置を義務付けることにより、市町村長による的確な避難指示の発令に結びつけることや、土砂災害の発生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して避難指示の判断に資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、このような認識の下、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

２・３　（略）

二・三　（略）

四　法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1　法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

(1)　（略）

(2)　避難場所・避難経路

避難場所については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所とし、土砂災害警戒区域等の区域外で指定緊急避難場所を指定することが基本となる。ただし、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域等の区域外に適切な指定緊急避難場所がない場合、民間施設等を活用することや市町村境界を超えた指定を行うことは有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

それでもなお、区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合には、最寄りの鉄筋コンクリート造のマンションやビルなどの堅牢な建物を指定緊急避難場所以外の避難場所として区域内に確保することも考えられる。この場合、可能な限り上層階に避難場所を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッター等から土石流等が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意する必要がある。

また、あらかじめ指定している指定緊急避難場所への住民等の避難が困難な状況になった緊急時の場合、例えば、土砂災害警戒区域の区域内において住民等が立退き避難を行う時間的余裕がない場合や住民等が立退き避難を行うことが危険な状況となっている場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の可能な限り上層階に移動することや、土石流が流れてくると予想される区域の中心からできるだけ離れている、又は河川や渓流からの高低差がある比較的高い場所などへ移動することも考えられる。

避難経路についても、土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等を選定するものとする。この際、土砂災害警戒区域で表示された箇所以外のリスクも含めて地形情報等から確認し、全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

(3)・(4)　（略）

2～5　（略）

四　法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1　法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

(1)　（略）

(2)　避難場所・避難経路

避難場所については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所とし、土砂災害警戒区域等の区域外で避難場所を選定することが基本となる。ただし、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域等の区域外に適切な避難場所がない場合、最寄りのマンションやビルの所有者等の理解を得て避難場所として協定等を結ぶことも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

また、あらかじめ指定している避難場所への住民等の避難が困難な状況になった場合、例えば、土砂災害警戒区域等の区域内において住民等が立ち退き避難を行う時間的余裕がない場合や住民等が立ち退き避難を行うことが危険な状況となっている場合には、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の二階以上に屋内避難することや、土石流が流れてくると予想される区域からできるだけ離れている、又は河川や渓流からの高低差がある比較的高い場所などへ避難することも考えられる。

避難経路についても、土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等を選定するものとする。この際、全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

(3)・(4)　（略）

2～5　（略）

五　法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

１　（略）

２　土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量が、気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味して決まる危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量が、予測降雨量を加味した危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が気象台と連携して共同で行うものとする。このとき土砂災害警戒情報の発表・解除は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

土砂災害に関する防災気象情報は、土砂災害警戒情報のほか気象業務法第十三条第一項に基づく予報及び警報として「レベル２土砂災害注意報」、「レベル３土砂災害警報」及び「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて、同法第十三条の二第一項に基づく特別警報として「レベル５土砂災害特別警報」の名称を用いて危険度に応じて段階的に発表されるものであり、いずれも危険降雨量を踏まえて系統的に定められる基準により発表されるものである。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位を基本とする。ただし、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、この発表単位の細分化について、地域の防災活動や過去の土砂災害の実態など地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位を参酌するなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

３　土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、土砂災害警戒情報を確実に通知する。その際、土砂災害警戒情報は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知するものとする。

また、都道府県知事は、多様な情報伝達手段の活用等により、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置を講ずる。土砂災害警戒情報の周知に際しては、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて行うものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、土砂災害警戒情報を発表する場合と同様に、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

五　法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

１　（略）

２　土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が気象台と連携して共同で行うものとする。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

３　土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、電子メール、ファックス又は電話等により、土砂災害警戒情報を通知するものとする。その場合、あらかじめ担当者を明確にした連絡体制を整備するとともに、着信確認を行うなど、確実に通知するものとする。

また、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置については、気象庁と連携し、テレビ、ラジオ、インターネットの活用等により行うものとし、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用による多様なメディアへの一斉同報や都道府県又は市町村から住民等へ直接情報を配信するプッシュ型の情報発信についても引き続き取り組みを進めていく。また、市町村を通じて住民等に対して的確に周知がなされるよう、あらかじめ市町村から住民等への周知の方法を確認するなど、情報伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

4　土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて発表される土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、発表された場合は、市町村長は危険度が高まっている区域に対し直ちに避難指示を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が避難指示を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、避難指示の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、避難指示を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供される土砂災害危険度情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に避難指示を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、土砂災害危険度情報とあわせて、市町村が定めた避難指示を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、避難指示は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において高齢者等避難の活用や早めの避難指示を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報を含む防災気象情報を活用し、避難指示の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5　（略）

6　避難指示の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難指示の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、土砂災害警戒区域の区域外に適切な指定緊急避難場所がない場合、民間施設等を活用することや市町村境界を超えた指定を行いこれらの建物へ避難することも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。それでもなお、区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合には、最寄りの鉄筋コンクリート造のマンションやビルなどの堅牢な建物を指定緊急避難場所以外の避難場所として区域内に確保し避難することも考えられる。この場合、可能な限り上層階に避難場所を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッターなどから土石流等が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意する必要がある。

また、土砂災害の発生のおそれが高まり時間的余裕がない場合や、住民等が立退き避難を行うことが危険な状況となっている場合は、住居や利用している施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の可能な限り上層階や、土石流が流れてくると予想される区域の中心からできるだけ離れている、又は河川や渓流からの高低差がある比較的高い場所などへ移動することが考えられる。

4　土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難指示を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が避難指示を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、避難指示の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、避難指示を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に避難指示を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、メッシュ情報とあわせて、市町村が定めた避難指示を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、避難指示は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において高齢者等避難の活用や早めの避難指示を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報や各種気象情報を活用し、避難指示の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5　（略）

6　避難指示の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難指示の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、時間的余裕のある場合、あらかじめ選定された避難場所に立退き避難することが重要であるが、土砂災害の発生のおそれが高まり一刻も早く立退き避難を行う必要がある場合は、危険な急傾斜地から離れる方向や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向、又は河川や渓流からの高低差がある比較的高い場所などに速やかに避難することが重要である。

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の可能な限り上層階に移動することも考えられる。一方、鉄筋コンクリート造の堅牢な建物では可能な限り上層階に移動することも適切な避難行動であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六・七　（略）

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六・七　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

○環境省告示第二十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示を廃止する告示を次のように定める。

令和八年五月二十一日

環境大臣　石原　宏高

次に掲げる告示は廃止する。

一　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十九年九月環境省告示第八十三号）

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示（令和元年十一月環境省告示第三十号）

附　則

この告示は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百二十三号

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第五条第一項、第六条第三項及び第十条第五項の規定に基づき、令和八年における静態調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　調査の期日

令和八年十月一日とする。

二　調査票の様式

1　病院票は、別記様式一によるものとする。

2　一般診療所票は、別記様式二によるものとする。

3　歯科診療所票は、別記様式三によるものとする。

三　調査票の提出期限

令和八年十一月二十七日とする。

別記様式一

秘　統計法に基づく基幹統計調査

政府統計　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

医療施設静態調査
病院票

（令和８年10月１日現在）

＜オンライン回答のログイン情報＞

政府統計コード	
調査対象者ＩＤ	
パスワード（初期）	

※印の箇所は、記入しないでください。

※整理番号	※保健所符号	※市区町村符号

（１）施設の所在地	〒　　ＴＥＬ
（２）施設名	

（３）休止・休診の状況

1　休止中
2　１年以上休診中
3　１年未満休診中

医療機関コード		法人番号	

（４）開設者

・01～27のあてはまるものひとつに○
・＊印の開設者のうち、医育機関は28にも○

国
- 01　厚生労働省
- 02　独立行政法人国立病院機構
- 03　国立大学法人 ＊
- 04　独立行政法人労働者健康安全機構
- 05　国立高度専門医療研究センター
- 06　独立行政法人地域医療機能推進機構
- 07　その他

- 08　都道府県 ＊
- 09　市町村 ＊
- 10　地方独立行政法人 ＊
- 11　日赤
- 12　済生会
- 13　北海道社会事業協会
- 14　厚生連
- 15　国民健康保険団体連合会
- 16　健康保険組合及びその連合会
- 17　共済組合及びその連合会
- 18　国民健康保険組合
- 19　公益法人
- 20　医療法人
- 21　私立学校法人 ＊
- 22　社会福祉法人
- 23　医療生協
- 24　会社
- 25　一般社団法人・一般財団法人
- 26　その他の法人
- 27　個人
- 28　うち、医育機関

（５）許可病床数

精神病床		床
感染症病床		床
結核病床		床
療養病床		床
一般病床		床
合計		床
うち、回復期リハビリテーション病棟	一般病床	床
	療養病床	床
うち、認知症病棟の病床		床

（６）社会保険診療等の状況　いずれかに○

1　保険医療機関
2　自由診療のみ

（７）救急告示の有無

1　有
2　無

（８）診療科目

・標ぼうしている科目すべてに○

			（９）患者数 外来患者延数（令和８年９月中）	在院患者数（令和８年９月30日24時現在）
Ⅰ	01	内科	人	人
	02	呼吸器内科	人	人
	03	循環器内科	人	人
	04	消化器内科（胃腸内科）	人	人
	05	腎臓内科	人	人
	06	脳神経内科	人	人
	07	糖尿病内科（代謝内科）	人	人
	08	血液内科	人	人
	09	皮膚科	人	人
	10	アレルギー科	人	人
	11	リウマチ科	人	人
	12	感染症内科	人	人
	13	小児科	人	人
	14	精神科	人	人
	15	心療内科	人	人
Ⅱ	16	外科	人	人
	17	呼吸器外科	人	人
	18	心臓血管外科	人	人
	19	乳腺外科	人	人
	20	気管食道外科	人	人
	21	消化器外科（胃腸外科）	人	人
	22	泌尿器科	人	人
	23	肛門外科	人	人
	24	脳神経外科	人	人
	25	整形外科	人	人
	26	形成外科	人	人
	27	美容外科	人	人
	28	眼科	人	人
	29	耳鼻いんこう科	人	人
	30	小児外科	人	人
	31	産婦人科	人	人
	32	産科	人	人
	33	婦人科	人	人
Ⅲ	34	リハビリテーション科	人	人
	35	放射線科	人	人
	36	麻酔科	人	人
	37	病理診断科	人	人
	38	臨床検査科	人	人
	39	救急科	人	人
	40	歯科	人	人
	41	矯正歯科	人	人
	42	小児歯科	人	人
	43	歯科口腔外科	人	人

次ページへ続く

（10）令和８年９月中の外来患者

初診の患者の数	人

（11）処方の状況等　令和８年９月中の実施状況を記入。

外来患者への処方数（令和８年９月中の延回数）	院内処方数	回
	院外処方箋交付数	回
医療用麻薬の処方	1　有　　2　無	

内服薬処方箋における分量の記載方法の規定　いずれかひとつに○

1　１回量を処方の基本単位としている
2　１日量を処方の基本単位としている
3　１回量と１日量の併記としている
4　規定なし

（12）退院調整支援担当者　いる場合、令和８年10月１日現在の人数を記入。

1　いる　（　　人）
2　いない

＊ 入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ記入。

（13）医師事務作業補助者　いる場合、令和８年10月１日現在の人数を記入。

1　いる　（　　人）
2　いない

＊ 医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入。

（14）救急医療体制

初期・二次救急医療体制　複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○

1　初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）
2　二次（入院を要する救急医療施設）
3　初期・二次両方ともなし

夜間(深夜も含む)の救急対応 各項目について、いずれかひとつに○	対応している ほぼ毎日	対応している ほぼ毎日以外	対応していない
内科系疾患	1	2	3
小児科（小児外科を含む）疾患	1	2	3
外科系疾患	1	2	3
脳神経外科系疾患	1	2	3
産科疾患（分娩を含む）	1	2	3
多発外傷	1	2	3

精神科救急医療体制　1　体制あり　　2　体制なし

夜間(深夜も含む)の救急対応 いずれかひとつに○	対応している 1 ほぼ毎日	対応している 2 ほぼ毎日以外	3 対応していない

（15）専門外来の設置　あてはまるものすべてに○

1　禁煙外来
2　助産師外来

（16）委託の状況　各項目について、あてはまるものひとつに○

	全部委託	一部委託	委託していない
給食（患者用）	1	2	3
滅菌（治療用具）	1	2	3
保守点検業務（医療機器）	1	2	3
検体検査	1	2	3
保守点検業務（医療ガス供給設備）	1	2	3
清掃	1	2	3
患者の搬送	1	2	3

（17）表示診療時間の状況

通常の１週間の診療時間
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.５時間とみなし記入。　　時間

表示診療時間　通常診療している時間帯すべてに○

曜日	午前	午後	18時～19時	19時～20時	20時～21時	21時～22時	22時以降
月曜日	1	2	3	4	5	6	7
火曜日	1	2	3	4	5	6	7
水曜日	1	2	3	4	5	6	7
木曜日	1	2	3	4	5	6	7
金曜日	1	2	3	4	5	6	7
土曜日	1	2	3	4	5	6	7
日曜日	1	2	3	4	5	6	7
祝日	1	2	3	4	5	6	7

（18）受動喫煙対策の状況　各項目について、いずれかに○

敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない

（19）職員のための院内保育サービスの状況

あてはまるものすべてに○

1　院内の施設を利用
2　院外の施設を利用
3　していない

夜間保育　1 有　2 無

病児保育　1 有　2 無

施設の利用者　あてはまるものすべてに○

1 自施設の医師・歯科医師
2 自施設の看護師・准看護師
3 その他の自施設の職員
4 併設施設の職員
5 その他

（20）医療安全体制　各項目について、あてはまるものひとつに○

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9

院内感染防止対策の専任担当者の状況
1　いる　（　　人）　　2　いない

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度　いずれかひとつに○
1　ほぼ毎日　　2　週１回以上　　3　月２～３回程度
4　月１回程度　　5　月１回未満

患者相談担当者の配置の有無
1　有　　2　無

（21）オーダリングシステムの導入状況

1 導入している → あてはまるものすべてに○
- 1 検査　2 放射線　3 薬剤
- 4 栄養　5 その他

2 導入していない

（22）医用画像管理システム（ＰＡＣＳ）の導入状況

いずれかひとつに○

1 導入している → フィルムレス運用：1 完全実施　2 一部実施

2 今後導入する予定がある → 導入予定時期（いずれかひとつに○）：1 令和８年度　2 令和９年度　3 令和10年度　4 令和11年度以降

3 導入する予定なし

（23）診療録電子化（電子カルテ）の状況

いずれかひとつに○

注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。

1 医療機関全体で電子化している
2 医療機関内の一部で電子化している
3 今後電子化する予定がある → 電子化予定時期：1 令和８年度　2 令和９年度　3 令和10年度　4 令和11年度以降
4 電子化する予定なし

（24）電子カルテ情報共有サービスの導入状況

いずれかひとつに○

1 導入している
2 今後導入する予定がある → 導入予定時期：1 令和８年度　2 令和９年度　3 令和10年度　4 令和11年度以降
3 導入する予定なし

（25）医療情報の電子化の状況

（21）オーダリングシステムを「1 導入している」、
（22）医用画像管理システム（ＰＡＣＳ）を「1 導入している」、
（23）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」、
または「2 一部で電子化している」
いずれかを選択している場合は記入。

データの保管を行う場所　あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管
2 外部の事業者に委託して保管 → ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無：1 有　2 無

データの利用範囲　いずれかに○

1 医療機関内のみで利用
2 他の医療機関等と連携して利用 → 他の医療機関等とのネットワークの有無：1 有　2 無

患者への情報提供の方法　あてはまるものすべてに○

1 紙面・フィルム等により情報提供している
2 電子的な方法でデータ自体を提供している
3 情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ

1 実装している　2 実装していない

（26）遠隔医療システムの導入状況

施設数には令和８年９月中の実施設数を、件数には令和８年９月中の延件数を記入。

遠隔画像診断

1 有 → 診断依頼を受けた数　（＿＿＿ 施設から 計 ＿＿＿ 件）
2 無 → 診断依頼に出した数　（＿＿＿ 施設に 計 ＿＿＿ 件）

遠隔病理診断

1 有 → 診断依頼を受けた数　（＿＿＿ 施設から 計 ＿＿＿ 件）
2 無 → 診断依頼に出した数　（＿＿＿ 施設に 計 ＿＿＿ 件）

遠隔在宅診療・療養支援　1 有 → 令和８年９月中の患者延数（　　人）　2 無

（27）在宅医療サービスの実施状況

・ 併設施設によるサービスを除く。
・ 実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の件数を記入。

医療保険等による在宅サービス

	1 実施している　2 実施していない		
往診		01	件
在宅患者訪問診療		02	件
歯科訪問診療		03	件
救急搬送診療		04	件
在宅患者訪問看護・指導		05	件
精神科在宅患者訪問看護・指導		06	件
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理		07	件
訪問看護ステーションへの指示書の交付		08	件
在宅看取り		09	件

介護保険による在宅サービス

	1 実施している　2 実施していない		
居宅療養管理指導（介護予防サービスを含む）		10	件
訪問看護（介護予防サービスを含む）		11	件
訪問リハビリテーション（介護予防サービスを含む）		12	件

（28）特殊診療設備

01～06は、それぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入。

		病床数	令和８年９月中の取扱患者延数
ICU（特定集中治療室）	01	床	人
SCU（脳卒中集中治療室）	02	床	人
MFICU（母体・胎児集中治療室）	03	床	人
無菌治療室（手術室は除く）	04	床	人
放射線治療病室	05	床	人
外来化学療法室	06	床	人

07は、新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものを記入。
（「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。）

NICU（新生児特定集中治療室）	07	床	人

08～11は、診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入。

CCU（心臓内科系集中治療室）	08	床	人
GCU（新生児治療回復室）	09	床	人
PICU（小児集中治療室）	10	床	人
陰圧室	11	床	人

ICU(特定集中治療室)に専任している医師数

専任している医師数を実人員で記入。

医師数（実人員）				人	

（29）緩和ケアの状況

施設基準を満たしていないものを含む。

緩和ケア病棟

1 有 → 病床数　（　　床）
2 無 → 令和８年９月中の取扱患者延数（　　人）

緩和ケアチーム

1 有 → 令和８年９月中の患者数（　　人）
2 無 → うち、新規介入患者数（　　人）

次ページへ続く

（30）分娩の状況

＊印の常勤換算は小数点以下第２位四捨五入。

1　分娩を取り扱っている

令和８年９月中の実施件数	分娩（正常分娩を含む）	件
	うち、帝王切開娩出術	件
	うち、帝王切開を除く無痛分娩	件
担当医師数（常勤換算）＊		．　人
担当助産師数（常勤換算）＊		．　人
院内助産所の有無		1 有　2 無

2　分娩を取り扱っていない

（31）手術・検査等の実施状況

		令和８年９月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	01	件	
人工透析	02	件	台
＊印の患者数には、手術に伴うものを含む。		令和８年９月中の患者数	装置の台数
骨塩定量測定	03	人	
気管支内視鏡検査＊	04	人	
上部消化管内視鏡検査＊	05	人	
大腸内視鏡検査＊	06	人	
血管連続撮影	07	人	
うち、ＤＳＡ	08	人	
うち、循環器ＤＲ	09	人	
マンモグラフィー	10	人	台
ＲＩ検査（シンチグラム）	11	人	台
うち、ＳＰＥＣＴ	12	人	台
ＰＥＴ　ＰＥＴ	13	人	台
ＰＥＴＣＴ	14	人	台
ＣＴ　マルチスライス　64列以上	15	人	台
16列以上64列未満	16	人	台
４列以上16列未満	17	人	台
４列未満	18	人	台
その他	19	人	台
ＭＲＩ　3.0テスラ以上	20	人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	21	人	台
1.5テスラ未満	22	人	台
３Ｄ画像処理	23	人	
うち、冠動脈ＣＴ・心臓ＭＲＩ	24	人	

（32）放射線治療の実施状況

患者数は照射録の枚数又は検査伝票を元に記入。

			令和８年９月中の患者数	装置の台数
位置決め装置	Ｘ線シミュレーター	1	人	台
	ＣＴシミュレーター	2	人	台
放射線治療計画装置		3	人	台
放射線治療（体外照射）		4	人	
うち、リニアック・マイクロトロン		5	人	台
うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ		6	人	台
放射線治療（腔内・組織内照射）		7	人	

（33）歯科設備

保有しているものすべてに○

1　歯科診療台（　　台）

※　歯科診療台を保有している場合は台数を記入。

2　デンタル・パノラマＸ線装置
3　歯科用ＣＴ装置
4　手術用顕微鏡
5　滅菌機器（オートクレーブ等）
6　ポータブル歯科ユニット
7　歯科用CAD/CAM装置
8　デジタル印象採得装置
9　口腔外バキューム

（34）歯科訪問診療の受け入れの有無

1　受け入れている
2　受け入れていない

（35）病棟における看護職員の勤務体制

・　看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入。
・　複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入。

（記入例）　三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、１看護単位(準夜勤　３人、深夜勤　２人)で看護している場合

	配置している看護師・准看護師	時間帯（シフト）	看護単位数（看護師・准看護師の人数別）		
			１人	２人	３人以上
三交代制	20　人	準夜勤			1
		深夜勤		1	

		配置している看護師・准看護師	時間帯（シフト）	看護単位数（看護師・准看護師の人数別）		
				１人	２人	３人以上
一般病棟	三交代制	人	準夜勤			
			深夜勤			
	二交代制	人	夜勤			
	当直制・他	人	夜勤			
療養病棟	三交代制	人	準夜勤			
			深夜勤			
	二交代制	人	夜勤			
	当直制・他	人	夜勤			
結核病棟・精神病棟	三交代制	人	準夜勤			
			深夜勤			
	二交代制	人	夜勤			
	当直制・他	人	夜勤			

（36）新人看護職員研修の状況

1　新人看護職員がいる
　　1　新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している
　　2　新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している
　　3　新人看護職員研修を実施していない
2　新人看護職員がいない

（37）従事者数　令和８年10月１日現在の数を記入。

注１）該当する職種がいない欄は空欄としてください。

注２）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

注３）常勤換算については、右記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。➡

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の１週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\dfrac{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき１週間の時間数（所定労働時間）}}{}}$$

※ １週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

・小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記入。
・得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。
・「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。
・常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

職種		「常勤」従事者の実人員	「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
01	医師	人	人
02	歯科医師	人	人

注４）「01 医師」、「02 歯科医師」は、実人員は「常勤」のみ、常勤換算は「非常勤」のみそれぞれ記入。

職種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
03	薬剤師	人	人
04	保健師	人	人
05	助産師	人	人
06	看護師	人	人
07	准看護師	人	人
08	看護業務補助者		人
09	理学療法士（PT）		人
10	作業療法士（OT）		人
11	視能訓練士		人
12	言語聴覚士		人
13	義肢装具士		人
14	歯科衛生士		人
15	歯科技工士		人
16	診療放射線技師		人
17	診療ｴｯｸｽ線技師		人
18	臨床検査技師		人
19	衛生検査技師		人
20	臨床工学技士		人
21	あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師		人
22	柔道整復師		人
23	管理栄養士		人
24	栄養士		人
25	精神保健福祉士		人
26	社会福祉士		人
27	介護福祉士		人
28	保育士		人
29	公認心理師		人
30	救急救命士		人
31	その他の技術員		人
32	医療社会事業従事者		人
33	事務職員		人
34	その他の職員		人

注５）「03 薬剤師」、「04 保健師」、「05 助産師」、「06 看護師」、「07 准看護師」は、実人員、常勤換算ともに「常勤」と「非常勤」の合計をそれぞれ記入。
・実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄はありえません。
・実人員≧常勤換算となるように記入。

注６）「28 保育士」はこどもの患者に対するケアを行う保育士を記入。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

記入者	備考
（所属） （氏名）	

ご協力ありがとうございました

別記様式二

秘　統計法に基づく基幹統計調査

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare（ひと、くらし、みらいのために）

政府統計

医療施設静態調査
一般診療所票

（令和８年10月１日現在）

＜オンライン回答のログイン情報＞

政府統計コード	
調査対象者ＩＤ	
パスワード（初期）	

※印の箇所は、記入しないでください。

※整理番号	※保健所符号	※市区町村符号

（１）施設の所在地	〒　　ＴＥＬ
（２）施設名	

（３）休止・休診の状況

1　休止中
2　１年以上休診中
3　１年未満休診中

医療機関コード		法人番号	

（４）開設者
あてはまるものひとつに○

国
- 01　厚生労働省
- 02　独立行政法人国立病院機構
- 03　国立大学法人
- 04　独立行政法人労働者健康安全機構
- 05　国立高度専門医療研究センター
- 06　独立行政法人地域医療機能推進機構
- 07　その他

- 08　都道府県
- 09　市町村
- 10　地方独立行政法人
- 11　日赤
- 12　済生会
- 13　北海道社会事業協会
- 14　厚生連
- 15　国民健康保険団体連合会
- 16　健康保険組合及びその連合会
- 17　共済組合及びその連合会
- 18　国民健康保険組合
- 19　公益法人
- 20　医療法人
- 21　私立学校法人
- 22　社会福祉法人
- 23　医療生協
- 24　会社
- 25　一般社団法人・一般財団法人
- 26　その他の法人
- 27　個人

（５）許可病床数

療養病床	床
一般病床	床
合計	床

（６）診療状況

許可病床数が１床以上の施設が記入。

令和８年９月30日24時現在の在院患者数	人
令和８年９月中の退院患者数	人

全ての施設が記入。

令和８年９月中の外来患者延数	人
うち、初診の患者の数	人

（７）社会保険診療等の状況　いずれかに○

1　保険医療機関又は保険医
2　自由診療のみ

（８）診療科目
あてはまるものすべてに○

Ⅰ
- 01　内科
- 02　呼吸器内科
- 03　循環器内科
- 04　消化器内科（胃腸内科）
- 05　腎臓内科
- 06　脳神経内科
- 07　糖尿病内科（代謝内科）
- 08　血液内科
- 09　皮膚科
- 10　アレルギー科
- 11　リウマチ科
- 12　感染症内科
- 13　小児科
- 14　精神科
- 15　心療内科

Ⅱ
- 16　外科
- 17　呼吸器外科
- 18　心臓血管外科
- 19　乳腺外科
- 20　気管食道外科
- 21　消化器外科（胃腸外科）
- 22　泌尿器科
- 23　肛門外科
- 24　脳神経外科
- 25　整形外科
- 26　形成外科
- 27　美容外科
- 28　眼科
- 29　耳鼻いんこう科
- 30　小児外科
- 31　産婦人科
- 32　産科
- 33　婦人科

Ⅲ
- 34　リハビリテーション科
- 35　放射線科
- 36　麻酔科
- 37　病理診断科
- 38　臨床検査科
- 39　救急科
- 40　歯科
- 41　矯正歯科
- 42　小児歯科
- 43　歯科口腔外科

（９）主たる診療科目

二つ以上の科目を標ぼうしている場合、主たる診療科目の番号を「(8) 診療科目」からひとつ選んで記入。

記入例　0 1

次ページへ続く

（10）処方の状況等　令和８年９月中の実施状況を記入。

外来患者への処方数（令和８年９月中の延回数）	院内処方数	回
	院外処方箋交付数	回
医療用麻薬の処方	1　有 2　無	

（11）診療所の種類　いずれかひとつに○

1　一般診療業務を主とする
2　相談・指導業務を主とする
3　採血及び供血を主とする
4　検診業務（集団・個別）を主とする
5　検査業務を主とする
6　人工透析を主とする
7　巡回診療を主とする
8　介護保険サービス提供を主とする

（12）期間診療所等　あてはまるものすべてに○

1　特定の期間（季節）にのみ診療を行う診療所
2　事業所内の診療所　※特別養護老人ホームや会社の医務室等
3　市町村保健センター内の診療所
4　該当なし

（13）退院調整支援担当者

いる場合、令和８年10月１日現在の人数を記入。

1　いる　（　　人）　＊ 入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ記入。
2　いない

（14）救急医療体制　各項目について、いずれかひとつに○

休日夜間急患センター	1　該当する		2　該当しない	
在宅当番医制	1　有		2　無	
救急告示の有無	1　有		2　無	
精神科救急医療体制	1　体制あり		2　体制なし	
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している			3　対応していない
	1　ほぼ毎日	2　ほぼ毎日以外		

（15）専門外来の設置　あてはまるものすべてに○

1　禁煙外来
2　助産師外来

（16）委託の状況　各項目について、あてはまるものひとつに○

	全部委託	一部委託	委託していない
給食（患者用）	1	2	3
滅菌（治療用具）	1	2	3
保守点検業務（医療機器）	1	2	3
検体検査	1	2	3
感染性廃棄物処理	1	2	3
清掃	1	2	3

（17）受動喫煙対策の状況　各項目について、いずれかに○

敷地内を全面禁煙	1　禁煙にしている 2　禁煙にしていない
特定屋外喫煙場所を設置	1　設置している 2　設置していない

（18）表示診療時間の状況

通常の１週間の診療時間

合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.５時間とみなし記入。　　．　時間

表示診療時間　通常診療している時間帯すべてに○

曜日	午前	午後	18時～19時	19時～20時	20時～21時	21時～22時	22時以降
月曜日	1	2	3	4	5	6	7
火曜日	1	2	3	4	5	6	7
水曜日	1	2	3	4	5	6	7
木曜日	1	2	3	4	5	6	7
金曜日	1	2	3	4	5	6	7
土曜日	1	2	3	4	5	6	7
日曜日	1	2	3	4	5	6	7
祝日	1	2	3	4	5	6	7

（19）診療録電子化（電子カルテ）の状況　いずれかひとつに○

注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。

1 医療機関全体で電子化している		
2 医療機関内の一部で電子化している	電子化予定時期	1　令和８年度
3 今後電子化する予定がある →		2　令和９年度
4 電子化する予定なし		3　令和10年度
		4　令和11年度以降

（20）電子カルテ情報共有サービスの導入状況　いずれかひとつに○

1 導入している		
2 今後導入する予定がある →	導入予定時期	1　令和８年度
3 導入する予定なし		2　令和９年度
		3　令和10年度
		4　令和11年度以降

（21）医療情報の電子化の状況

（19）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入。

データの保管を行う場所　あてはまるものすべてに○

1　医療機関内にあるサーバ機器等で保管
2　外部の事業者に委託して保管 →

ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無
1　有　2　無

データの利用範囲　いずれかに○

1　医療機関内のみで利用
2　他の医療機関等と連携して利用 →

他の医療機関等とのネットワークの有無
1　有　2　無

患者への情報提供の方法　あてはまるものすべてに○

1　紙面・フィルム等により情報提供している
2　電子的な方法でデータ自体を提供している
3　情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ

1　実装している　2　実装していない

（22）遠隔医療システムの導入状況

施設数には令和８年９月中の実施設数を、件数には令和８年９月中の延件数を記入。

遠隔画像診断

1　有 →
- 診断依頼を受けた数　（＿＿＿ 施設から 計 ＿＿＿ 件）
- 診断依頼に出した数　（＿＿＿ 施設に 計 ＿＿＿ 件）

2　無

遠隔病理診断

1　有 →
- 診断依頼を受けた数　（＿＿＿ 施設から 計 ＿＿＿ 件）
- 診断依頼に出した数　（＿＿＿ 施設に 計 ＿＿＿ 件）

2　無

遠隔在宅診療・療養支援　1　有 → 令和８年９月中の患者延数（　　人）

2　無

（23）医療安全体制

各項目について、あてはまるものひとつに○

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9

（24）在宅医療サービスの実施状況

・併設施設によるサービスを除く。
・実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の件数を記入。

医療保険等による在宅サービス　1　実施している　2　実施していない

往診	01	件
在宅患者訪問診療	02	件
歯科訪問診療	03	件
救急搬送診療	04	件
在宅患者訪問看護・指導	05	件
精神科在宅患者訪問看護・指導	06	件
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07	件
訪問看護ステーションへの指示書の交付	08	件
在宅看取り	09	件

介護保険による在宅サービス　1　実施している　2　実施していない

居宅療養管理指導（介護予防サービスを含む）	10	件
訪問看護（介護予防サービスを含む）	11	件
訪問リハビリテーション（介護予防サービスを含む）	12	件

在宅療養支援診療所の届出　施設数には自施設を含む。

1　有 →
- 連携保険医療機関等の数　（　　施設）
- 受け持つ在宅療養患者の数　（　　人）

2　無

（25）分娩の状況

＊印の常勤換算は小数点以下第２位四捨五入。

1　分娩を取り扱っている

令和８年９月中の実施件数	分娩（正常分娩を含む）	件
	うち、帝王切開娩出術	件
	うち、帝王切開を除く無痛分娩	件
担当医師数（常勤換算）＊		人
担当助産師数（常勤換算）＊		人
院内助産所の有無		1 有　2 無

2　分娩を取り扱っていない

（26）手術・検査等の実施状況

		令和８年９月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	01	件	
外来化学療法	02	件	
人工透析	03	件	台

＊印の患者数には、手術に伴うものを含む。		令和８年９月中の患者数	装置の台数
骨塩定量測定	04	人	
気管支内視鏡検査＊	05	人	
上部消化管内視鏡検査＊	06	人	
大腸内視鏡検査＊	07	人	
血管連続撮影	08	人	
うち、ＤＳＡ	09	人	
うち、循環器ＤＲ	10	人	
マンモグラフィー	11	人	台
ＲＩ検査（シンチグラム）	12	人	台
うち、ＳＰＥＣＴ	13	人	台
ＰＥＴ　ＰＥＴ	14	人	台
ＰＥＴ　ＰＥＴＣＴ	15	人	台
ＣＴ　マルチスライス　64列以上	16	人	台
ＣＴ　マルチスライス　16列以上64列未満	17	人	台
ＣＴ　マルチスライス　４列以上16列未満	18	人	台
ＣＴ　マルチスライス　４列未満	19	人	台
ＣＴ　その他	20	人	台
ＭＲＩ　3.0テスラ以上	21	人	台
ＭＲＩ　1.5テスラ以上3.0テスラ未満	22	人	台
ＭＲＩ　1.5テスラ未満	23	人	台
３Ｄ画像処理	24	人	
うち、冠動脈ＣＴ・心臓ＭＲＩ	25	人	

（27）放射線治療の実施状況

患者数は照射録の枚数又は検査伝票を元に記入。

		令和８年９月中の患者数	装置の台数
放射線治療（体外照射）	1	人	
うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ	2	人	台
放射線治療（腔内・組織内照射）	3	人	

裏面へ続く

（28）従事者数　令和８年10月１日現在の数を記入。

注１）一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。（老人ホーム等併設施設の職員は含みません。）

注２）該当する職種がいない欄は空欄としてください。

注３）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

注４）常勤換算については、右記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。

・小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記入。
・得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。
・「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。
・常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

$$常勤換算数 = \frac{従事者の１週間の勤務延時間数（残業は除く）}{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき\ １週間の時間数（所定労働時間）}$$

※ １週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

職種		「常勤」従事者の実人員	「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
01	医師	人	.　人
02	歯科医師	人	.　人

注５）「01 医師」、「02 歯科医師」は、実人員は「常勤」のみ、常勤換算は「非常勤」のみそれぞれ記入。

職種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
03	薬剤師		.　人
04	保健師	人	.　人
05	助産師	人	.　人
06	看護師	人	.　人
07	准看護師	人	.　人
08	看護業務補助者		.　人
09	理学療法士（PT）		.　人
10	作業療法士（OT）		.　人
11	視能訓練士		.　人
12	言語聴覚士		.　人
13	義肢装具士		.　人
14	歯科衛生士		.　人
15	歯科技工士		.　人
16	診療放射線技師		.　人
17	診療ｴｯｸｽ線技師		.　人
18	臨床検査技師		.　人
19	衛生検査技師		.　人
20	臨床工学技士		.　人
21	あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師		.　人
22	柔道整復師		.　人
23	管理栄養士		.　人
24	栄養士		.　人
25	精神保健福祉士		.　人
26	社会福祉士		.　人
27	介護福祉士		.　人
28	保育士		.　人
29	公認心理師		.　人
30	救急救命士		.　人
31	その他の技術員		.　人
32	医療社会事業従事者		.　人
33	事務職員		.　人
34	その他の職員		.　人

注６）「04 保健師」、「05 助産師」、「06 看護師」、「07 准看護師」は、実人員、常勤換算ともに「常勤」と「非常勤」の合計をそれぞれ記入。
・実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄はありえません。
・実人員≧常勤換算となるように記入。

注７）「28 保育士」はこどもの患者に対するケアを行う保育士を記入。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

記入者	備考
（所属） （氏名）	

ご協力ありがとうございました

別記様式三

秘　統計法に基づく基幹統計調査

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare（ひと、くらし、みらいのために）

政府統計

医療施設静態調査
歯科診療所票

（令和８年10月１日現在）

＜オンライン回答のログイン情報＞

政府統計コード	
調査対象者ＩＤ	
パスワード（初期）	

※印の箇所は、記入しないでください。

※整理番号	※保健所符号	※市区町村符号

（１）施設の所在地	〒　　ＴＥＬ
（２）施設名	

（３）休止・休診の状況

1　休止中
2　１年以上休診中
3　１年未満休診中

医療機関コード		法人番号	

（４）開設者　あてはまるものひとつに○

国
- 01　厚生労働省
- 02　独立行政法人国立病院機構
- 03　国立大学法人
- 04　独立行政法人労働者健康安全機構
- 05　国立高度専門医療研究センター
- 06　独立行政法人地域医療機能推進機構
- 07　その他

08　都道府県
09　市町村
10　地方独立行政法人
11　日赤
12　済生会
13　北海道社会事業協会
14　厚生連
15　国民健康保険団体連合会
16　健康保険組合及びその連合会
17　共済組合及びその連合会
18　国民健康保険組合
19　公益法人
20　医療法人
21　私立学校法人
22　社会福祉法人
23　医療生協
24　会社
25　一般社団法人・一般財団法人
26　その他の法人
27　個人

（５）許可病床数

床

（６）社会保険診療等の状況　いずれかに○

1　保険医療機関又は保険医
2　自由診療のみ

（７）診療科目　あてはまるものすべてに○

1　歯科
2　矯正歯科
3　小児歯科
4　歯科口腔外科

（８）診療状況

令和８年９月中の外来患者延数	人
うち、初診の患者の数	人

（９）外来患者への処方数　令和８年９月中の延回数を記入。

院内処方数	回
院外処方箋交付数	回

（10）保健事業　令和８年９月中に実施したものすべてに○

1　保健相談・指導
2　予防処置
3　自治体の委託検診
4　事業所等の委託検診
5　該当なし

（11）救急医療体制

初期救急医療体制への参加状況　いずれかひとつに○

1　休日等歯科診療所
2　歯科在宅当番医制
3　していない

夜間（深夜も含む）の救急対応　いずれかひとつに○

対応している				
1　ほぼ毎日		2　ほぼ毎日以外		3　対応していない

（12）表示診療時間の状況

通常の１週間の診療時間

合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入。　　時間

表示診療時間　通常診療している時間帯すべてに○

曜日	午前	午後	18時～19時	19時～20時	20時～21時	21時～22時	22時以降
月曜日	1	2	3	4	5	6	7
火曜日	1	2	3	4	5	6	7
水曜日	1	2	3	4	5	6	7
木曜日	1	2	3	4	5	6	7
金曜日	1	2	3	4	5	6	7
土曜日	1	2	3	4	5	6	7
日曜日	1	2	3	4	5	6	7
祝日	1	2	3	4	5	6	7

裏面へ続く

（13）技工物作成の委託の状況　いずれかひとつに○

1　国内のみに委託している ⟶ 委託先歯科技工所数（　　カ所）
※令和８年９月中の委託先歯科技工所数を記入。

2　一部又は全ての工程を国外に委託している

3　委託していない

（14）受動喫煙対策の状況　各項目について、いずれかに○

敷地内を全面禁煙	1　禁煙にしている 2　禁煙にしていない
特定屋外喫煙場所を設置	1　設置している 2　設置していない

（15）診療録電子化（電子カルテ）の状況　いずれかひとつに○

注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。

1　電子化している		
2　今後電子化する予定がある ⟶	電子化予定時期	1　令和８年度 2　令和９年度 3　令和10年度 4　令和11年度以降
3　電子化する予定なし		

（16）電子カルテ情報共有サービスの導入状況　いずれかひとつに○

1　導入している		
2　今後導入する予定がある ⟶	導入予定時期	1　令和８年度 2　令和９年度 3　令和10年度 4　令和11年度以降
3　導入する予定なし		

（17）医療安全体制　各項目について、あてはまるものひとつに○

	歯科医師	歯科衛生士	その他	配置していない
医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4
医療放射線安全管理の責任者	1		3	4

（18）歯科設備　保有しているものすべてに○

1　歯科診療台　（　　台）
※　歯科診療台を保有している場合は台数を記入。

2　デンタル・パノラマＸ線装置
3　歯科用ＣＴ装置
4　手術用顕微鏡
5　滅菌機器（オートクレーブ等）
6　ポータブル歯科ユニット
7　歯科用CAD/CAM装置
8　デジタル印象採得装置
9　口腔外バキューム

（19）インプラント手術の実施状況

・　実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の実施件数を記入。
・　令和８年９月中の実施件数がない場合は**０件**と記入。

1　実施している ⟶ 令和８年９月中の実施件数（　　件）
2　実施していない

（20）在宅医療サービスの実施状況

実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の件数を記入。

医療保険等による在宅サービス　1　実施している　2　実施していない

訪問診療（居宅）	01	件
訪問診療（病院・診療所）	02	件
訪問診療（介護施設等）	03	件
訪問歯科衛生指導	04	件

介護保険による在宅サービス　1　実施している　2　実施していない

居宅療養管理指導（歯科医師による）	05	件
居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	06	件
介護予防居宅療養管理指導（歯科医師による）	07	件
介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	08	件
介護保険の施設サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	09	件
介護保険の通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	10	件

（21）介護保険施設の協力歯科医療機関

1　協力歯科医療機関になっている
2　協力歯科医療機関になっていない

（22）従事者数　令和８年10月1日現在の数を記入。

注１）　該当する職員がいない欄は空欄としてください。

注２）　雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

注３）　常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。
・小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記入。
・得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。
・「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。
・常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の１週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき１週間の時間数（所定労働時間）}}$$

※１週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

職種		「常勤」従事者の実人員	「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
01	歯科医師	人	. 人
02	医師	人	. 人
03	歯科衛生士	人	. 人
04	歯科技工士	人	. 人

職種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第２位四捨五入）↓小数点
05	薬剤師		. 人
06	看護師	人	. 人
07	准看護師	人	. 人
08	歯科業務補助者		. 人
09	事務職員		. 人
10	その他の職員		. 人

記入者	備考
（所属）	
（氏名）	

ご協力ありがとうございました

○厚生労働省告示第二百二十四号

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第六条第三項の規定に基づき、動態調査の調査票の様式（昭和四十八年厚生省告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年十月分の動態調査から適用する。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

動態調査の調査票の様式を次のように改める。

※令和8年10月分調査から適用

秘 統計法に基づく基幹統計調査　調査票追加チェック

医療施設動態調査票

(1)保健所符号			
(2)整理番号			
(3)市区町村符号			
(4)年月日及び種別	事由発生又は処分	元号	
		年	
		月	
		日	
	種別・変更内容	1 新規開設	□
		2 休止	□
		3 廃止	□
		4 再開	□
		5 開設許可取消	□
		6 変更	□
		1 施設名	□
		2 開設者	□
		3 地域医療支援病院	□
		4 救急告示(病院のみ)	□
		5 診療科目(病院のみ)	□
		6 許可病床数	□
		7 所在地の表示	□
(5)施設名			
(6)施設の所在地			
(7)開設者	開設者 (01-27)		
	28 うち、医育機関		□
(8)地域医療支援病院			
(9)救急告示			
(10)診療科目	Ⅰ	01 内科	□
		02 呼吸器内科	□
		03 循環器内科	□
		04 消化器内科(胃腸内科)	□
		05 腎臓内科	□
		06 脳神経内科	□
		07 糖尿病内科(代謝内科)	□
		08 血液内科	□
		09 皮膚科	□
		10 アレルギー科	□
		11 リウマチ科	□
		12 感染症内科	□
		13 小児科	□
		14 精神科	□
		15 心療内科	□
	Ⅱ	16 外科	□
		17 呼吸器外科	□
		18 心臓血管外科	□
		19 乳腺外科	□
		20 気管食道外科	□
		21 消化器外科(胃腸外科)	□
		22 泌尿器科	□
		23 肛門外科	□
		24 脳神経外科	□
		25 整形外科	□
		26 形成外科	□
		27 美容外科	□
		28 眼科	□
		29 耳鼻いんこう科	□
		30 小児外科	□
		31 産婦人科	□
		32 産科	□
		33 婦人科	□
	Ⅲ	34 リハビリテーション科	□
		35 放射線科	□
		36 麻酔科	□
		37 病理診断科	□
		38 臨床検査科	□
		39 救急科	□
		40 歯科	□
		41 矯正歯科	□
		42 小児歯科	□
		43 歯科口腔外科	□
(11)許可病床数	精神	床	
	感染症	床	
	結核	床	
	療養	床	
	一般	床	
	計	床	
(12)従事者数	医師		
	歯科医師		
	薬剤師		
	看護師		
	准看護師		
	歯科衛生士		
(13)社会保険診療等の状況			
(14)備考欄			

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。
2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(6)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

○厚生労働省告示第二百二十五号

患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）第四条、第五条、第六条第二項及び第十条第三項の規定に基づき、令和八年における患者調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　調査の期日

令和八年十月二十日から同月二十三日までとする。ただし、三に定める様式六及び様式七の調査票による調査の期日は、同年九月一日から同月三十日までとする。

二　調査客体

層化無作為抽出の方法により抽出した医療施設を利用した患者であって、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

三　調査票の様式

1　病院入院（奇数）票は、別記様式一によるものとする。

2　病院外来（奇数）票は、別記様式二によるものとする。

3　病院（偶数）票は、別記様式三によるものとする。

4　一般診療所票は、別記様式四によるものとする。

5　歯科診療所票は、別記様式五によるものとする。

6　病院退院票は、別記様式六によるものとする。

7　一般診療所退院票は、別記様式七によるものとする。

四　調査票の提出期限

令和九年一月八日とする。

別記様式一

秘　政府統計　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査

病院入院（奇数）票

※保健所符号	
施設番号	H－
患者番号	

令和8年10月20日～22日（指定された1日）

記入上の注意

1 ※印欄には、記入しないでください。
2 20～499床の病院については生年月日の末尾が **1、3、5、7、9日**の患者について作成してください。
3 500～599床の病院については生年月日の末尾が **1、3、5、7日**の患者について作成してください。
4 600床以上の病院については生年月日の末尾が **3、5、7日**の患者について作成してください。

(1) 性別	1 男　2 女	(2) 出生年月日	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日

(3) 患者の住所

1　当院と同じ市区町村内
2　当院とは別の市区町村→　都道府県　市郡　区町村

患者の住所が東京都区部又は政令指定都市（※）で、貴院の所在地と区が異なる場合は、「2」を○で囲み、区の名称まで記入してください。
（※）政令指定都市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市をいいます。

(4) 入院年月日　1 令和　2 平成　3 昭和　年　月　日

(5) 受療の状況

1～5のうち、該当するもの**1つ**に○をつけ、矢印にそって続けて記入してください。

1　傷病の診断・治療 →(1)と(2)へ
2　正常分娩（単胎自然分娩）
3　正常妊娠・産じょくの管理
4　健康者に対する検査、健康診断（査）・管理
5　その他の保健サービス
→裏面へ

主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。

例:
・アルコール性 急性膵炎
・慢性腎臓病，ステージ4
・胃噴門部の悪性新生物
・未分化大細胞型リンパ腫，ALK陰性
・後天性 溶血性 貧血

(1) 主傷病名

主傷病名が「**慢性肝炎**」、「**肝硬変**」又は「**肝及び肝内胆管の悪性新生物**」の場合は、該当するものに○印をつけてください。

肝疾患の状況	1 B型肝炎ウイルス（HBV）陽性
	2 C型肝炎ウイルス（HCV）陽性
	3 B型肝炎ウイルス（HBV）及びC型肝炎ウイルス（HCV）ともに陽性
	4 B型肝炎ウイルス（HBV）及びC型肝炎ウイルス（HCV）ともに陰性

主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、該当するものに○印をつけてください。

	不慮の事故		故意又は不明	
外傷の原因（中毒を含む）	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷	
	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷	
	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明	

「**15** 精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。

・アルツハイマー病を含む認知症
・精神作用物質による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
・気分［感情］障害
・神経症性障害
・てんかん
・その他の精神及び行動の障害

（ただし「知的障害＜精神遅滞＞」は除きます。）

(2) 副傷病名（該当するもの**すべて**に○印をつけてください。）

01	副傷病なし				
02	糖尿病（合併症を伴わないもの）	07	肥満（症）	12	閉塞性末梢動脈疾患
03	糖尿病（性）腎症	08	脂質異常症（高コレステロール血症等）	13	大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）
04	糖尿病（性）眼合併症				
05	糖尿病（性）神経障害	09	高血圧（症）	14	慢性腎臓病（慢性腎不全等）
06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	10	虚血性心疾患	15	精神疾患
		11	脳卒中	16	その他の疾患

裏面に続きます。

(6) 診療費等支払方法

※1～3のうち、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

1　自費診療（保険外併用療養費を含む）

2　医療保険等、公費負担医療　→ ⅠとⅡへ

3　介護保険（介護扶助を含む）

※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「2 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の01～12に該当するもの**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	01	健康保険・各種共済組合(本人)
	02	健康保険・各種共済組合(家族)
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療(後期高齢者医療制度)
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	08	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(措置入院)
	10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療、更生医療)
	11	生活保護法(医療扶助)
	12	その他の公費負担によるもの

(7) 病床の種別

1　精神病床
2　感染症病床
3　結核病床
4　療養病床
5　一般病床

(8) 紹介の状況

1　病院から
2　一般診療所から
3　歯科診療所から
4　介護医療院から
5　介護老人保健施設から
6　介護老人福祉施設から
7　その他から
8　紹介なし

(9) 来院時の状況

1　通常の受診

救急の受診
2　救急車により搬送　　3　徒歩や自家用車等による救急の受診

「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。
1　診療時間内の受診　　2　診療時間外の受診

(10) 入院の状況

調査日現在の状況を選択してください。

1　生命の危険は少ないが入院治療を要する
2　生命の危険がある
3　受け入れ条件が整えば退院可能
4　検査入院
5　その他

別記様式二

秘　政府統計　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査

病院外来（奇数）票

※保健所符号	
施設番号	H－
患者番号	

令和8年10月20日～22日（指定された1日）

記入上の注意

1 ※印欄には、記入しないでください。
2 20～499床の病院については生年月日の末尾が **1、3、5、7、9日**の患者について作成してください。
3 500～599床の病院については生年月日の末尾が **1、3、5、7日**の患者について作成してください。
4 600床以上の病院については生年月日の末尾が **3、5、7日**の患者について作成してください。

(1) 性別	**1** 男　**2** 女	(2) 出生年月日	**1** 令和　**2** 平成　**3** 昭和　**4** 大正　**5** 明治　　年　　月　　日

(3) 患者の住所

1　当院と同じ都道府県内
2　当院とは別の都道府県→　　都道府県

(4) 外来の種別

初診	**1** 通院 **2** 往診	
再来	**3** 通院 **4** 往診 **5** 訪問診療 **6** 医師以外の訪問	→「3」～「6」の場合は、月日を記入してください。 前回診療月日又は前回訪問月日 令和　8　年　　月　　日

(5) 受療の状況

1～**6**のうち、該当するもの**1つ**に○をつけ、矢印にそって続けて記入してください。

1 傷病の診断・治療 → (1)と(2)へ

2 正常分娩（単胎自然分娩）
3 正常妊娠・産じょくの管理
4 健康者に対する検査、健康診断（査）・管理
5 予防接種
6 その他の保健サービス
→裏面へ

主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。

例:
・アルコール性 急性膵炎
・慢性腎臓病，ステージ4
・胃噴門部の悪性新生物
・未分化大細胞型リンパ腫，ALK陰性
・後天性 溶血性 貧血

(1) 主傷病名

主傷病名が「**慢性肝炎**」、「**肝硬変**」又は「**肝及び肝内胆管の悪性新生物**」の場合は、該当するものに○印をつけてください。

肝疾患の状況	**1** B型肝炎ウイルス（HBV）陽性 **2** C型肝炎ウイルス（HCV）陽性 **3** B型肝炎ウイルス（HBV）及びC型肝炎ウイルス（HCV）ともに陽性 **4** B型肝炎ウイルス（HBV）及びC型肝炎ウイルス（HCV）ともに陰性

主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、該当するものに○印をつけてください。

外傷の原因（中毒を含む）	不慮の事故	故意又は不明
	1 自動車交通事故 **2** 自転車交通事故 **3** その他の交通事故 **4** スポーツ中の事故 **5** 転倒・転落 **6** 1～5以外の原因による不慮の事故	**7** 自傷 **8** 他傷 **9** 不明

「15 精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。

・アルツハイマー病を含む認知症
・精神作用物質による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
・気分［感情］障害
・神経症性障害
・てんかん
・その他の精神及び行動の障害

（ただし「知的障害＜精神遅滞＞」は除きます。）

(2) 副傷病名（該当するもの**すべて**に○印をつけてください。）

01	副傷病なし				
02	糖尿病（合併症を伴わないもの）	**07**	肥満（症）	**12**	閉塞性末梢動脈疾患
03	糖尿病（性）腎症	**08**	脂質異常症（高コレステロール血症等）	**13**	大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）
04	糖尿病（性）眼合併症				
05	糖尿病（性）神経障害	**09**	高血圧（症）	**14**	慢性腎臓病（慢性腎不全等）
06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	**10**	虚血性心疾患	**15**	精神疾患
		11	脳卒中	**16**	その他の疾患

裏面に続きます。

(6) 診療費等支払方法

※**1**～**3**のうち、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

1 自費診療（保険外併用療養費を含む）

2 医療保険等、公費負担医療 → Ⅰ とⅡへ

3 介護保険（介護扶助を含む）

※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「**2** 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の**01**～**11**に該当するもの**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	**01**	健康保険・各種共済組合(本人)
	02	健康保険・各種共済組合(家族)
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療（後期高齢者医療制度）
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	**08**	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療、精神通院医療）
	10	生活保護法（医療扶助）
	11	その他の公費負担によるもの

(7) 紹介の状況

1 病院から　　**4** 介護医療院から　　**7** その他から
2 一般診療所から　　**5** 介護老人保健施設から　　**8** 紹介なし
3 歯科診療所から　　**6** 介護老人福祉施設から

(8) 来院時の状況

1 通常の受診

救急の受診
2 救急車により搬送　　**3** 徒歩や自家用車等による救急の受診

「**2**」又は「**3**」の場合は、どちらかに○印をつけてください。

1 診療時間内の受診　　**2** 診療時間外の受診

別記様式三

※保健所符号	
施設番号	H－
調査票番号	

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患　者　調　査

病院（偶数）票

令和8年10月20日～22日（指定された1日）

記入上の注意

1　※印欄には、記入しないでください。
2　20～499床の病院については生年月日の末尾が0、2、4、6、8日の患者について作成してください。
3　500～599床の病院については生年月日の末尾が0、2、4、6、8、9日の患者について作成してください。
4　600床以上の病院については生年月日の末尾が0、1、2、4、6、8、9日の患者について作成してください。

どちらかに○をつけてください　1　入　院　2　外　来

患者番号	性　別	出　生　年　月　日
1	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
2	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
3	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
4	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
5	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
6	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
7	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
8	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
9	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
10	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
11	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
12	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
13	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
14	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
15	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
16	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
17	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
18	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
19	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日
20	1　男　2　女	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日

この調査票に記入した患者数	人

別記様式四

秘　政府統計　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare（ひと、くらし、みらいのために）

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

記入上の注意
※印欄には、記入しないでください。

患者調査
一般診療所票

令和8年10月20・21・23日（指定された1日）

※保健所符号	
施設番号	C－
患者番号	

(1) 性別	1 男　2 女	(2) 出生年月日	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　　年　　月　　日

(3) 患者の住所

1　当院と同じ都道府県内
2　当院とは別の都道府県　→　［　　］都道府県

(4) 入院・外来の種別等

入院　入院年月日　1 令和　2 平成　3 昭和　　年　　月　　日

外来
- 初診　1　通院　2　往診
- 再来　3　通院　5　訪問診療　4　往診　6　医師以外の訪問　→　「3」～「6」の場合は、月日を記入してください。前回診療月日又は前回訪問月日　令和 8 年　　月　　日

(5) 受療の状況

1～6のうち、該当するもの1つに○をつけ、矢印にそって続けて記入してください。

1　傷病の診断・治療　→　(1)と(2)へ

2　正常分娩（単胎自然分娩）
3　正常妊娠・産じょくの管理
4　健康者に対する検査、健康診断（査）・管理
5　予防接種
6　その他の保健サービス
→裏面へ

主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。

例:
・アルコール性 急性膵炎
・慢性腎臓病，ステージ4
・胃噴門部の悪性新生物
・未分化大細胞型リンパ腫，ALK陰性
・後天性 溶血性 貧血

(1) 主傷病名

［　　］

主傷病名が「**慢性肝炎**」、「**肝硬変**」又は「**肝及び肝内胆管の悪性新生物**」の場合は、該当するものに○印をつけてください。

肝疾患の状況
1　B型肝炎ウイルス(HBV)陽性
2　C型肝炎ウイルス(HCV)陽性
3　B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陽性
4　B型肝炎ウイルス(HBV)及びC型肝炎ウイルス(HCV)ともに陰性

主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。

外傷の原因(中毒を含む)

不慮の事故
1　自動車交通事故
2　自転車交通事故
3　その他の交通事故
4　スポーツ中の事故
5　転倒・転落
6　1～5以外の原因による不慮の事故

故意又は不明
7　自傷
8　他傷
9　不明

「15精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。

・アルツハイマー病を含む認知症
・精神作用物質による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
・気分[感情]障害
・神経症性障害
・てんかん
・その他の精神及び行動の障害

（ただし「知的障害＜精神遅滞＞」は除きます。）

(2) 副傷病名（該当するものすべてに○印をつけてください。）

01	副傷病なし				
02	糖尿病（合併症を伴わないもの）	07	肥満（症）	12	閉塞性末梢動脈疾患
03	糖尿病（性）腎症	08	脂質異常症（高コレステロール血症等）	13	大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）
04	糖尿病（性）眼合併症				
05	糖尿病（性）神経障害	09	高血圧（症）	14	慢性腎臓病（慢性腎不全等）
06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	10	虚血性心疾患	15	精神疾患
		11	脳卒中	16	その他の疾患

裏面に続きます。

(6) 診療費等支払方法

※1～3のうち、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

1　自費診療（保険外併用療養費を含む）

2　医療保険等、公費負担医療　→ Ⅰ とⅡへ

3　介護保険（介護扶助を含む）

※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「**2** 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の**01**～**11**に該当するもの**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	**01**	健康保険・各種共済組合(本人)
	02	健康保険・各種共済組合(家族)
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療（後期高齢者医療制度）
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	**08**	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療、精神通院医療）
	10	生活保護法（医療扶助）
	11	その他の公費負担によるもの

(7) 紹介の状況

1　病院から　　**4**　介護医療院から　　**7**　その他から

2　一般診療所から　　**5**　介護老人保健施設から　　**8**　紹介なし

3　歯科診療所から　　**6**　介護老人福祉施設から

(8) 来院時の状況

1　通常の受診

救急の受診

2　救急車により搬送　　**3**　徒歩や自家用車等による救急の受診

「**2**」又は「**3**」の場合は、どちらかに○印をつけてください。

1　診療時間内の受診　　**2**　診療時間外の受診

入院のみ

(9) 病床の種別

1　療養病床　　**2**　一般病床

(10) 入院の状況

調査日現在の状況を選択してください。

1　生命の危険は少ないが入院治療を要する

2　生命の危険がある

3　受け入れ条件が整えば退院可能

4　検査入院

5　その他

別記様式五

秘　政府統計　厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患　者　調　査

歯科診療所票

令和8年10月20・21・23日（指定された1日）

※保健所符号	
施設番号	D－
患者番号	

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

（1）性別	1 男　2 女	（2）出生年月日	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　　年　　月　　日

（3）患者の住所

1　当院と同じ都道府県内
2　当院とは別の都道府県 →［　　］都道府県

（4）外来の種別

初診
1　通院
2　訪問診療

再来
3　通院
4　訪問診療
5　歯科医師以外の訪問
→「3」～「5」の場合は、月日を記入してください。
前回診療月日又は前回訪問月日
令　和　8　年　　月　　日

（5）傷病名

傷病名（下記の傷病名から、該当する**1つ**に○印をつけてください。）

01	う蝕症（C）
02	歯髄炎（Pul）、歯髄壊疽（Pu壊疽）、歯髄壊死（Pu壊死）
03	歯根膜炎（Per）
04	歯槽膿瘍（AA）、歯根嚢胞（WZ）
05	歯肉炎（G）
06	慢性歯周炎（P）
07	歯肉膿瘍（GA）、その他の歯周疾患
08	智歯周囲炎（Perico）
09	その他の歯及び歯の支持組織の障害
10	じょく瘡性潰瘍（Dul）、口内炎（Stom）等
11	その他の顎及び口腔の疾患
12	歯の補てつ（冠）
13	歯の欠損補てつ（ブリッジ、有床義歯、インプラント）
14	歯科矯正
15	外因による損傷
16	検査・健康診断（査）及びその他の保健医療サービス

（6）診療費等支払方法

※**1**～**3**のうち、該当する**すべて**に○をつけてください。

1　自費診療（保険外併用療養費を含む）

2　医療保険等、公費負担医療　→ ⅠとⅡへ

3　介護保険（介護扶助を含む）
※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「**2** 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の**01**～**11**に該当する**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	01	健康保険・各種共済組合（本人）
	02	健康保険・各種共済組合（家族）
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療（後期高齢者医療制度）
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	08	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療、精神通院医療）
	10	生活保護法（医療扶助）
	11	その他の公費負担によるもの

別記様式六

秘　政府統計　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査

病院退院票

令和8年9月1日～30日

※保健所符号	
施設番号	H－
患者番号	

記入上の注意
※印欄には、記入しないでください。

(1) 性別	1 男　2 女	(2) 出生年月日	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日

(3) 患者の住所

1　当院と同じ市区町村内
2　当院とは別の市区町村⟶　都道府県　市郡　区町村

（患者の住所が東京都区部又は政令指定都市（※）で、貴院の所在地と区が異なる場合は、「2」を○で囲み、区の名称まで記入してください。
（※）政令指定都市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市をいいます。）

(4) 過去の入院の有無

1　有　⟶　退院年月日　1 令和　2 平成　年　月　日
2　無

（過去の入院とは、**主傷病(※)に関連した貴院における**入院であって、退院日が「(5)入院年月日」から遡って過去30日以内の場合に限ります。（退院年が令和及び平成の場合のみ。）
（※）主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。）

(5) 入院年月日　1 令和　2 平成　3 昭和　年　月　日

(6) 退院年月日　令和　8　年　9　月　日

(7) 受療の状況

1～5のうち、該当するもの**1つ**に○をつけ、矢印にそって続けて記入してください。

1　傷病の診断・治療 ⟶ (1)と(2)へ

2　正常分娩（単胎自然分娩）　4　健康者に対する検査、健康診断（査）・管理
3　正常妊娠・産じょくの管理　5　その他の保健サービス
⟶ 裏面へ

主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。

例:
・アルコール性 急性膵炎
・慢性腎臓病，ステージ4
・胃噴門部の悪性新生物
・未分化大細胞型リンパ腫，ALK陰性
・後天性 溶血性 貧血

(1) 主傷病名

主傷病名が外傷（中毒を含む）の場合は、該当するものに○印をつけてください。

外傷の原因（中毒を含む）	不慮の事故		故意又は不明
	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷
	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷
	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明

「15 精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。

・アルツハイマー病を含む認知症
・精神作用物質による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
・気分[感情]障害
・神経症性障害
・てんかん
・その他の精神及び行動の障害

（ただし「知的障害＜精神遅滞＞」は除きます。）

(2) 副傷病名（該当するもの**すべて**に○印をつけてください。）

01	副傷病なし				
02	糖尿病（合併症を伴わないもの）	07	肥満（症）	12	閉塞性末梢動脈疾患
03	糖尿病（性）腎症	08	脂質異常症（高コレステロール血症等）	13	大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）
04	糖尿病（性）眼合併症				
05	糖尿病（性）神経障害	09	高血圧（症）	14	慢性腎臓病（慢性腎不全等）
06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	10	虚血性心疾患	15	精神疾患
		11	脳卒中	16	その他の疾患

裏面に続きます。

(8) 診療費等支払方法

※1～3のうち、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

1　自費診療（保険外併用療養費を含む）

2　医療保険等、公費負担医療　→ Ⅰ とⅡへ

3　介護保険（介護扶助を含む）

※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「2 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の01～12に該当するもの**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	01	健康保険・各種共済組合(本人)
	02	健康保険・各種共済組合(家族)
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療（後期高齢者医療制度）
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	08	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（措置入院）
	10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療）
	11	生活保護法（医療扶助）
	12	その他の公費負担によるもの

(9) 病床の種別

1　精神病床　　4　療養病床
2　感染症病床　　5　一般病床
3　結核病床

(10) 入院前の場所

家庭
〔1　当院に通院　　2　他の病院・診療所に通院　　3　在宅医療（訪問診療・訪問看護等）　　4　その他〕

他の病院・診療所に入院
〔5　地域医療支援病院・特定機能病院　　6　その他の病院　　7　診療所〕
8　介護医療院に入所　　9　介護老人保健施設に入所　　10　介護老人福祉施設に入所
11　社会福祉施設に入所　　12　その他（新生児・不明等）

「5」～「11」の場合は、その所在地について記入してください。

1　当院と同じ市区町村内
2　当院とは別の市区町村 → 都道府県 ［　　］ 市郡 ［　　］ 区町村 ［　　］

(11) 来院時の状況

1　通常の受診

救急の受診
〔2　救急車により搬送　　3　徒歩や自家用車等による救急の受診〕

「2」又は「3」の場合は、どちらかに○印をつけてください。

1　診療時間内の受診　　2　診療時間外の受診

(12) 手術の有無

1　有 → 手術日　1　令和　2　平成　　年　　月　　日
2　無

(13) 転帰

1　治癒　　2　軽快　　3　不変　　4　悪化　　5　死亡　　6　その他

(14) 退院後の行き先

「(13) 転帰」で「5 死亡」の場合は記入の必要はありません。

家庭
〔1　当院に通院　　2　他の病院・診療所に通院　　3　在宅医療（訪問診療・訪問看護等）　　4　その他〕

他の病院・診療所に入院
〔5　地域医療支援病院・特定機能病院　　6　その他の病院　　7　診療所〕
8　介護医療院に入所　　9　介護老人保健施設に入所　　10　介護老人福祉施設に入所
11　社会福祉施設に入所　　12　その他（不明等）

「5」～「11」の場合は、その所在地について記入してください。

1　当院と同じ市区町村内
2　当院とは別の市区町村 → 1　「(10) 入院前の場所」で記入した市区町村と同じ
2　「(10) 入院前の場所」で記入した市区町村とは別
［　　］ 都道府県 ［　　］ 市郡 ［　　］ 区町村 ［　　］

別記様式七

秘　政府統計　厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査
一般診療所退院票

令和8年9月1日～30日

※保健所符号	
施設番号	C－
患者番号	

記入上の注意
※印欄には、記入しないでください。

(1) 性別	1 男　2 女	(2) 出生年月日	1 令和　2 平成　3 昭和　4 大正　5 明治　年　月　日

(3) 患者の住所
1　当院と同じ都道府県内
2　当院とは別の都道府県 → [　　] 都道府県

(4) 過去の入院の有無
1　有 → 退院年月日　1 令和　2 平成　年　月　日
2　無
（過去の入院とは、**主傷病(※)に関連した貴院における**入院であって、退院日が「(5)入院年月日」から遡って過去30日以内の場合に限ります。(退院年が令和及び平成の場合のみ。)
(※)主傷病とは、「(7)受療の状況」の「(1)主傷病名」に記載する疾患をいいます。）

(5) 入院年月日　1 令和　2 平成　3 昭和　年　月　日

(6) 退院年月日　令和　8　年　9　月　日

(7) 受療の状況
1～5のうち、該当するもの**1つ**に○をつけ、矢印にそって続けて記入してください。
1　傷病の診断・治療 → (1)と(2)へ
2　正常分娩（単胎自然分娩）　4　健康者に対する検査、健康診断（査）・管理
3　正常妊娠・産じょくの管理　5　その他の保健サービス
→裏面へ

主傷病名については、発病の型、病因、部位、性状、重症度等も記入してください。
例:
・アルコール性 急性膵炎
・慢性腎臓病，ステージ4
・胃噴門部の悪性新生物
・未分化大細胞型リンパ腫，ALK陰性
・後天性 溶血性 貧血

(1) 主傷病名
[　　]

主傷病名が外傷(中毒を含む)の場合は、該当するものに○印をつけてください。

外傷の原因(中毒を含む)	不慮の事故		故意又は不明
	1 自動車交通事故	4 スポーツ中の事故	7 自傷
	2 自転車交通事故	5 転倒・転落	8 他傷
	3 その他の交通事故	6 1～5以外の原因による不慮の事故	9 不明

「15精神疾患」とは、以下の疾患をいいます。
・アルツハイマー病を含む認知症
・精神作用物質による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
・気分[感情]障害
・神経症性障害
・てんかん
・その他の精神及び行動の障害
（ただし「知的障害＜精神遅滞＞」は除きます。）

(2) 副傷病名（該当するもの**すべて**に○印をつけてください。）

01	副傷病なし				
02	糖尿病(合併症を伴わないもの)	07	肥満(症)	12	閉塞性末梢動脈疾患
03	糖尿病(性)腎症	08	脂質異常症(高コレステロール血症等)	13	大動脈疾患(大動脈解離、大動脈瘤)
04	糖尿病(性)眼合併症				
05	糖尿病(性)神経障害	09	高血圧(症)	14	慢性腎臓病(慢性腎不全等)
06	03～05以外の合併症を伴う糖尿病	10	虚血性心疾患	15	精神疾患
		11	脳卒中	16	その他の疾患

裏面に続きます。

(8) 診療費等支払方法

※**1**～**3**のうち、該当するもの**すべて**に○をつけてください。

1 自費診療（保険外併用療養費を含む）

2 医療保険等、公費負担医療 → Ⅰ とⅡへ

3 介護保険（介護扶助を含む）

※介護保険サービス利用者で、医療保険等と公費負担医療を併用している場合は、それらの両方について選択してください。

※左列の「**2** 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合、「Ⅰ 医療保険等」及び「Ⅱ 公費負担医療」の**01**～**11**に該当するもの**すべて**に○をつけてください。

Ⅰ 医療保険等	**01**	健康保険・各種共済組合(本人)
	02	健康保険・各種共済組合(家族)
	03	国民健康保険
	04	高齢者医療(後期高齢者医療制度)
	05	労働災害・公務災害
	06	自動車損害賠償保障法
	07	その他
Ⅱ 公費負担医療	**08**	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	09	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療）
	10	生活保護法(医療扶助)
	11	その他の公費負担によるもの

(9) 病床の種別

1 療養病床　　**2** 一般病床

(10) 入院前の場所

家庭

〔 **1** 当院に通院　**2** 他の病院・診療所に通院　**3** 在宅医療(訪問診療・訪問看護等)　**4** その他 〕

他の病院・診療所に入院

〔 **5** 地域医療支援病院・特定機能病院　**6** その他の病院　**7** 診療所 〕

8 介護医療院に入所　**9** 介護老人保健施設に入所　**10** 介護老人福祉施設に入所
11 社会福祉施設に入所　**12** その他（新生児・不明等）

(11) 来院時の状況

1 通常の受診

救急の受診
2 救急車により搬送　**3** 徒歩や自家用車等による救急の受診

「**2**」又は「**3**」の場合は、どちらかに○印をつけてください。

1 診療時間内の受診　**2** 診療時間外の受診

(12) 手術の有無

1 有 ⟶ 手術日　**1** 令和　**2** 平成　　年　　月　　日

2 無

(13) 転帰

1 治癒　**2** 軽快　**3** 不変　**4** 悪化　**5** 死亡　**6** その他

(14) 退院後の行き先

「(13)転帰」で「**5** 死亡」の場合は記入の必要はありません。

家庭

〔 **1** 当院に通院　**2** 他の病院・診療所に通院　**3** 在宅医療(訪問診療・訪問看護等)　**4** その他 〕

他の病院・診療所に入院

〔 **5** 地域医療支援病院・特定機能病院　**6** その他の病院　**7** 診療所 〕

8 介護医療院に入所　**9** 介護老人保健施設に入所　**10** 介護老人福祉施設に入所
11 社会福祉施設に入所　**12** その他（不明等）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第２号

令和８年６月21日に執行する東京都市計画土地区画整理事業中野四丁目新北口駅前土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

なお、この結果、権利者の数が選挙すべき委員の数をこえないため、東京都市計画土地区画整理事業中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業施行規程（令和３年１月13日国土交通省告示第13号）第９条第１項の規定に基づき、選挙によらないで、委員となることを承諾した者が委員となる。

令和８年５月21日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岩手県盛岡市川目町一二番一五号
一般社団法人　Ｂｏｎｄｓスポーツクラブ
代表清算人　中村　葉子

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岩手県盛岡市松園二丁目二一番六号
株式会社パルトナー
代表清算人　髙橋　秀也

解散公告

当社は、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岩手県一関市厳美町字南滝の上三番地の一
厳美温泉株式会社
代表清算人　小岩　利幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

宮城県大崎市古川字本鹿島七七番地一

株式会社タカハシ技研

代表清算人　髙橋　均

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

仙台市青葉区みやぎ台四丁目一八番一三号

株式会社フジヒロＢＣＰ

代表清算人　髙野　伸三

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月三十日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

宮城県石巻市大街道北一丁目五番二号

有限会社佐貞

代表清算人　齊藤　朋子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

秋田県秋田市御野場四丁目六番六号

有限会社阿部純商会

清算人　阿部　純二

解散公告

当法人は、令和八年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲七―一

特定非営利活動法人しらたか地域再生ネットワーク

清算人　疋田美津子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

茨城県北相馬郡利根町大字押戸一四四八番地五

株式会社加藤建設

代表清算人　加藤　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

茨城県ひたちなか市大字津田一五〇五番地の一

津田興業株式会社

代表清算人　川島　範雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

茨城県水戸市開江町九五〇番地の二

オセ設備工業株式会社

代表清算人　小瀬　武男

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

群馬県前橋市古市町四八四―一アビタシオン松葉一〇二号室

ＭＩＮ合同会社

清算人　ブィ・ヴァン・ミン

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番

株式会社うるたす

代表清算人　古谷　英明

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県川口市東川口六丁目八番一八

有限会社ふくし館

代表清算人　渡部　英明

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県所沢市東町一二番四〇―一四〇四号

合同会社ＬＩＥＲＡ

清算人　田中　敦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県久喜市葛梅二丁目一六番一〇号

合同会社小型機械のヒラサワ

代表清算人　平澤　洋一

解散公告

当社は、令和八年五月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県幸手市大字戸島二三五番地二〇

リンクソフトウェア株式会社

代表清算人　生出富美子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県春日部市本田町一丁目一九八番地

有限会社シマショー電化

清算人　松島　照美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

埼玉県三郷市泉二丁目三一番地七

株式会社トランスＯＮＥ

代表清算人　鈴木　宏幸

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

千葉県鎌ケ谷市南初富一丁目一〇番二号

有限会社信成技研

清算人　喜代田　孝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

千葉県松戸市本町七番地一〇

株式会社ＪＰフィナンシャル

代表清算人　待山沙季子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

千葉県鴨川市平塚二一九八番地

合同会社ウェルド・ラボ

清算人　平岡　忍

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

千葉県松戸市五香南一丁目一三番地の四

三愛ハウジング有限会社

清算人　田中　裕志

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都品川区小山二丁目一五番三号

有限会社杉山工業所

清算人　杉山　和夫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目二〇番一一号

第七本間ビル五Ｆ　合同会社ＲＯＭＥＯ

清算人　緒方　信

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都北区岩淵町三四番三号

髙橋塗料株式会社

代表清算人　髙橋　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都府中市美好町三丁目五二番地一六

有限会社幸町書店

清算人　藤井　克弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区南青山四丁目一六番三号南青山

コトリビル　有限会社尚豊商事

清算人　山岡　彩子

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都中央区新富二丁目一番七号富士中央

ビル九階

シンテグレートジャパン株式会社

代表清算人　渡邊　健児

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都中央区京橋三丁目一番一号東京スクエアガーデン一四Ｆ　三鈎株式会社

代表清算人　王　盛鑫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都品川区小山三丁目二二番二一号

株式会社セルオブレ

代表清算人　小松　裕司

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目八番地吉川ビル二階

株式会社マネジメントコンサルティング

代表清算人　太田　清人

解散公告

当社は、令和八年五月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都大田区東馬込二丁目八番七号

合同会社エムアンドエムカンパニー

清算人　和田　明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｐａｔｏｓ合同会社

清算人　武田　哲尚

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｐａｔｏｓ一般社団法人

代表清算人　武田　哲尚

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都武蔵野市関前二丁目二番六―五〇二号

有限会社エヌティー・プロパティ

清算人　中山　俊之

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都大田区平和島六―一―一東京流通センターＢ棟五階

クラシック・ファイン・フーズ・ジャパン・ホールディングス株式会社

代表清算人　コラ・フランソワ・グザビエ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社インフラトップ

代表清算人　大畠　悠介

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都立川市砂川町三丁目一八番地の六

有限会社ルミックス

清算人　髙橋　定三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号二葉ビル八ｂ

株式会社オアシス

代表清算人　仙波　太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区南青山三丁目八番四〇号青山セ　ンタービル二Ｆ

株式会社ストックブレーン

代表清算人　清水　孝生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都稲城市百村一一二四番地の八

有限会社テクテク

清算人　沼田　章弘

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都八丈島八丈町三根一八五九番地

有限会社八丈島新聞店

清算人　浅沼　幹男

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿二丁目一三番一二号

合同会社Ｂｅａｔｒｉｘ

清算人　渡邉　美穂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区内神田一丁目一一番一〇号コハラビル四〇七

株式会社ＭＤ

代表清算人　レ　ヴィエット　ズン

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都港区南青山二丁目一九番三号サザンキャッスルビル二階

一般社団法人日本と世界をつなぐ会

代表清算人　朝比奈一郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都練馬区中村北三丁目九番八号第二真ビル一〇二　ＭＡＬＬＡ ＫＩＮＧ'Ｓ 茶 比 玲 芹

代表清算人　マッラテケンドラクマル

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区神宮前四丁目一八番七号フラット神宮前一Ｆ　株式会社ラププル

代表清算人　西﨑　洋平

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二九番九号

日本パーティサービス株式会社

代表清算人　渡辺　隆一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都豊島区東池袋五丁目四〇番六号

株式会社未来塾

代表清算人　堤崎　康明

解散公告

当社団は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都中野区東中野二丁目一七番一四号

一般社団法人クロスオーバーキャリア

清算人　本間　正人

解散公告

当社は令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年五月二十一日

東京都江戸川区瑞江二丁目二六番一〇号

合同会社真輝商事

清算人　髙柳　勲

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区神田須田町二丁目二三番地一

ＳｙＤｉｇｉｔａｌ合同会社

清算人　テーラーデールトーマス

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号　シティコート桜丘四〇八

First Atom Japan株式会社

代表清算人　池原　星子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都三鷹市下連雀三丁目三六番一号

MYG合同会社

清算人　三井真由美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都大田区大森西四丁目六番一三号

桜友印刷株式会社

代表清算人　鈴川　光哉

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都墨田区立川三丁目一五番一号

テルタ株式会社

代表清算人　照田　收三

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都墨田区立川三丁目一五番一号

ビーハウス株式会社

代表清算人　照田　收三

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号　いちご東池袋ビル六階

合同会社サンク

代表清算人　辻　秀樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市港北区鳥山町四八九番地一七

合同会社フィールド

清算人　加藤　晃由

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

川崎市川崎区扇町一〇番二号

有限会社さかいち

清算人　酒井　謹吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

川崎市川崎区東門前二丁目二番一五―一〇三号パークサイド大師

合同会社EATHNO

清算人　満石　侃

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目九番二八号ホワイト・プラザ内

有限会社リリカインターナショナル

清算人　細川　浩作

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

横浜市神奈川区上反町二丁目二四番地五

有限会社金子畳店

清算人　金子　彰

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

富山県射水市鷲塚一八一番地一〇

栄順商事株式会社

代表清算人　長谷川京智

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

富山県高岡市東海老坂一一二四番地

有限会社ミヤタニ

清算人　宮谷　寛

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

富山県射水市手崎払堂三九六番地

ホクヨー工業株式会社

代表清算人　延沢　正明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

石川県金沢市長町一丁目一番五五号

有限会社進栄商事

清算人　北川　進

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山梨県甲府市伊勢一丁目四番一一号

一般社団法人山梨県士業連携協会

代表清算人　古屋　文和

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

長野市小島田町一七八六番地一

株式会社技工

代表清算人　松本　茂人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
長野市大字北長池二〇五一番地
一般社団法人長野県建設専門工事業団体連合会
清算人　岩野　彰

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
岐阜県不破郡垂井町表佐一九一九番地の一
合同会社山口建材
清算人　山口　祐二

解散公告

当社は、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
岐阜県大垣市見取町三丁目七番地
大光繊維工業株式会社
代表清算人　廣瀬みさ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
名古屋市瑞穂区岳見町三丁目一八番二
株式会社地球大気航空
代表清算人　内田　康二

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
名古屋市中村区名駅南一丁目一一番地一二号
ＺｕｌｕＴｒａｄｅ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表清算人　ローゼンタール・カルメル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
名古屋市名東区一社一丁目二一番地の四
合同会社TOUREGO INVESTMENTS
清算人　森　茂樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
三重県尾鷲市野地町六番五号
有限会社南海日日新聞社
代表清算人　小池　眞人

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
滋賀県野洲市永原三〇番地
有限会社中村教育センター
清算人　中村美恵子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
滋賀県長浜市南田附町一一三番地の一
有限会社長浜炉工
清算人　森　正伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
京都市北区上御霊上江町二三二―三
株式会社鈴
代表清算人　山本　盛三

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
京都市左京区高野東開町一番地七東大路高野第二住宅五号棟七〇一号室
特定非営利活動法人ハテナソン共創ラボ
清算人　佐藤　賢一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
京都府八幡市橋本北浄土ヶ原七四番地の四六
株式会社ケイジージャパン
代表清算人　松岡美智子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
京都市右京区嵯峨新宮町三六番地七
株式会社スタイル
代表清算人　松岡　千晶

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
京都府亀岡市追分町八ノ坪一一番地二六
有限会社名星社
清算人　箕輪　正

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
大阪市住吉区山之内一丁目一一番二五号
サンハイツ山之内五〇五号室　株式会社縁
代表清算人　陳　瑩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
大阪府大東市明美の里町三番一七号
有限会社セレスター
清算人　宮川　広行

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十一日
大阪府大阪市北区天満四丁目五番三号
抱朴株式会社
代表清算人　程　燕

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府泉佐野市長滝二三四番地

有限会社マルジン

清算人　甚野　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府松原市三宅西一丁目三四五―七

サーキュラー・リソース・サービス株式会社

代表清算人　安本　晃

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府大東市太子田一丁目一〇番三七号

大建運輸株式会社

代表清算人　佐藤　容子

解散公告

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市福島区大開一丁目七番二三号

有限会社ジオム社

清算人　畑岸　長子

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府大阪市西淀川区竹島五丁目八番一九号

株式会社矩内特金

代表清算人　金井　良彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市城東区野江三丁目二五番六―二〇二号

福康株式会社

代表清算人　宮　金玲

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府八尾市太田新町五丁目八〇番地

ヤマト産業株式会社

代表清算人　吉富　弘明

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市北区菅栄町一二番一九号

特定非営利活動法人フスフレーゲマイスター協会

清算人　朱　陽子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市淀川区塚本五丁目六番一七号

有限会社テンプレート研究会

清算人　前川　潔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市福島区吉野一丁目三番一一号

株式会社コツセル特殊化粧料本舗

代表清算人　柴﨑　泰孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪市北区浪花町一三番二五号五〇一号室

承億株式会社

代表清算人　邱　耀賞

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

兵庫県明石市魚住町金ヶ崎三七五―一

株式会社伊井工務店

代表清算人　伊井沙緒里

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

神戸市東灘区鴨子ケ原二丁目四番五二号

株式会社ジョイカルチャー

代表清算人　中村　惠子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

兵庫県丹波市春日町中山一〇八八番地

四季酒造株式会社

代表清算人　木村　潤平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

兵庫県明石市魚住町清水一三七番地の一七

株式会社竹内電気商会

代表清算人　竹内　裕子

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

神戸市中央区海岸通三丁目一番五―三〇五号

ｗｉｄｒｅｓｓ株式会社

代表清算人　久住　英広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日、総社員の同意をもって解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

神戸市西区伊川谷町潤和一三八六番地の六

ゆらりっと福祉合同会社

代表清算人　武藤　大司

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

奈良県奈良市北登美ヶ丘二丁目一四―一八

イーケーコンサルティング合同会社

清算人　黒瀬　孝弘

解散公告

当社は、令和八年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

島根県大田市温泉津町小浜イ一三七番地二

有限会社津山屋

清算人　伊藤　尹士

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岡山県津山市高野本郷二四三七番地

有限会社的場製材所

清算人　的場　順子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

広島県尾道市高須町三八一四番地八

フタバ有限会社

清算人　岡本　　茂

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山口県山陽小野田市大字西高泊一一八四番地一

ほりうち株式会社

代表清算人　多原　美加

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

高知市高須三丁目三七番一〇号

有限会社三協電設

清算人　吉市　　広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県小郡市希みが丘一丁目四番地の一〇

有限会社テイク技研

清算人　髙嵜　憲治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県朝倉郡筑前町野町一六三三―一五

有限会社アテナソフトコンサルタント

清算人　佐藤　修一

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県久留米市瀬下町二七九番地

有限会社くるめランチサービス

清算人　加藤貴志雄

令和八年五月二十一日

福岡市中央区荒戸一丁目一五番一一号グランパーク西公園六〇五号室

和源智上株式会社

代表清算人　陳　　媛

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木字才木一二六五番地

有限会社成末木型工業

清算人　成末　幸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬一〇二一番地一―五〇二号

株式会社スマイルでんき

代表清算人　根須　雄二

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県筑紫野市原田三丁目一四番地一七

山﨑建窓株式会社

代表清算人　山崎　光泰

解散公告

当社は、令和八年一月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡県福岡市中央区薬院三―七―八　スクエア薬院プレミアム七〇三号

合同会社Ｄ＆Ｃ

代表清算人　深谷晃太郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

福岡市城南区七隈三丁目一三番四六号

株式会社ゆぅ企画

代表清算人　尾﨑　恵子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

長崎県大村市小路口町三〇一番地五

株式会社ワールド九州

代表清算人　新川　徳実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鹿児島市和田一丁目五一番二六号

有限会社谷山金物店

清算人　中村美奈子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鹿児島県霧島市福山町福山六九〇八番地一

ＢＯＳＴＯＮ　ＢＣ株式会社

代表清算人　有村　祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

沖縄県豊見城市字与根西原五〇番五四

有限会社明和技研

清算人　宮里　敏男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

沖縄県宮古島市平良字久貝八七九番地四

有限会社ミマツ

代表清算人　松川　国博

解散公告（第二回）

当法人は、目的たる業務の成功の不能により令和八年三月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

北海道網走市南二条西一丁目七番地二

医療法人社団中山医院

清算人　中山さやか

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、令和八年四月九日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

エア・ウォーター企業年金基金

清算人　堤　宏記

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年四月七日岡山県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岡山県備前市吉永町加賀美六四一番地

下畑生産森林組合

清算人　石川富己男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山口県岩国市天尾

清算法人岩国市天尾土地改良区

代表清算人　古川　和仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十六日東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都立川市高松町三丁目二一番九号

医療法人財団良友会

清算人　黒田　亮平

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所宇部支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

清算人　弁護士　前田　琢治

連絡先　山口県宇部市松山町一丁目四―一　前田法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人　濵田　康生

第５期決算公告　　令和８年５月21日
神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番５号
相鉄ＫＳビル
Kiewit Japan株式会社
代表取締役
トレント・マイケル・デマリング

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,422
	資産合計	**46,422**
負債及び純資産の部	流動負債	6,778
	株主資本	39,644
	資本金	3,098
	資本剰余金	2,998
	資本準備金	2,998
	利益剰余金	33,549
	繰越利益剰余金	33,549
	（うち当期純利益）	(11,474)
	負債・純資産合計	**46,422**

第45期決算公告　令和８年４月23日

青森県八戸市諏訪三丁目14番15号

株式会社玉姫グループ

代表取締役　木崎　秀安

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,851,762
	固定資産	11,103,074
	資産合計	**14,954,836**
負債及び純資産の部	流動負債	1,248,000
	固定負債	11,496,576
	負債合計	**12,744,576**
	株主資本	2,210,260
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,160,260
	繰越利益剰余金	2,160,260
	（うち当期純利益）	(202,939)
	純資産合計	**2,210,260**
	負債・純資産合計	**14,954,836**

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月21日

東京都港区芝浦三丁目２番16号
株式会社ハイシンクジャパン
代表取締役　王　　興海

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,681,529	流動負債	5,902,920
固定資産	848,717	（うち賞与引当金）	(543,693)
		固定負債	52,959
		（うち役員退職慰労引当金）	(1,575)
		株主資本	1,574,366
		資本金	224,000
		資本剰余金	103,624
		資本準備金	103,624
		利益剰余金	1,246,742
		その他利益剰余金	1,246,742
		（うち当期純利益）	(224,635)
資産合計	7,530,246	負債・純資産合計	7,530,246

第 40 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
株式会社生活品質科学研究所
代表取締役　間處　博子

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	945,481	流動負債	464,471
固定資産	568,386	（うち賞与引当金）	(82,380)
		固定負債	36,323
		株主資本	1,013,073
		資本金	100,000
		資本剰余金	15,803
		資本準備金	15,803
		利益剰余金	897,269
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	872,269
		（うち当期純利益）	(96,244)
資産合計	1,513,868	負債・純資産合計	1,513,868

第８期決算公告

令和８年５月21日
東京都港区赤坂四丁目13番５号
Ｌｕｕｐ株式会社
代表取締役　宇野　知之

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	597,607
	固定資産	39,572
	資産合計	**637,180**
負純資産債及びの部	流動負債	205,831
	固定負債	275,517
	株主資本	155,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,832
	その他利益剰余金	145,832
	（うち当期純利益）	(57,957)
	負債・純資産合計	**637,180**

第56期決算公告

令和８年５月21日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
イオンコンパス株式会社
代表取締役社長　城　　友美

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,596,538
	固定資産	507,549
	合計	**3,104,087**
負純資産債及びの部	流動負債	1,576,699
	固定負債	96,997
	株主資本	1,430,390
	資本金	348,019
	資本剰余金	280,019
	資本準備金	280,019
	利益剰余金	802,352
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	777,852
	（うち当期純利益）	(212,157)
	合計	**3,104,087**

第７期決算公告

令和８年５月21日
千葉県浦安市当代島一丁目２番25号
株式会社ワイズマートホールディングス
代表取締役社長　吉野　秀行

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	664
	固定資産	17,172
	合計	**17,837**
負純資産債及びの部	流動負債	3,201
	固定負債	7,834
	株主資本	6,801
	資本金	10
	資本剰余金	6,595
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	6,592
	利益剰余金	196
	その他利益剰余金	196
	（うち当期純利益）	(36)
	合計	**17,837**

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤエフェス株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,000
	資産合計	**2,000**
負純資産債及びの部	流動負債	11
	負債合計	**11**
	株主資本	1,988
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 11
	その他利益剰余金	△ 11
	（うち当期純損失）	(11)
	純資産合計	**1,988**
	負債・純資産合計	**2,000**

第42期決算公告

令和８年５月21日
東京都板橋区大山東町25番13号
株式会社ビッグ・エー
代表取締役　打海　直也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15,082
	固定資産	14,902
	資産合計	**29,984**
負純資産債及びの部	流動負債	19,724
	固定負債	4,351
	株主資本	5,909
	資本金	100
	資本剰余金	3,447
	利益剰余金	2,362
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	2,312
	（うち当期純損失）	(285)
	負債・純資産合計	**29,984**

第10期決算公告

令和８年５月21日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩＮＦＴ株式会社
代表取締役　近藤　智彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	128
	固定資産	41
	資産合計	**170**
負純資産債及びの部	流動負債	518
	株主資本	△347
	資本金	100
	資本剰余金	882
	その他資本剰余金	882
	利益剰余金	△1,329
	その他利益剰余金	△1,329
	（うち当期純損失）	(426)
	負債・純資産合計	**170**

第７期決算公告

令和８年５月21日
東京都港区南麻布四丁目５番48号
リバイバルキャピタル株式会社
代表取締役　越智　貴也

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	929,156
	合計	929,156
負債及び純資産の部	流動負債	604,497
	固定負債	120,000
	株主資本	204,659
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	4,659
	その他利益剰余金	4,659
	（うち当期純損失）	(165)
	合計	929,156

第２期決算公告

令和８年５月21日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー23階
Krystal Biotech Japan株式会社
代表取締役　笠本　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,562
	資産合計	1,562
負債及び純資産の部	流動負債	1,379
	株主資本	183
	資本金	100
	利益剰余金	83
	その他利益剰余金	83
	（うち当期純利益）	(80)
	負債・純資産合計	1,562

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤアヤソルク株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	11
	負債合計	11
	株主資本	1,988
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 11
	その他利益剰余金	△ 11
	（うち当期純損失）	(11)
	純資産合計	1,988
	負債・純資産合計	2,000

第11期決算公告

令和８年４月10日
東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
帝都葛飾交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	414,753
	固定資産	792,570
	合計	1,207,323
負債及び純資産の部	流動負債	1,686,417
	固定負債	97,248
	株主資本	△576,342
	資本金	50,000
	利益剰余金	△626,342
	（その他利益剰余金）	(△626,342)
	（うち当期純利益）	(20,361)
	合計	1,207,323

第66期決算公告

令和８年４月10日
東京都大田区萩中３丁目２番12号
帝都日新交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,471
	固定資産	138,381
	合計	389,853
負債及び純資産の部	流動負債	307,947
	固定負債	37,987
	株主資本	43,918
	資本金	13,000
	利益剰余金	30,918
	（利益準備金）	(3,250)
	（その他利益剰余金）	(27,668)
	（うち当期純損失）	(15,113)
	合計	389,853

第７期決算公告

令和８年４月10日
東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
帝都三信交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	379,733
	固定資産	760,597
	合計	1,140,330
負債及び純資産の部	流動負債	1,867,122
	固定負債	128,305
	株主資本	△855,097
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	（その他資本剰余金）	(50,000)
	利益剰余金	△955,097
	（その他利益剰余金）	(△955,097)
	（うち当期純利益）	(4,590)
	合計	1,140,330

第19期決算公告

令和８年５月21日
新潟県十日町市上野甲944番地
株式会社上野
代表取締役　丸山　賢一

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	268,177
	固定資産	34,362
	合計	302,539
負債及び純資産の部	流動負債	46,603
	固定負債	3,200
	株主資本	252,736
	資本金	19,000
	利益剰余金	233,736
	利益準備金	1,425
	その他利益剰余金	232,311
	（うち当期純利益）	(69,624)
	合計	302,539

第１期決算公告

令和８年５月21日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目13番地３
EPJ株式会社
代表取締役　舩津　央匡

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,467
	合計	38,467
負債及び純資産の部	流動負債	18,159
	株主資本	20,308
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,308
	その他利益剰余金	10,308
	（うち当期純利益）	(10,308)
	合計	38,467

第31期決算公告

令和８年５月21日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目13番地３
KOEI JAPAN株式会社
代表取締役　岩本　守

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,992
	固定資産	2,208
	合計	4,200
負債及び純資産の部	流動負債	2,218
	固定負債	712
	株主資本	1,270
	資本金	100
	利益剰余金	1,170
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	1,153
	（うち当期純利益）	(289)
	合計	4,200

第57期決算公告

令和８年５月21日
愛知県豊明市前後町鎗ケ名1841番地
株式会社毛受建材
代表取締役　毛受　進

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	589,782
	固定資産	297,018
	合計	886,801
負債及び純資産の部	流動負債	204,228
	固定負債	332,067
	株主資本	350,505
	資本金	20,000
	利益剰余金	330,505
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	325,505
	（うち当期純利益）	(9,185)
	合計	886,801

第52期決算公告

2026年５月21日
岐阜県大垣市赤坂町801番地
太平洋産業株式会社
代表取締役　鈴井　正人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	326,446
	固定資産	202,439
	合計	528,885
負債及び純資産の部	流動負債	213,206
	固定負債	120,000
	株主資本	195,679
	資本金	48,000
	資本剰余金	16,500
	資本準備金	16,500
	利益剰余金	131,179
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	119,179
	（うち当期純利益）	(29,792)
	合計	528,885

第24期決算公告

令和８年５月21日
長野県下伊那郡松川町元大島3720番地
株式会社チャンネル・ユー
代表取締役　北沢　秀公

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	88,061
	固定資産	334,786
	合計	422,847
負債及び純資産の部	流動負債	7,384
	固定負債	274,333
	株主資本	141,130
	資本金	10,000
	利益剰余金	131,130
	その他利益剰余金	131,130
	（うち当期純損失）	(3,473)
	合計	422,847

第３期決算公告

令和８年３月31日

愛知県新城市字西入船５番地２

一般社団法人新城市観光協会

代表理事　瀧川　紀幸

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,936,809
	固定資産	10,000
	合計	8,946,809
負純資産債及のび部	流動負債	2,456,333
	株主資本	6,490,476
	利益剰余金	6,490,476
	その他利益剰余金	6,490,476
	（うち当期純利益）	(2,149,270)
	合計	8,946,809

第43期決算公告

令和８年５月21日

愛知県豊明市前後町鎗ケ名1841番地

毛受コンクリート株式会社

代表取締役　毛受　進

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	176,524
	固定資産	69,061
	合計	245,585
負純資産債及のび部	流動負債	39,824
	固定負債	217,809
	株主資本	△12,049
	資本金	15,000
	利益剰余金	△27,049
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△28,549
	（うち当期純利益）	(31,854)
	合計	245,585

第４期決算公告

令和８年５月21日

愛知県豊明市前後町鎗ケ名1841番地

つばめホーム株式会社

代表取締役　毛受　利恵

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,399
	固定資産	1,363
	合計	3,763
負純資産債及のび部	流動負債	120
	固定負債	38,000
	株主資本	△34,356
	資本金	5,000
	利益剰余金	△39,356
	その他利益剰余金	△39,356
	（うち当期純損失）	(1,527)
	合計	3,763

第40期決算公告

2026年５月21日

大阪市中央区難波５丁目１番60号

ディーゼルジャパン株式会社

代表取締役　髙實　康誠

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	20,560
	固定資産	5,422
	合計	25,982
負純資産債及のび部	流動負債	6,141
	固定負債	1,088
	株主資本	18,753
	資本金	60
	資本剰余金	271
	（うち資本準備金）	(12)
	利益剰余金	18,422
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	18,417
	（うち当期純利益）	(1,599)
	合計	25,982

第56期決算公告

令和８年５月21日

滋賀県彦根市犬方町790番地

株式会社ナショナルメンテナンス

代表取締役　池田　浩也

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,618,940
	固定資産	1,029,106
	合計	4,648,047
負純資産債及のび部	流動負債	1,273,336
	固定負債	398,139
	株主資本	2,976,571
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,956,571
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,951,571
	（うち当期純利益）	(378,141)
	合計	4,648,047

第35期決算公告

令和８年５月21日

三重県松阪市船江町784番地１

アサヒレジャー株式会社

代表取締役社長　伊藤　通

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,251,311
	固定資産	2,866,311
	合計	7,117,622
負純資産債及のび部	流動負債	601,770
	固定負債	311,344
	株主資本	6,204,508
	資本金	10,000
	資本剰余金	590,932
	利益剰余金	5,603,576
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,601,076
	（うち当期純利益）	(33,090)
	合計	7,117,622

第22期決算公告

令和８年５月21日

大阪府吹田市江坂町二丁目13―13

池上ビル２Ｆ

株式会社コエックス

代表取締役　堀井　雅行

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	439,772
	固定資産	27,113
	合計	466,886
負純資産債及のび部	流動負債	184,708
	固定負債	103,103
	株主資本	179,074
	資本金	10,000
	利益剰余金	169,074
	（その他利益剰余金）	(169,074)
	（うち当期純利益）	(63,821)
	合計	466,886

第８期決算公告

令和８年５月21日

大阪市西区北堀江一丁目５―２

四ツ橋新興産ビル２Ｆ

株式会社佐々木薬品

代表取締役　泉本　成哉

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	271,080
	固定資産	7,338
	合計	278,418
負純資産債及のび部	流動負債	29,817
	固定負債	171,147
	株主資本	77,454
	資本金	1,000
	利益剰余金	76,454
	その他利益剰余金	76,454
	（うち当期純利益）	(9,421)
	合計	278,418

第12期決算公告

2026年５月21日

大阪市中央区難波５丁目１番60号

ディーゼルジャパンサービス株式会社

代表取締役　髙實　康誠

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16
	合計	16
負純資産債及のび部	流動負債	10
	株主資本	6
	資本金	10
	利益剰余金	△ 4
	その他利益剰余金	△ 4
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	16

第12期決算公告

令和８年５月21日

愛媛県東温市南方2131番地１

ＰＨＣアソシエイツ株式会社

代表取締役　池田　信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	392,718
	固定資産	1,469
	合計	394,187
負純資産債及のび部	流動負債	5,594
	固定負債	15,257
	株主資本	373,336
	資本金	20,000
	利益剰余金	353,336
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	348,336
	（うち当期純利益）	(36,535)
	合計	394,187

第41期決算公告

令和８年５月21日

広島市安佐北区上深川町635番地２

株式会社ゆめデリカ

代表取締役　倉田　宗嗣

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,020,519
	固定資産	6,177,736
	合計	8,198,255
負純資産債及のび部	流動負債	3,692,848
	固定負債	137,683
	株主資本	4,367,724
	資本金	40,000
	利益剰余金	4,327,724
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	4,327,624
	（うち当期純利益）	(626,828)
	合計	8,198,255

第50期決算公告

令和８年４月23日

兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目16番11

株式会社味兆

代表取締役　杉本　充史

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,655,321
	固定資産	772,918
	合計	2,428,239
負純資産債及のび部	流動負債	706,277
	固定負債	153,630
	株主資本	1,568,332
	資本金	10,000
	資本剰余金	99,321
	利益剰余金	1,459,011
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	1,456,311
	（うち当期純利益）	(87,166)
	合計	2,428,239

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　京都府木津川市山城町上狛東作り道11
株式会社福寿園
代表取締役　福井　正興

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,738,325	流動負債	2,534,833
固定資産	6,210,807	（うち引当金）	(73,622)
		固定負債	497,838
		（うち引当金）	(397,838)
		負債合計	**3,032,671**
		株主資本	7,916,461
		資本金	86,000
		利益剰余金	7,975,974
		利益準備金	21,500
		その他利益剰余金	7,954,474
		（うち当期純利益）	(335,389)
		自己株式	△ 145,513
		純資産合計	**7,916,461**
資産合計	**10,949,132**	**負債・純資産合計**	**10,949,132**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　愛知県北名古屋市徳重御宮前62番地
中部日化サービス株式会社
代表取締役社長　岩田　幸成

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,359,685	流動負債	804,498
固定資産	297,862	固定負債	248,431
		負債合計	**1,052,929**
		株主資本	2,584,661
		資本金	31,000
		利益剰余金	2,553,661
		利益準備金	7,750
		その他利益剰余金	2,545,911
		（うち当期純利益）	(186,224)
		評価・換算差額等	19,957
		その他有価証券評価差額金	19,957
		純資産合計	**2,604,618**
資産合計	**3,657,547**	**負債・純資産合計**	**3,657,547**

第 48 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社ユアーズ
代表取締役社長　根石　紀雄

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,891	流動負債	12,156
固定資産	12,805	賞与引当金	93
		固定負債	1,164
		転貸損失引当金	11
		株主資本	1,376
		資本金	50
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	1,276
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,251
		（うち当期純損失）	(51)
資産合計	**14,696**	**負債・純資産合計**	**14,696**

第 46 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　京都府木津川市山城町上狛東作り道50
宇治の露製茶株式会社
代表取締役　福井　正興

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	786,579	流動負債	306,741
固定資産	119,659	（うち引当金）	(12,450)
繰延資産	471	固定負債	5,041
		（うち引当金）	(4,757)
		負債合計	**311,782**
		株主資本	594,927
		資本金	110,000
		利益剰余金	484,927
		利益準備金	27,500
		その他利益剰余金	457,427
		（うち当期純利益）	(32,542)
		純資産合計	**594,927**
資産合計	**906,709**	**負債・純資産合計**	**906,709**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
東京都千代田区外神田五丁目１番２号末広ビル３階
株式会社サイバーガジェット
代表取締役　加藤　貴章

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	877,277	流動負債	121,075
固定資産	293,470	株主資本	1,051,230
繰延資産	1,558	資本金	80,000
		資本剰余金	404,000
		資本準備金	400,000
		その他資本剰余金	4,000
		利益剰余金	567,230
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	557,230
		（うち当期純利益）	(48,303)
資産合計	**1,172,306**	**負債・純資産合計**	**1,172,306**

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　長崎市西泊町22番38号
長崎運送株式会社
代表取締役　早石　朝廣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,951,482	流動負債	915,766
固定資産	1,940,076	固定負債	544,988
		株主資本	2,330,682
		資本金	100,000
		資本剰余金	400,541
		資本準備金	250,541
		その他資本剰余金	150,000
		利益剰余金	1,830,140
		利益準備金	23,500
		その他利益剰余金	1,806,640
		（うち当期純利益）	(300,857)
		評価・換算差額等	100,121
		有価証券評価差額金	100,121
資産合計	**3,891,558**	**負債・純資産合計**	**3,891,558**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年３月25日　東京都中央区日本橋三丁目12番２号
エスアールエス株式会社
代表取締役　小沼　直人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,071	流動負債	9,376
固定資産	15,326	修繕引当金	24
		固定負債	8,188
		退職給付引当金	734
		株主資本	5,833
		資本金	285
		資本剰余金	35
		資本準備金	35
		利益剰余金	5,513
		利益準備金	36
		その他利益剰余金	5,477
		（うち当期純利益）	(850)
資産合計	**23,397**	**負債・純資産合計**	**23,397**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　東京都中央区日本橋人形町一丁目14番８号
株式会社日本触媒トレーディング
代表取締役　渡邉　和也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,129	流動負債	6,049
固定資産	383	賞与引当金	24
		固定負債	107
		退職給付引当金	7
		株主資本	1,167
		資本金	40
		利益剰余金	1,127
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	1,117
		（うち当期純利益）	(160)
		評価・換算差額等	189
		有価証券評価差額金	189
資産合計	**7,512**	**負債・純資産合計**	**7,512**

第 15 期 決 算 公 告

2026年５月21日

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

まいばすけっと株式会社

代表取締役社長　岩下　欽哉

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,451	流動負債	41,405
固定資産	37,843	固定負債	4,383
		負債合計	**45,788**
		株主資本	17,506
		資本金	3,600
		資本剰余金	5,516
		資本準備金	3,600
		その他資本剰余金	1,916
		利益剰余金	8,390
		その他利益剰余金	8,390
		純資産合計	**17,506**
資産合計	**63,295**	**負債・純資産合計**	**63,295**

損益計算書の要旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	327,822
売上原価	243,904
売上総利益	83,917
その他の営業収益	2,400
営業総利益	86,317
販売費及び一般管理費	77,678
営業利益	8,638
営業外損益	△45
経常利益	8,593
特別損益	△897
税引前当期純利益	7,695
法人税、住民税及び事業税	2,356
法人税等調整額	△111
当期純利益	5,449

第 17 期 決 算 公 告

令和８年５月21日

神戸市中央区明石町47番地

一般財団法人清徳記念会

代表理事　川村　善朗

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26
	固定資産	595
	合計	**622**
負味債財及産びの正部	流動負債	3
	負債合計	**3**
	指定正味財産	433
	一般正味財産	185
	正味財産合計	**618**
	合計	**622**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月21日

東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ

桜木町プロパティーズ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,308,419	流動負債	45,306
その他の資産	414,414	固定負債	4,030,000
流動資産	400,126	**負債合計**	**4,075,306**
固定資産	14,287	社員資本	1,647,526
投資その他の資産	14,287	特定資本金	100
		優先資本金	2,500,000
		剰余金	△852,573
		当期未処理損失	852,573
		純資産合計	**1,647,526**
資産合計	**5,722,833**	**負債・純資産合計**	**5,722,833**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	292,781
営業費用	181,754
営業利益	111,026
営業外収益	257
営業外費用	81,102
経常利益	30,181
税引前当期純利益	30,181
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	29,231

第 26 期 決 算 公 告

令和８年５月21日

千葉県成田市南羽鳥字殿迎764

成田スポーツ開発株式会社

代表取締役　森泉　泰和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	196,576
	固定資産	7,783
	合計	**204,359**
負純資債及産びの部	流動負債	161,001
	賞与引当金	7,578
	固定負債	17,776
	退職給付引当金	17,776
	株主資本	25,582
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,418
	その他利益剰余金	△4,418
	（うち当期純損失）	（490）
	合計	**204,359**

第 23 期決算公告

令和８年５月21日

群馬県前橋市富田町1674番地８

株式会社ザスパ

代表取締役社長　細貝　　萌

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	148
	固定資産	86
	資産合計	**234**
負純資債及産びの部	流動負債	174
	固定負債	44
	株主資本	16
	資本金	478
	資本剰余金	321
	資本準備金	321
	利益剰余金	△783
	その他利益剰余金	△783
	（うち当期純損失）	（307）
	負債・純資産合計	**234**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億三千八百円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十三日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

群馬県前橋市富田町一六七四番地八

株式会社ザスパ

代表取締役社長　細貝　萌

第 41 期決算公告

令和８年５月21日

東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社キャブステーション

代表取締役　大川　洋司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,239,400
	固定資産	113,954
	資産合計	**1,353,354**
負純資債及産びの部	流動負債	789,088
	固定負債	369,286
	株主資本	194,979
	資本金	42,440
	利益剰余金	152,539
	利益準備金	1,810
	その他利益剰余金	150,729
	（うち当期純利益）	（68,614）
	負債・純資産合計	**1,353,354**

第 1 期決算公告

令和８年５月21日

東京都渋谷区神宮前三丁目28番１号

株式会社ＴＥＬＭＡ

代表取締役　中澤　健夫

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	149,613
	固定資産	50,277
	繰延資産	1,043
	合計	**200,934**
負純資債及産びの部	流動負債	1,531
	株主資本	199,403
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△596
	その他利益剰余金	△596
	（うち当期純損失）	（596）
	合計	**200,934**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千一百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区神宮前三丁目二八番一号

株式会社ＴＥＬＭＡ

代表取締役　中澤　健夫

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月24日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

丸の内北口ビル

Ｓ＆Ｐグローバルｓｆジャパン株式会社

代表取締役　山本　武成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	202,606
	資産合計	**202,606**
負純資債及産びの部	流動負債	53,670
	株主資本	148,936
	資本金	170,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	△141,063
	その他利益剰余金	△141,063
	（うち当期純利益）	（15,574）
	負債・純資産合計	**202,606**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

川崎市多摩区宿河原三丁目二三番四〇号

（甲）株式会社アンカープライド

代表取締役　加渡　英樹

川崎市宮前区菅生一丁目一番三一号

（乙）合同会社アンカープライド向ヶ丘

代表社員　加渡　英樹

第19期決算公告

令和８年５月21日

川崎市多摩区宿河原三丁目23番40号

株式会社アンカープライド

代表取締役　加渡　英樹

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,490
	固定資産	30,338
	合計	65,829
負債及び純資産の部	流動負債	12,538
	固定負債	55,676
	株主資本	△2,385
	資本金	8,000
	利益剰余金	△10,385
	その他利益剰余金	△10,385
	（うち当期純損失）	(2,847)
	合計	65,829

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百二十万円増額し、同時に二千五百二十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

神奈川県足柄下郡箱根町湯本五五四番地

株式会社春光

代表取締役　米山雄二郎

第54期決算公告　令和８年５月21日

神奈川県足柄下郡箱根町湯本554番地

株式会社春光

代表取締役　米山雄二郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,104
	固定資産	143,333
	繰延資産	7,187
	資産合計	189,626
負債及び純資産の部	流動負債	65,779
	固定負債	358,708
	株主資本	△234,862
	資本金	10,000
	利益剰余金	△244,862
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△246,112
	（うち当期純利益）	(1,600)
	負債・純資産合計	189,626

第64期決算公告　令和８年５月21日

東京都港区六本木三丁目４番33号

株式会社アスカ

代表取締役　赤山　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,699
	固定資産	431
	資産合計	4,130
負債及び純資産の部	流動負債	2,245
	固定負債	20
	株主資本	1,864
	資本金	33
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	1,816
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,808
	（うち当期純利益）	(115)
	負債・純資産合計	4,130

第18期決算公告

令和８年５月18日

東京都昭島市武蔵野二丁目８番11号

日本電子インスツルメンツ株式会社

代表取締役　針ヶ谷　登

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	672,160
	固定資産	188,958
	合計	861,118
負債及び純資産の部	流動負債	588,540
	固定負債	106,143
	株主資本	166,435
	資本金	20,000
	利益剰余金	146,435
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	141,435
	（うち当期純利益）	(68,739)
	合計	861,118

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十一日

新潟市江南区俵柳新田浦三五八番地一

（甲）株式会社セントラルリース

代表取締役　今野　修

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階

（乙）ＫＳＪ２－２株式会社

代表取締役　町田　一郎

第35期決算公告　令和８年５月21日

新潟市江南区俵柳新田浦358番地１

株式会社セントラルリース

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	866,529
	固定資産	502,187
	合計	1,368,717
負債及び純資産の部	流動負債	402,337
	賞与引当金	67,875
	株主資本	966,380
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,850
	その他資本剰余金	2,850
	利益剰余金	958,630
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	956,130
	（うち当期純利益）	(74,644)
	自己株式	△5,100
	合計	1,368,717

決　算　公　告

令和８年５月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号

東急不動産恵比寿ビル

ジャパン・ホテル・マネジメント株式会社

代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	290,632,099
	合計	290,632,099
負債及び純資産の部	流動負債	183,907,432
	株主資本	106,724,667
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	103,724,667
	その他利益剰余金	103,724,667
	（うち当期純利益）	(9,637,678)
	合計	290,632,099

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製造業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

富山県高岡市下麻生四六四九番地

（甲）ヤヨイプロパティ株式会社

代表取締役　二口　真

富山県高岡市下麻生四六四九番地

（乙）ヤヨイ化学工業株式会社

代表取締役　二口　真

第53期決算公告　令和８年５月21日

富山県高岡市下麻生4649番地

ヤヨイ化学工業株式会社

代表取締役　二口　真

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,657,739
	固定資産	9,824,847
	繰延資産	1,200
	資産合計	16,483,787
負債及び純資産の部	流動負債	2,718,462
	固定負債	698,862
	株主資本	13,066,462
	資本金	36,000
	利益剰余金	13,030,462
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	13,021,462
	（うち当期純利益）	(338,389)
	負債・純資産合計	16,483,787

決　算　公　告

令和８年５月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号

東急不動産恵比寿ビル

ジャパン・ホスピタリティ・サービス株式会社

代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	138,074,102
	合計	138,074,102
負債及び純資産の部	流動負債	98,072,050
	株主資本	40,002,052
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	37,002,052
	その他利益剰余金	37,002,052
	（うち当期純利益）	(5,732,231)
	合計	138,074,102

第37期決算公告

令和８年５月21日

静岡県榛原郡吉田町住吉4307番地の１

株式会社兼祥

代表取締役　飯田　真史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	266,031,058
	固定資産	52,305,953
	合計	318,337,011
負純資産の及び部	流動負債	204,244,225
	固定負債	77,412,000
	株主資本	36,680,786
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	6,680,786
	その他利益剰余金	6,680,786
	（うち当期純利益）	(5,173,824)
	合計	318,337,011

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百万円減少し二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

静岡県榛原郡吉田町住吉四三〇七番地の一

株式会社兼祥

代表取締役　飯田　真史

決　算　公　告

令和８年５月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東急不動産恵比寿ビル

東京ホスピタリティ・サービス株式会社

代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	378,647,726
	合計	378,647,726
負純資産の及び部	流動負債	416,062,570
	株主資本	△37,414,844
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△42,414,844
	その他利益剰余金	△42,414,844
	（うち当期純損失）	(42,140,385)
	合計	378,647,726

第５期決算公告

令和８年５月21日

香川県小豆郡土庄町甲5080番地２

藤井電機ファーム株式会社

代表取締役　安藤　豊

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,265
	資産合計	16,265
負純資産の及び部	流動負債	1,118
	負債合計	1,118
	株主資本	15,147
	資本金	16,000
	利益剰余金	△ 853
	その他利益剰余金	△ 853
	（うち当期純損失）	(207)
	純資産合計	15,147
	負債・純資産合計	16,265

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

香川県小豆郡土庄町甲五〇八〇番地二

藤井電機ファーム株式会社

代表取締役　安藤　豊

決　算　公　告

令和８年５月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東急不動産恵比寿ビル

横浜ホスピタリティ・サービス株式会社

代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,667,926
	合計	96,667,926
負純資産の及び部	流動負債	62,918,293
	株主資本	33,749,633
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	30,749,633
	その他利益剰余金	30,749,633
	（うち当期純利益）	(9,476,673)
	合計	96,667,926

第８期決算公告

令和８年５月21日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

特定目的会社ゼストホールディング

取締役　高山　知也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部		流動負債	330,744
固定資産	47,329,681	固定負債	8,324,000
有形固定資産	47,329,681	負債合計	8,654,744
特定資産合計	47,329,681	社員資本	45,460,330
その他の資産の部		特定資本金	1,200
流動資産	6,520,902	優先資本金	46,470,000
固定資産	242,748	剰余金	△1,010,869
投資その他の資産	242,748	当期未処理損失	1,010,869
繰延資産	21,743		
その他の資産合計	6,785,394	純資産合計	45,460,330
資産合計	54,115,075	負債・純資産合計	54,115,075

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業費用	194,993
営業損失	194,993
営業外収益	67,553
経常損失	127,440
税引前当期純損失	127,440
法人税等	1,210
当期純損失	128,650

決　算　公　告

令和８年５月21日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東急不動産恵比寿ビル

奈良ホスピタリティ・サービス株式会社

代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,502,054
	合計	87,502,054
負純資産の及び部	流動負債	46,663,101
	株主資本	40,838,953
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	35,838,953
	その他利益剰余金	35,838,953
	（うち当期純利益）	(5,689,268)
	合計	87,502,054

第１期決算公告

令和８年５月21日

東京都港区虎ノ門五丁目13番１号虎ノ門40ＭＴビル５階

ＩＡＰＦ２株式会社

代表取締役　西林　忠宣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	578	流動負債	5,591
固定資産	32,121	固定負債	19,219
		負債合計	24,810
		株主資本	7,889
		資本金	301
		資本剰余金	8,628
		資本準備金	1
		その他資本剰余金	8,626
		利益剰余金	△1,040
		繰越利益剰余金	△1,040
		純資産合計	7,889
資産合計	32,699	負債・純資産合計	32,699

損益計算書の要旨

（自　令和７年２月19日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	41
売上総利益	41
販売費及び一般管理費	116
営業損失	75
営業外収益	11
営業外費用	974
経常損失	1,039
税引前当期純損失	1,039
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,040

第１期決算公告

令和８年３月25日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目５番10号
ＪＰＲ横浜ビル８階

Mobility Cyber Labs Japan株式会社

代表取締役　デイビッド・エドワード・マックルーアー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	17,650,985
	資産合計	17,650,985
負純資産の及び部	流動負債	11,990,258
	株主資本	5,660,727
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	660,727
	その他利益剰余金	660,727
	（うち当期純利益）	(660,727)
	負債・純資産合計	17,650,985

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百四十万四百八十円、資本準備金の額を一億四十万四百八十円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市港北区新吉田東三丁目三一番一一号　株式会社ゼロカラ

代表取締役　島田　雅人

第８期決算公告　令和８年５月21日

神奈川県横浜市港北区新吉田東三丁目31番11号

株式会社ゼロカラ

代表取締役　島田　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	120
	固定資産	52
	資産合計	173
負債及び純資産の部	流動負債	183
	固定負債	176
	株主資本	△186
	資本金	66
	資本剰余金	57
	資本準備金	57
	利益剰余金	△311
	その他利益剰余金	△311
	（うち当期純利益）	(19)
	負債・純資産合計	173

第13期決算公告　令和８年５月21日

富山県射水市久々江674番地１

株式会社グリーンエネルギー北陸

代表取締役　加治　幸大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	269,483
	固定資産	1,031,174
	合計	1,300,657
負債及び純資産の部	流動負債	267,389
	固定負債	1,372,208
	株主資本	△338,940
	資本金	100,000
	資本剰余金	361,000
	資本準備金	130,500
	その他資本剰余金	230,500
	利益剰余金	△799,940
	その他利益剰余金	△799,940
	（うち当期純損失）	(96,238)
	合計	1,300,657

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

横浜市港南区芹が谷四丁目二番二九号　株式会社アクセス

代表取締役　岩崎　弘起

第35期決算公告

令和８年５月21日

横浜市港南区芹が谷四丁目２番29号

株式会社アクセス

代表取締役　岩崎　弘起

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,460
	固定資産	44,625
	合計	178,085
負債及び純資産の部	流動負債	29,554
	固定負債	64,659
	株主資本	83,871
	資本金	20,000
	利益剰余金	63,871
	その他利益剰余金	63,871
	（うち当期純利益）	(12,652)
	合計	178,085

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千八百八十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

東京都港区海岸一丁目二番三号　株式会社クリーンプラネット

代表取締役　吉野　英樹

第13期決算公告　令和８年５月21日

東京都港区海岸一丁目２番３号

株式会社クリーンプラネット

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,486
	固定資産	60,185
	合計	99,671
負債及び純資産の部	流動負債	566,841
	賞与引当金	3,564
	株主資本	△654,369
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,326,810
	資本準備金	1,077,789
	その他資本剰余金	249,021
	利益剰余金	△1,991,180
	その他利益剰余金	△1,991,180
	（うち当期純損失）	(221,924)
	新株予約権	187,199
	合計	99,671

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載官報　令和八年二月二十六日

掲載の日付　掲載頁　一八七頁（号外第三十九号）

令和八年五月二十一日

京都市下京区朱雀分木町八〇番地　（甲）株式会社京吉田喜

代表取締役　土井　恭三

京都府宇治市槇島町石橋九番地の五　（乙）株式会社京吉田喜

代表取締役　土井　恭三

第２期決算公告

令和８年５月21日

京都市下京区朱雀分木町80番地

株式会社京吉田喜

代表取締役　土井　恭三

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,531
	固定資産	1,594
	合計	7,126
負債及び純資産の部	流動負債	10,030
	固定負債	—
	株主資本	△2,903
	資本金	100
	利益剰余金	△3,003
	その他利益剰余金	△3,003
	（うち当期純損失）	(2,231)
	合計	7,126

第13期決算公告

令和８年５月21日

富山県射水市新堀30番地３

株式会社グリーンマテリアル北陸

代表取締役　加治　幸大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,028
	固定資産	552,671
	合計	933,699
負債及び純資産の部	流動負債	156,220
	固定負債	665,556
	株主資本	111,923
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△88,077
	その他利益剰余金	△88,077
	（うち当期純利益）	(7,575)
	合計	933,699

第１期決算公告

令和８年５月21日

長野県小諸市菱平1289

Akiya Labs株式会社

代表取締役　ミッシェル・ファン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	250
	資産合計	250
負債及び純資産の部	流動負債	413
	株主資本	△163
	資本金	250
	利益剰余金	△413
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△413
	（うち当期純損失）	(413)
	負債・純資産合計	250

第15期決算公告　令和８年５月21日

東京都港区西新橋二丁目35番２号

ＹＰ虎ノ門９階

Ａｃｃｕｖｅｒ株式会社

代表取締役社長　文　京和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,210,606
	固定資産	136,538
	資産合計	1,347,144
負債及び純資産の部	流動負債	645,024
	固定負債	23,154
	株主資本	678,965
	資本金	175,000
	利益剰余金	503,965
	利益準備金	16,205
	その他利益剰余金	487,760
	（うち当期純利益）	(54,318)
	負債・純資産合計	1,347,144

第18期決算公告

令和８年５月21日
静岡県浜松市中央区小池町2550番地の２
株式会社ファクター
代表取締役　刑部　政樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,807
	固定資産	10
	合計	1,817
負債及び純資産の部	流動負債	13,450
	固定負債	3,975
	株主資本	△15,608
	資本金	5,000
	利益剰余金	△20,608
	その他利益剰余金	△20,608
	（うち当期純損失）	（438）
	合計	1,817

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はその事業を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
掲載の官報　令和八年五月七日
掲載の日付
掲載頁　一二五頁（号外第一〇二号）

令和八年五月二十一日
静岡県浜松市中央区小池町二五五〇番地の二
（甲）株式会社ファクター
代表取締役　刑部　政樹

（乙）
静岡県浜松市中央区小池町二五五〇番地の二
株式会社ＯＭＨ
代表取締役　刑部　政樹

第19期決算公告

令和８年５月21日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
ＧＭＯビューティー株式会社
代表取締役　高橋　良輔

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	753,094
	固定資産	464,504
	合計	1,217,598
負債及び純資産の部	流動負債	1,308,086
	固定負債	3,529
	株主資本	△94,017
	資本金	99,900
	利益剰余金	△193,917
	その他利益剰余金	△193,917
	（うち当期純利益）	（212,883）
	合計	1,217,598

第８期決算公告

令和８年５月21日
滋賀県甲賀市土山町大野451番地
すはまホールディングス株式会社
代表取締役　北角　治太

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,580
	固定資産	363,170
	合計	374,750
負債及び純資産の部	流動負債	4,072
	固定負債	48,000
	株主資本	322,678
	資本金	1,000
	資本剰余金	204,502
	利益剰余金	117,176
	その他利益剰余金	117,176
	（うち当期純利益）	（3,584）
	合計	374,750

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、甲は乙との吸収合併の効力が生ずることを条件として、資本金の額を一億九千九百万五千円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記の通りです。

令和八年五月二十一日
滋賀県甲賀市土山町大野四五一番地
（甲）株式会社しがぎん事業承継ファンド２号
代表取締役　北角　治太

滋賀県甲賀市土山町大野四五一番地
（乙）すはまホールディングス株式会社
代表取締役　北角　治太

第８期決算公告

令和８年５月21日
東京都港区南青山五丁目４番30号
株式会社ネクスファームホールディングス
代表取締役　石原　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,964,719
	固定資産	34,310,001
	資産合計	39,274,720
負債及び純資産の部	流動負債	434,338
	固定負債	225,180,000
	株主資本	△186,339,618
	資本金	1,000,000
	資本剰余金	147,505,216
	資本準備金	500,000
	その他資本剰余金	147,005,216
	利益剰余金	△334,844,834
	その他利益剰余金	△334,844,834
	（うち当期純損失）	（12,176,765）
	負債・純資産合計	39,274,720

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十一日
岩手県花巻市椚ノ目第二地割三二番地一
（甲）株式会社ＪＮグループ
代表取締役社長　石原　直樹

東京都港区南青山五丁目四番三〇号
（乙）株式会社ネクスファームホールディングス
代表取締役　石原　直樹

2024年度決算公告

2026年５月21日
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエアイーストタワー４階
株式会社ＭＥＤＩＣＡＲＥＬＩＧＨＴ
代表取締役　柏木　久史

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	204,838	流動負債	58,861
固定資産	1,115	株主資本	161,479
繰延資産	14,386	資本金	85,004
		資本剰余金	75,004
		資本準備金	75,004
		利益剰余金	1,470
		その他利益剰余金	1,470
		（うち当期純利益）	（1,459）
資産合計	220,340	負債・純資産合計	220,340

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万三千八百二十四円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日
東京都千代田区大手町一丁目五番一号
大手町ファーストスクエアイーストタワー四階
株式会社ＭＥＤＩＣＡＲＥＬＩＧＨＴ
代表取締役　柏木　久史

第 37 期 決 算 公 告

2026年５月20日
神戸市中央区港島中町７丁目２番１号
株式会社ジーベック
代表取締役　川口　宗宏

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	544,364
	固定資産	19,840
	合計	564,204
負債及び純資産の部	流動負債	32,182
	固定負債	35,958
	株主資本	496,064
	資本金	30,000
	利益剰余金	466,064
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	458,564
	（うち当期純利益）	(9,621)
	合計	564,204

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
福岡市中央区草香江二丁目１番23号
株式会社太陽設計
代表取締役　南里　幸輝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	367
	固定資産	350
	合計	717
負債及び純資産の部	流動負債	244
	固定負債	34
	株主資本	438
	資本金	30
	利益剰余金	408
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	401
	（うち当期純利益）	(42)
	合計	717

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十一日
福岡市中央区草香江二丁目一番二三号
代表取締役（甲）株式会社向陽庵
福岡市中央区草香江二丁目一番二三号
代表取締役　田中　明子
（乙）株式会社太陽設計
代表取締役　南里　幸輝

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡204番地１
株式会社ブルーエブリー
代表取締役　岡戸　成夫

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	165,091
	固定資産	10
	資産合計	165,101
負債及び純資産の部	流動負債	9,979
	株主資本	155,121
	資本金	1,000
	利益剰余金	154,121
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	153,871
	（うち当期純利益）	(15,094)
	負債・純資産合計	165,101

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡204番地１
株式会社ヨコオデイリーフーズ
代表取締役　横尾　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,225,790
	固定資産	5,402,956
	繰延資産	1,300
	資産合計	10,630,047
負債及び純資産の部	流動負債	3,485,064
	固定負債	1,802,336
	株主資本	5,342,647
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,332,647
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	5,332,147
	（うち当期純利益）	(256,000)
	負債・純資産合計	10,630,047

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月三一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡二〇四番地一
（甲）株式会社ヨコオデイリーフーズ
代表取締役　横尾　浩之
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡二〇四番地一
（乙）株式会社ブルーエブリー
代表取締役　岡戸　成夫

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉1104番地
株式会社内田養鶏
代表取締役　都丸　高志

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,541
	固定資産	39,564
	合計	47,105
負債及び純資産の部	流動負債	242,515
	株主資本	△195,410
	資本金	3,000
	利益剰余金	△198,410
	その他利益剰余金	△198,410
	（うち当期純損失）	(4,405)
	合計	47,105

第 58 期決算公告

令和８年５月21日
群馬県高崎市箕郷町善地668番地
株式会社みさと農場
代表取締役　森田　充夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,707,002
	固定資産	3,713,785
	合計	8,420,787
負債及び純資産の部	流動負債	1,024,094
	固定負債	2,817,190
	株主資本	4,579,503
	資本金	10,000
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	4,569,463
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,566,963
	（うち当期純利益）	(913,703)
	合計	8,420,787

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日
群馬県高崎市箕郷町善地六六八番地
（甲）株式会社みさと農場
代表取締役　森田　充夫
茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉一一〇四番地
（乙）株式会社内田養鶏
代表取締役　都丸　高志

第 51 期決算公告

令和８年５月21日
埼玉県川口市大字安行領根岸925番地１
山伸マテリアル株式会社
代表取締役　前島　伸泰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,718,507
	固定資産	1,409,764
	資産合計	15,128,272
負債及び純資産の部	流動負債	1,316,028
	固定負債	2,027,450
	株主資本	11,784,793
	資本金	45,000
	利益剰余金	11,739,793
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	11,728,543
	（うち当期純利益）	(1,099,027)
	負債・純資産合計	15,128,272

第 20 期決算公告

令和８年５月21日
埼玉県川口市大字安行領根岸925番地１
株式会社山伸トレード
代表取締役　前島　伸泰

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	517,212
	固定資産	6,637,528
	資産合計	7,154,741
負債及び純資産の部	流動負債	60,460
	固定負債	2,727,537
	株主資本	4,366,743
	資本金	3,000
	資本剰余金	2,470,763
	その他資本剰余金	2,470,763
	利益剰余金	1,892,980
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	1,892,230
	（うち当期純利益）	(219,659)
	負債・純資産合計	7,154,741

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により山伸マテリアル株式会社（乙、住所埼玉県川口市大字安行領根岸九二五番地一）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日
埼玉県川口市大字安行領根岸九二五番地一
株式会社山伸トレード
代表取締役　前島　伸泰

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目一三番五号

（甲）株式会社ＩＢＧプロモーション

代表取締役　今岡　武雄

東京都港区赤坂三丁目九番四号

（乙）株式会社ＢＯＸＩＮＧ　ＣＬＵＢ

代表取締役　今岡　武雄

第 20 期決算公告

令和８年５月21日

東京都渋谷区渋谷一丁目13番５号

株式会社ＩＢＧプロモーション

代表取締役　今岡　武雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,620
	固定資産	104,089
	合計	167,709
負純資産の債及び部	流動負債	15,336
	株主資本	152,373
	資本金	10,000
	利益剰余金	142,373
	その他利益剰余金	142,373
	（うち当期純利益）	(8,229)
	合計	167,709

第 4 期決算公告

令和８年５月21日

東京都港区赤坂三丁目９番４号

株式会社ＢＯＸＩＮＧ　ＣＬＵＢ

代表取締役　今岡　武雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,221
	合計	59,221
負純資産の債及び部	流動負債	22,151
	株主資本	37,069
	資本金	9,000
	利益剰余金	28,069
	その他利益剰余金	28,069
	（うち当期純利益）	(7,033)
	合計	59,221

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

石川県金沢市長土塀一丁目一八番一五号

（甲）シシクアドクライス株式会社

代表取締役　村田　祐介

石川県金沢市長土塀一丁目一六番一五号

（乙）株式会社丸昌

代表取締役　村田　祐介

第 62 期決算公告

令和８年５月21日

石川県金沢市長土塀一丁目18番15号

シシクアドクライス株式会社

代表取締役　村田　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	848,808
	固定資産	1,614,333
	合計	2,463,142
負純資産の債及び部	流動負債	462,833
	（賞与引当金）	(25,400)
	固定負債	1,295,494
	株主資本	704,813
	資本金	31,000
	利益剰余金	673,813
	利益準備金	4,355
	その他利益剰余金	669,458
	（うち当期純利益）	(135,494)
	合計	2,463,142

第 52 期決算公告

令和８年５月21日

石川県金沢市長土塀一丁目16番15号

株式会社丸昌

代表取締役　村田　祐介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,815
	固定資産	40,149
	合計	148,964
負純資産の債及び部	流動負債	60,707
	固定負債	370
	株主資本	87,887
	資本金	95,000
	利益剰余金	△7,112
	その他利益剰余金	△7,112
	（うち当期純損失）	(65,978)
	合計	148,964

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野一七二三番地の一

（甲）株式会社チェックハウス

代表取締役　草野　謙輔

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野二〇六四番地一

（乙）株式会社チェックハウスプラス

代表取締役　草野　謙輔

第 37 期決算公告

令和８年５月21日

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1723番地の１

株式会社チェックハウス

代表取締役　草野　謙輔

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,155,079
	固定資産	707,961
	繰延資産	5,162
	合計	2,868,203
負純資産の債及び部	流動負債	1,697,260
	固定負債	558,895
	株主資本	612,048
	資本金	20,000
	利益剰余金	592,048
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	587,048
	（うち当期純利益）	(152,855)
	合計	2,868,203

第 4 期決算公告

令和８年５月21日

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野2064番地１

株式会社チェックハウスプラス

代表取締役　草野　謙輔

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125,977
	固定資産	5,248
	合計	131,226
負純資産の債及び部	流動負債	69,881
	固定負債	23,000
	株主資本	38,344
	資本金	1,000
	利益剰余金	37,344
	その他利益剰余金	37,344
	（うち当期純利益）	(16,865)
	合計	131,226

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。甲はこの合併の効力発生と同時にＧａｔｅテクノロジーズ株式会社に商号を変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日

大阪市浪速区湊町二丁目一番五七号

（甲）株式会社インターフェイス

代表取締役　井門　一美

大阪市中央区本町三丁目二番八号

（乙）Ｇａｔｅテクノロジーズ株式会社

代表取締役　井門　一美

第 42 期決算公告

令和８年５月21日

大阪市浪速区湊町二丁目１番57号

株式会社インターフェイス

代表取締役　井門　一美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,094
	固定資産	31,677
	合計	247,771
負純資産の債及び部	流動負債	48,231
	固定負債	137,032
	株主資本	62,508
	資本金	49,000
	利益剰余金	13,508
	その他利益剰余金	13,508
	（うち当期純利益）	(40,909)
	合計	247,771

第 11 期決算公告

令和８年５月21日

大阪市中央区本町三丁目２番８号

Ｇａｔｅテクノロジーズ株式会社

代表取締役　井門　一美

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	533,851
	固定資産	9,016
	合計	542,868
負純資産の債及び部	流動負債	115,109
	固定負債	8,120
	退職給付引当金	8,120
	株主資本	419,638
	資本金	50,000
	利益剰余金	369,638
	利益準備金	3,800
	その他利益剰余金	365,838
	（うち当期純利益）	(76,026)
	合計	542,868

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

京都市南区久世中久町六九九番地三

（甲）株式会社サイバーブレーン

代表取締役　伊藤　友明

東京都中央区入船二丁目八番八号林田ビル三階

（乙）エフシステム株式会社

代表取締役　伊藤　光治

第22期決算公告　令和８年５月21日

東京都中央区入船二丁目８番８号林田ビル３階

株式会社サイバーブレーン

代表取締役　伊藤　友明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	78,522,242
	固定資産	29,526,541
	資産合計	108,048,783
負純資債及産のび部	流動負債	22,258,972
	固定負債	23,455,000
	株主資本	62,334,811
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	60,444,411
	その他利益剰余金	60,444,411
	（うち当期純利益）	(7,900,926)
	自己株式	△8,109,600
	負債・純資産合計	108,048,783

第38期決算公告　令和８年５月21日

京都市南区久世中久町699番地３

エフシステム株式会社

代表取締役　伊藤　光治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	131,994,361
	固定資産	2,488,151
	資産合計	134,482,512
負純資債及産のび部	流動負債	115,782,561
	固定負債	17,825,000
	退職給付引当金	5,959,000
	株主資本	874,951
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△49,125,049
	その他利益剰余金	△49,125,049
	（うち当期純損失）	(3,161,021)
	負債・純資産合計	134,482,512

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

東京都立川市錦町三丁目五番二三号

（甲）株式会社錦電機商会

代表取締役　倉本　正仁

東京都青梅市新町七丁目一番地の一

（乙）西多摩オート株式会社

代表取締役　倉本　正仁

第64期決算公告　令和８年５月21日

東京都立川市錦町三丁目５番23号

株式会社錦電機商会

代表取締役　倉本　正仁

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	61,120,632
	固定資産	36,230,879
	資産合計	97,351,511
負純資債及産のび部	流動負債	26,269,692
	株主資本	71,081,819
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	68,081,819
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	67,831,819
	（うち当期純利益）	(20,049,471)
	負債・純資産合計	97,351,511

第65期決算公告　令和８年５月21日

東京都青梅市新町七丁目１番地の１

西多摩オート株式会社

代表取締役　倉本　正仁

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	36,056,381
	固定資産	61,561,887
	資産合計	97,618,268
負純資債及産のび部	流動負債	5,967,647
	固定負債	67,200,000
	株主資本	24,450,621
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	4,450,621
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	1,950,621
	（うち当期純損失）	(8,229,785)
	負債・純資産合計	97,618,268

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市港北区篠原北二丁目四番一号

（甲）株式会社クロステックソリューションズ

代表取締役　渡邉　直樹

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七番地二

（乙）株式会社ジェニシス

代表取締役　萩原　哲也

第36期決算公告

令和８年５月21日

神奈川県横浜市港北区篠原北二丁目４番１号

株式会社クロステックソリューションズ

代表取締役　渡邉　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	402,862
	固定資産	101,843
	合計	504,705
負純資債及産のび部	流動負債	58,047
	株主資本	446,658
	資本金	50,000
	利益剰余金	396,658
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	384,158
	（うち当期純利益）	(60,482)
	合計	504,705

第32期決算公告

令和８年５月21日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地２

株式会社ジェニシス

代表取締役　萩原　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,768
	固定資産	68,013
	合計	359,782
負純資債及産のび部	流動負債	31,647
	株主資本	328,134
	資本金	15,000
	利益剰余金	313,134
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	309,384
	（うち当期純利益）	(43,000)
	合計	359,782

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のバス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪八二九五番地五

（甲）株式会社トラビスジャパン

代表取締役　服部　俊樹

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪八二九五番地五

（乙）トラビスジャパン株式会社

代表取締役　吉澤　博文

第1期決算公告

令和８年５月21日

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪8295番地５

株式会社トラビスジャパン

代表取締役　服部　俊樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	204,242
	固定資産	43,724
	繰延資産	1,686
	合計	249,653
負純資債及産のび部	流動負債	240,174
	固定負債	31,000
	株主資本	△21,520
	資本金	50,000
	利益剰余金	△71,520
	その他利益剰余金	△71,520
	（うち当期純損失）	(71,520)
	合計	249,653

第35期決算公告

令和８年５月21日

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪8295番地５

トラビスジャパン株式会社

代表取締役　吉澤　博文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,926
	固定資産	78,894
	合計	300,821
負純資債及産のび部	流動負債	246,787
	固定負債	638,466
	株主資本	△584,433
	資本金	44,000
	利益剰余金	△628,433
	その他利益剰余金	△628,433
	（うち当期純損失）	(15,047)
	合計	300,821

第 58 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　　千葉県浦安市当代島一丁目２番25号

株式会社ワイズマート

代表取締役社長　吉野　秀行

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,265	流動負債	6,341
固定資産	7,530	賞与引当金	467
有形固定資産	3,736	その他	5,870
無形固定資産	83	固定負債	3,125
投資その他の資産	3,710	役員退職慰労引当金	255
		その他	2,870
		負債合計	9,467
		株主資本	10,206
		資本金	50
		資本剰余金	680
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	580
		利益剰余金	9,476
		利益準備金	131
		その他利益剰余金	9,345
		評価・換算差額等	121
		その他有価証券評価差額金	121
		純資産合計	10,328
資産合計	19,795	負債・純資産合計	19,795

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収入	55,764	経常利益	798
売上原価	39,024	特別利益	—
売上総利益	16,740	特別損失	250
販売費及び一般管理費	16,034	税引前当期純利益	548
営業利益	705	法人税、住民税及び事業税	210
営業外収益	94	法人税等調整額	△ 83
営業外費用	1	当期純利益	421

第 31 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　　新潟県南魚沼市長崎813番地３

株式会社魚沼ライス

代表取締役社長　吉岡　勝也

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,210,663	流動負債	754,237
固定資産	67,405	（うち賞与引当金）	(3,630)
有形固定資産	43,944	固定負債	18,571
無形固定資産	10,816	（うち退職給付引当金）	(18,571)
投資その他の資産	12,644	負債合計	772,809
		株主資本	505,259
		資本金	45,000
		利益剰余金	460,259
		その他利益剰余金	460,259
		（うち当期純利益）	(99,046)
		純資産合計	505,259
資産合計	1,278,068	負債・純資産合計	1,278,068

第 53 期 決 算 公 告

令和８年４月23日　　大阪市中央区備後町三丁目２番15号

株式会社マツケン

代表取締役　小田英次郎

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,227,807	流動負債	734,258
固定資産	145,435	賞与引当金	27,155
		固定負債	15,297
		退職給付引当金	15,297
		株主資本	623,243
		資本金	20,000
		利益剰余金	603,243
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	598,243
		（うち当期純利益）	(137,091)
		評価・換算差額等	444
		その他有価証券評価差額金	444
資産合計	1,373,243	負債・純資産合計	1,373,243

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月26日　　横浜市港北区新横浜三丁目17番地６

オートリブ株式会社

代表取締役　倉持　光善

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,147	流動負債	30,349
固定資産	19,835	賞与引当金	421
		製品保証引当金	434
		売上値引引当金	1,225
		その他	28,269
		固定負債	3,168
		退職給付引当金	3,168
		負債合計	33,518
		株主資本	16,465
		資本金	498
		資本剰余金	4,019
		資本準備金	4,019
		利益剰余金	11,947
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	11,944
		純資産合計	16,465
資産合計	49,983	負債・純資産合計	49,983

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	130,137	経常利益	10,016
売上原価	105,724	特別利益	854
売上総利益	24,412	特別損失	1,085
販売費及び一般管理費	13,698	税引前当期純利益	9,785
営業利益	10,714	法人税、住民税及び事業税	3,353
営業外収益	107	法人税等調整額	△382
営業外費用	805	当期純利益	6,814

第 127 期 決 算 公 告

2026年５月20日　　大阪市中央区高麗橋２丁目４番２号

上田八木短資株式会社

取締役社長　上田　晶平

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,979,259	流動負債	23,901,196
固定資産	25,896	固定負債	2,215
有形固定資産	808	負債合計	23,903,411
無形固定資産	612	株主資本	97,031
投資その他の資産	24,475	資本金	5,000
		資本剰余金	84
		資本準備金	84
		利益剰余金	91,946
		利益準備金	272
		その他利益剰余金	91,674
		評価・換算差額等	4,713
		その他有価証券評価差額金	4,713
		純資産合計	101,744
資産合計	24,005,156	負債・純資産合計	24,005,156

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	117,139	特別損失	143
金融費用	106,794	税引前当期純利益	6,366
純営業収益	10,345	法人税、住民税及び事業税	1,490
販売費及び一般管理費	4,435	法人税等調整額	△73
営業利益	5,909	当期純利益	4,950
営業外収益	1,573		
営業外費用	971		
経常利益	6,510		

第13期決算公告

令和８年３月28日
兵庫県淡路市志筑2306番地13
株式会社あわじシステムトレード研究所
代表取締役　林　保秀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,690
	繰延資産	1,521
	合計	4,211
負純資産及び部	流動負債	260
	固定負債	16,537
	株主資本	△12,586
	資本金	1,370
	利益剰余金	△13,956
	その他利益剰余金	△13,956
	（うち当期純利益）	（4,315）
	合計	4,211

第14期決算公告

令和８年５月21日
東京都江戸川区船堀二丁目20番７号シティハウスＡ棟204
LOHAS ECE SPAIN GIFU株式会社
代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,486,872	流動負債	30,123,266
固定資産	10,095,357	固定負債	1,882,104
		負債合計	32,005,371
		株主資本	△2,423,141
		資本金	10,000
		利益剰余金	△2,433,141
		その他利益剰余金	△2,433,141
		純資産合計	△2,423,141
資産合計	29,582,230	負債・純資産合計	29,582,230

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	165,295
売上原価	246,212
売上総損失	80,916
販売費及び一般管理費	292,520
営業損失	373,437
営業外収益	1,449,080
営業外費用	2,153,249
経常損失	1,077,606
特別利益	190
税引前当期純損失	1,077,416
法人税、住民税及び事業税	837
当期純損失	1,078,253

第34期決算公告

令和８年４月23日
神戸市中央区港島南町五丁目５番３号
株式会社モレスコテクノ
代表取締役　瀬脇　信寛

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	260,313
	固定資産	19,090
	資産合計	279,403
負純資産及び部	流動負債	39,604
	賞与引当金	12,854
	固定負債	1,089
	退職給付引当金	1,089
	株主資本	238,710
	資本金	10,000
	利益剰余金	228,710
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	226,210
	（うち当期純利益）	（17,079）
	負債・純資産合計	279,403

第19期決算公告

令和８年５月21日
岡山県津山市加茂町倉見1061番地
ＣＥＦ津山ウインドファーム株式会社
代表取締役　勝田　雅史

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	164,877	流動負債	13,664,400
固定資産	15,797,736	負債合計	13,664,400
		株主資本	2,298,213
		資本金	1,260,000
		資本剰余金	1,250,000
		資本準備金	1,250,000
		利益剰余金	△211,786
		その他利益剰余金	△211,786
		純資産合計	2,298,213
資産合計	15,962,614	負債・純資産合計	15,962,614

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上原価	1,382
売上総損失	1,382
販売費及び一般管理費	48,267
営業損失	49,649
営業外収益	675
営業外費用	36
経常損失	49,010
税引前当期純損失	49,010
法人税、住民税及び事業税	1,043
当期純損失	50,054

第43期決算公告

令和８年５月21日
東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル25階
株式会社東京個別指導学院
代表取締役社長　松尾　茂樹

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,148,004
	固定資産	3,597,150
	資産合計	13,745,154
負債及び純資産の部	流動負債	4,278,689
	（賞与引当金）	（245,770）
	（役員賞与引当金）	（14,805）
	固定負債	177,403
	負債合計	4,456,092
	株主資本	9,289,062
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,528,861
	資本準備金	1,013,565
	その他資本剰余金	515,295
	利益剰余金	7,660,451
	利益準備金	6,900
	その他利益剰余金	7,653,551
	（うち当期純利益）	（1,252,450）
	自己株式	△250
	純資産合計	9,289,062
	負債・純資産合計	13,745,154

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日

愛知県知立市西中町中長四三番地
（甲）株式会社佐々木オオヤ
代表取締役　佐々木真治

愛知県知立市西中町中長五〇番地一
（乙）株式会社さきがけ
代表取締役　佐々木真治

愛知県知立市西中町中長五〇番地一
（丙）株式会社ＨＡＣＨＩ
代表取締役　佐々木真治

第14期決算公告

令和８年５月21日
愛知県知立市西中町中長43番地
株式会社オオヤ
代表取締役　佐々木真治

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,132,307
	固定資産	614,926
	合計	1,747,233
負純資産及び部	流動負債	532,840
	固定負債	760,008
	株主資本	454,385
	資本金	20,000
	利益剰余金	434,385
	その他利益剰余金	434,385
	（うち当期純利益）	（282,137）
	合計	1,747,233

第11期決算公告

令和８年５月21日
愛知県知立市西中町中長50番地１
株式会社ＨＡＣＨＩ
代表取締役　佐々木真治

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,052
	合計	5,052
負純資産及び部	流動負債	71
	株主資本	4,981
	資本金	5,000
	利益剰余金	△18
	その他利益剰余金	△18
	（うち当期純損失）	（115）
	合計	5,052

第5期決算公告

令和８年５月21日
愛知県知立市西中町中長50番地１
株式会社さきがけ
代表取締役　佐々木真治

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,978
	合計	43,978
負純資産及び部	流動負債	8,151
	株主資本	35,827
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,827
	その他利益剰余金	25,827
	（うち当期純利益）	（14,681）
	合計	43,978

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併（以下、「本合併」といいます。）して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、左記会社のうち甲は、本合併の効力発生を停止条件として新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）により新設する株式会社牛兆（住所大阪府吹田市岸部南一丁目一九番一五号）に対して甲の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

本合併又は本新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年五月二十一日

大阪府茨木市小柳町九番二一号
（甲）株式会社ニッショク
代表取締役　鯖江　豊

大阪府茨木市小柳町九番二一号
（乙）株式会社Ｓ．Ｙ．マクラル
代表取締役　鯖江　豊

第19期決算公告

令和８年５月21日
大阪府茨木市小柳町９番21号
株式会社Ｓ．Ｙ．マクラル
代表取締役　鯖江　豊

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,280
	固定資産	471,640
	資産合計	497,921
負債及び純資産の部	流動負債	11,701
	固定負債	200,412
	負債合計	212,113
	株主資本	285,808
	資本金	500
	利益剰余金	285,308
	その他利益剰余金	285,308
	（うち当期純利益）	(25,984)
	純資産合計	285,808
	負債・純資産合計	497,921

第38期決算公告

令和８年５月21日
大阪府茨木市小柳町９番21号
株式会社ニッショク
代表取締役　鯖江　豊

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,441,970
	固定資産	882,396
	資産合計	2,324,367
負債及び純資産の部	流動負債	301,604
	固定負債	4,176
	負債合計	305,780
	株主資本	2,018,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,008,586
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,006,086
	（うち当期純利益）	(57,725)
	純資産合計	2,018,586
	負債・純資産合計	2,324,367

第123期決算公告

令和８年４月16日

東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
帝都自動車交通株式会社
代表取締役　三沢　建吾

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,861
	固定資産	4,663
	合計	12,524
負債及び純資産の部	流動負債	3,941
	固定負債	1,675
	株主資本	6,566
	資本金	100
	資本剰余金	415
	（資本準備金）	(15)
	（その他資本剰余金）	(400)
	利益剰余金	6,050
	（利益準備金）	(125)
	（その他利益剰余金）	(5,925)
	（うち当期純利益）	(688)
	評価・換算差額等	341
	（その他有価証券評価差額金）	(341)
	合計	12,524

第73期決算公告

令和８年５月21日

秋田県湯沢市小野字油屋敷15番地
株式会社電設
代表取締役　岡　　寛

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	399,415
	固定資産	53,634
	合計	453,049
負債及び純資産の部	流動負債	45,697
	固定負債	62,911
	（退職給付引当金）	(36,063)
	株主資本	344,440
	資本金	67,620
	資本剰余金	119,707
	資本準備金	97,620
	その他資本剰余金	22,087
	利益剰余金	157,112
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	147,112
	（うち当期純利益）	(17,944)
	合計	453,049

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日

秋田県湯沢市小野字油屋敷一五番地
（甲）株式会社電設
代表取締役　岡　寛

秋田県雄勝郡羽後町字南元西三七番地五
（乙）株式会社田代電設
代表取締役　岡　寛

第40期決算公告

令和８年５月21日
秋田県雄勝郡羽後町字南元西37番地５
株式会社田代電設
代表取締役　岡　　寛

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,505
	固定資産	23,446
	合計	51,951
負債及び純資産の部	流動負債	4,867
	固定負債	1,915
	株主資本	45,169
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,169
	利益準備金	2,900
	その他利益剰余金	32,269
	（うち当期純損失）	(1,986)
	合計	51,951

第75期決算公告

令和８年５月20日

大阪市中央区備後町２丁目４番９号
株式会社アルボース
代表取締役　出雲　　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,303,919
	固定資産	616,193
	資産合計	8,920,112
負債及び純資産の部	流動負債	1,897,049
	（うち賞与引当金）	(125,000)
	固定負債	32,920
	（うち退職給付引当金）	(10,632)
	負債合計	1,929,970
	株主資本	6,958,750
	資本金	213,578
	資本剰余金	113,502
	資本準備金	113,502
	利益剰余金	6,631,670
	利益準備金	37,100
	その他利益剰余金	6,594,570
	（うち当期純利益）	(464,748)
	評価・換算差額等	31,391
	その他有価証券評価差額金	31,391
	純資産合計	6,990,142
	負債・純資産合計	8,920,112

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月六日
掲載頁　六十四頁（号外第二四五号）

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年五月二十一日

新潟市中央区東堀通一番町四九四番地三
（甲）愛宕商事株式会社
代表取締役　高橋　克郎

新潟県南蒲原郡田上町大字田上甲七七番地
（乙）株式会社エバーソフト
代表取締役　加賀谷和成

新潟市中央区東堀通一番町四九四番地三
（丙）株式会社利恒
代表取締役　高橋　克郎

第56期決算公告

令和８年５月21日

新潟市中央区東堀通一番町494番地３

株式会社利恒

代表取締役　高橋　克郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,902
	固定資産	10,450
	合計	33,352
負債及び純資産の部	流動負債	224
	株主資本	33,128
	資本金	12,000
	利益剰余金	21,129
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	18,129
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	33,352

第67期決算公告

令和８年５月21日

新潟県南蒲原郡田上町大字田上甲77番地

株式会社エバーソフト

代表取締役　加賀谷和成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,260
	固定資産	41,336
	合計	157,596
負債及び純資産の部	流動負債	99,287
	固定負債	22,200
	株主資本	36,109
	資本金	30,000
	資本剰余金	18,000
	その他資本剰余金	18,000
	利益剰余金	△11,890
	利益準備金	13,000
	その他利益剰余金	△24,890
	（うち当期純損失）	(14,916)
	合計	157,596

第16期決算公告

令和８年３月24日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内北口ビル

Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

代表取締役　山本　武成

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,196,040
	固定資産	314,946
	資産合計	7,510,987
負債及び純資産の部	流動負債	3,098,105
	賞与引当金	286,833
	特別退職給付引当金	3,400
	その他	2,807,871
	固定負債	744,198
	退職給付引当金	588,500
	役員退職慰労引当金	41,984
	その他	113,714
	負債合計	3,842,304
	株主資本	3,668,682
	資本金	312,000
	資本剰余金	311,990
	資本準備金	311,990
	利益剰余金	3,044,692
	その他利益剰余金	3,044,692
	（うち当期純利益）	(2,841,725)
	純資産合計	3,668,682
	負債・純資産合計	7,510,987

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の学校モール事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十一日

兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四
（甲）関通ホールディングス株式会社
代表取締役　達城　利卓

大阪府東大阪市荒本西四丁目四番一四号
（乙）株式会社サンワ
代表取締役　霜野　祥章

甲の貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,114,842
	固定資産	5,364,242
	有形固定資産	2,194,777
	無形固定資産	239,223
	投資その他の資産	2,930,241
	資産合計	11,479,085
負債及び純資産の部	流動負債	3,786,404
	（うち賞与引当金）	(32,335)
	（うち倉庫移転損失引当金）	(18,492)
	（うち株主優待引当金）	(6,652)
	固定負債	5,466,720
	負債合計	9,253,124
	株主資本	2,224,861
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,415,753
	その他資本剰余金	1,415,753
	利益剰余金	773,009
	その他利益剰余金	773,009
	（うち当期純利益）	(222,562)
	自己株式	△ 63,901
	評価・換算差額等	△ 501
	その他有価証券評価差額金	△ 501
	新株予約権	1,600
	純資産合計	2,225,960
	負債・純資産合計	11,479,085

第62期決算公告

令和８年５月21日

大阪府東大阪市荒本西四丁目４番14号

株式会社サンワ

代表取締役　霜野　祥章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,353,677
	固定資産	737,796
	繰延資産	7,716
	資産合計	2,099,190
負債及び純資産の部	流動負債	572,355
	固定負債	1,286,090
	株主資本	240,745
	資本金	95,500
	利益剰余金	145,245
	利益準備金	22,900
	その他利益剰余金	122,345
	（うち当期純利益）	(5,146)
	負債・純資産合計	2,099,190

第51期決算公告

令和８年５月21日

東京都中央区日本橋人形町一丁目17番４号

株式会社フジボウアパレル

代表取締役　岩國　信利

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,100,856
	固定資産	1,089,044
	有形固定資産	498,608
	無形固定資産	18,796
	投資その他の資産	571,639
	資産合計	4,189,900
負債及び純資産の部	流動負債	385,329
	固定負債	422,444
	株主資本	3,195,538
	資本金	100,000
	資本剰余金	395,882
	資本準備金	73,798
	その他資本剰余金	322,083
	利益剰余金	2,699,656
	利益準備金	1,201
	その他利益剰余金	2,698,455
	（うち当期純利益）	(242,308)
	評価・換算差額等	186,588
	その他有価証券評価差額金	188,135
	繰延ヘッジ損益	△1,546
	負債・純資産合計	4,189,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

福岡市早良区田村七丁目二七番八号

（甲）株式会社ネオコンクリート

代表取締役　大野　雅由

福岡市早良区田村七丁目二七番八号

（乙）株式会社Ｂｌｏｆｉｃ

代表取締役　大野　雅由

第９期決算公告

令和８年５月21日

福岡市早良区田村７丁目27番８号

株式会社Ｂｌｏｆｉｃ

代表取締役　大野　雅由

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,391
	固定資産	151
	合計	12,543
負純資産債及びの部	流動負債	24,973
	株主資本	△12,430
	資本金	9,000
	利益剰余金	△21,430
	その他利益剰余金	△21,430
	（うち当期純損失）	(1,162)
	合計	12,543

第35期決算公告

令和８年５月21日

福岡市早良区田村７丁目27番８号

株式会社ネオコンクリート

代表取締役　大野　雅由

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	805,731
	固定資産	1,239,008
	合計	2,044,739
負純資産債及びの部	流動負債	736,657
	固定負債	833,542
	株主資本	474,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	544,540
	利益準備金	2,450
	その他利益剰余金	542,090
	（うち当期純利益）	(28,088)
	自己株式	△80,000
	合計	2,044,739

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十一日

長野県松本市出川二丁目一九番三号

（甲）株式会社アルプス

代表取締役　内田　誠

山梨県富士吉田市中曽根四丁目五番一五号

（乙）ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

令和７年度決算公告

令和８年５月21日

山梨県富士吉田市中曽根４丁目５番15号

ホンダ自動車販売株式会社

代表取締役　藤本　博之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,950,706,039
	固定資産	1,250,744,738
	合計	3,201,450,777
負純資産債及びの部	流動負債	1,867,610,934
	固定負債	135,806,000
	株主資本	1,198,033,843
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,148,033,843
	利益準備金	20,000,000
	その他利益剰余金	1,128,033,843
	（うち当期純利益）	(36,188,735)
	合計	3,201,450,777

令和７年度決算公告

令和８年５月21日

長野県松本市出川二丁目19番３号

株式会社アルプス

代表取締役　内田　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,039,264,388
	固定資産	1,287,042,242
	合計	3,326,306,630
負純資産債及びの部	流動負債	1,954,669,886
	固定負債	423,831,550
	株主資本	947,805,194
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	55,000,000
	資本準備金	55,000,000
	利益剰余金	842,805,194
	利益準備金	11,300,000
	その他利益剰余金	831,505,194
	（うち当期純利益）	(125,359,221)
	合計	3,326,306,630

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年５月21日

京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一番地

（甲）株式会社太平洋クラブ

代表取締役　韓　俊

静岡県静岡市清水区宍原二七三〇番地の一

（乙）富嶽カントリークラブ株式会社

代表取締役　韓　俊

茨城県鉾田市大蔵二〇〇番地

（丙）ザ・ロイヤルゴルフクラブ株式会社

代表取締役　韓　俊

令和８年５月21日

静岡県静岡市清水区宍原2730番地の１

富嶽カントリークラブ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	323,307
	固定資産	4,405,841
	資産合計	4,729,149
負純資産債及びの部	流動負債	74,545
	固定負債	4,627,869
	（退職給付引当金）	(19,669)
	株主資本	26,734
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,143
	その他資本剰余金	21,143
	利益剰余金	△4,409
	その他利益剰余金	△4,409
	（うち当期純損失）	(4,409)
	負債・純資産合計	4,729,149

令和８年５月21日

茨城県鉾田市大蔵200番地

ザ・ロイヤルゴルフクラブ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	227,870
	固定資産	8,051,427
	繰延資産	1,560
	資産合計	8,280,857
負純資産債及びの部	流動負債	156,041
	固定負債	4,232,941
	（退職給付引当金）	(33,441)
	株主資本	3,891,875
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,943,676
	その他資本剰余金	3,943,676
	利益剰余金	△61,801
	その他利益剰余金	△61,801
	（うち当期純損失）	(61,801)
	負債・純資産合計	8,280,857

令和８年５月21日

京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地

株式会社太平洋クラブ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,226	流動負債	6,000
固定資産	29,254	固定負債	15,528
		（うち関係会社事業損失引当金）	(353)
		株主資本	17,962
		資本金	100
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	15,362
		その他利益剰余金	15,362
		評価・換算差額等	△9
		その他有価証券評価差額金	△9
資産合計	39,481	負債・純資産合計	39,481

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,478
売上原価	13,473
売上総利益	5,004
販売費及び一般管理費	2,326
営業利益	2,678
営業外収益	196
営業外費用	153
経常利益	2,721
特別利益	72
特別損失	222
税引前当期純利益	2,570
法人税、住民税及び事業税	880
法人税等調整額	47
当期純利益	1,642